



他分野との融合による 農業ビジネスの可能性と課題

～他分野融合と多様な人材の活躍を支える
「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築に向けて～

2026年3月

公益財団法人 東北活性化研究センター

目次

要旨	3
1. 調査の概要.....	9
1.1. 調査の背景・目的.....	9
1.2. 調査の内容と流れ.....	10
1.3. 用語の定義	10
2. 6次産業化、人材の活躍の現状、政策動向、課題.....	11
2.1. 6次産業化、人材の現状.....	11
2.2. 6次産業化、人材の政策動向.....	15
2.3. 調査テーマの概要・選定の考え方.....	18
2.4. 6次産業化、人材における課題.....	20
3. 他分野融合、多様な人材の活躍の市場概況、先進的なビジネスモデルの現状と課題	23
3.1. エネルギー	23
3.1.1. 市場概況	23
3.1.2. 国・自治体・支援機関の支援策等.....	29
3.1.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	33
3.1.4. 先進的なビジネスモデル：株式会社舞台ファーム.....	33
3.2. カーボンクレジット	38
3.2.1. 市場概況	38
3.2.2. 国・自治体・支援機関の支援策等.....	43
3.2.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	49
3.2.4. 先進的なビジネスモデル：株式会社フェイガー	49
3.3. 農泊	54
3.3.1. 市場概況	54
3.3.2. 国・自治体・支援機関の支援策等.....	57
3.3.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	64
3.3.4. 先進的なビジネスモデル：遠野ふるさと体験協議会	64
3.4. ガストロノミーツーリズム	69
3.4.1. 市場概況	69
3.4.2. 国・自治体・支援機関の支援策等.....	73
3.4.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	78
3.4.4. 先進的なビジネスモデル：鶴岡市.....	78
3.5. 輸出	84
3.5.1. 市場概況	84
3.5.2. 国・自治体・支援機関の支援策等.....	86
3.5.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	96
3.5.4. 先進的なビジネスモデル：九州農水産物直販株式会社	96

3.6.	福祉	101
3.6.1.	市場概況	101
3.6.2.	国・自治体・支援機関の支援策等	105
3.6.3.	ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	112
3.6.4.	先進的なビジネスモデル：弘前市	112
3.7.	外国人材	118
3.7.1.	市場概況	118
3.7.2.	国・自治体・支援機関の支援策等	121
3.7.3.	ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	127
3.7.4.	先進的なビジネスモデル：株式会社舞台ファーム	127
3.8.	女性活躍	131
3.8.1.	市場概況	131
3.8.2.	国・自治体・支援機関の支援策等	134
3.8.3.	ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方	138
3.8.4.	先進的なビジネスモデル：やまがた農業女子ネットワーク	138
3.9.	他分野融合、多様な人材の活躍において共通する構造的特徴と構造的課題	144
3.9.1.	他分野融合に関する構造的特徴と構造的課題	144
3.9.2.	多様な人材の活躍に関する構造的特徴と構造的課題	148
3.9.3.	事例調査の総括	151
4.	提言 —他分野融合と多様な人材の活躍を支える「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築に向けて—	152
	参考文献	157

要旨

1. 調査の目的

東北圏の農業は現在、構造変化に伴う戦略的な転換点に立たされている。2018年以降、東北6県の農業産出額は横ばいで推移し、生産性の停滞が顕在化している。さらに、全国に先駆けて進行する人口減少と高齢化を背景に、農業労働力の不足は深刻さを増している。これまで付加価値向上の中核を担ってきた「6次産業化」も、事業規模1,000万円未満の事業者が7割超を占めるなど小規模・分散型の構造となっており、類似事業者間の競争激化や規模拡大の困難さから成長の限界に直面している。

こうした現状に対し、国の農業政策には明確な転換の動きがみられる。すなわち、農業者単独による付加価値創出から脱却し、地域資源を核として多様な産業が連携する「他分野融合」や、新たな労働力となる「多様な人材の活躍」へと政策の重心が移行している。

本調査は、これら市場および政策の動向を踏まえ、東北圏の農業が抱える「生産性の停滞」と「労働力の縮小」という二重の課題に対し、「稼ぐ力（所得確保）」と「担い手（労働力確保）」を同時に実現する、次世代型農業モデルの構築に向けた実践的な方向性を提示することを目的とする。

2. 調査の概要

本調査では、単なる関連制度の解説にとどまらず、文献調査とヒアリングを組み合わせ、事業化のプロセスにおいて何が障壁となり、それをいかに乗り越えたのかという実践的な側面に焦点を当て、農家の立ち位置（役割）、成功要因、課題、必要な支援策を浮き彫りにした。

調査対象として、外部需要を直接取り込み新規市場を創出する「他分野融合」と、新たな労働力リソースとしてインパクトが大きい「多様な人材の活躍」の2領域から以下の分野を選定し、先進的なビジネスモデルを有する事業者・自治体等へヒアリングを実施した。

<他分野融合>新規市場の創出による農業の所得確保

- 環境・エネルギー分野
 - ・再生可能エネルギー（株式会社舞台ファーム）
 - ・カーボンクレジット（株式会社フェイガー）
- 観光分野
 - ・農泊（遠野ふるさと体験協議会）
 - ・ガストロノミーツーリズム（山形県鶴岡市）
- 輸出分野（九州農水産物直販株式会社）

<多様な人材の活躍>多様な主体の参画による農業の労働力確保

- 福祉（農福連携）分野（青森県弘前市）
- 外国人材分野（株式会社舞台ファーム）
- 女性活躍分野（やまがた農業女子ネットワーク）

3. 調査の結果：先進事例に共通する「構造的特徴」と「構造的課題」

各分野の先進事例を横断的に分析した結果、扱うテーマは異なっているにもかかわらず、持続的な成長を遂げているビジネスモデルには「他分野融合」「多様な人材の活躍」の双方において、明確な共通項（構造的特徴・課題）が存在することが明らかとなった。

3.1 他分野融合に関する構造的特徴

他分野融合を成功させている事例では、農家がすべての事業リスクや実務を抱え込むのではなく、各主体の強みを生かした以下3点の特徴を備える戦略的な事業設計がなされている。

① 事業上の主要な活動を最も適切にコントロールできる主体による明確な役割分担

地域からの反発や規制・政策動向、市場動向などのリスク・不確実性を伴う主要な活動について、その役割を適切な主体に切り分けている。

〈具体例〉

【再生可能エネルギー】株式会社舞台ファーム

・営農型太陽光発電事業において最大のハードルとなる、地域での合意形成を同社が責任を持って主導している。

【カーボンクレジット】株式会社フェイガー

・高度かつ煩雑な J-クレジットの制度対応や販売を、プログラム型の運営管理者として同社が一括代行している。

【農泊】遠野ふるさと体験協議会

・宿泊・体験の提供は農家等が担い、商品造成や販売などの旅行業務は中間支援組織や DMO が担うという「地域一体型の分業構造」を確立している。

【ガストロノミーツーリズム】鶴岡市

・観光における体制構築を協議会、旅行商品造成を DMO（観光地域づくり法人）、プロモーションを協議会及び DMO が分担し、農家は生産に集中できる仕組みを構築している。

【輸出】九州農水産物直販株式会社

・輸出先のニーズに応じた品目・規格の設定や海外小売事業者への直接の販路開拓を同社が担っている。

② 農家が参画しやすく設計されたビジネスモデル

農家がゼロから事業を構想・設計するのではなく、あらかじめ設計されたビジネスモデルに、既存の営農の延長線上で無理なく参画できる形がとられている。

〈具体例〉

【カーボンクレジット】株式会社フェイガー

・J-クレジット制度への対応プロセスが事業者側で一体的に設計されており、農家は証憑登録などの限定的な作業負担と日常の営農行為を通じて制度に参加している。

【農泊】遠野ふるさと体験協議会

・農家は宿泊だけでなく、日帰りの体験や食材提供など、自身の状況に合わせて提供できるサービスの枠組みに参画している。

【輸出】九州農水産物直販株式会社

・同社が持つ販路を活用した輸出のビジネスモデルに農家が参画する構造となっている。

③ 農業と他分野をつなぐ「翻訳・接続機能」

農業と他分野の間に存在する価値観、制度、商習慣などの違いを調整する「翻訳・接続機能」が、ビジネスモデル内に意図的に組み込まれている。

<具体例>

【カーボンクレジット】株式会社フェイガー

・「水稻栽培における中干し期間の延長」という脱炭素の取り組みを、カーボンクレジット制度を通じて速やかに環境価値（収益）に転換し、現場に還元している。

【農泊】遠野ふるさと体験協議会

・市場の変化を踏まえて農泊の取り組み全体を継続的に改善し、農業現場と観光市場のズレを調整している。

【ガストロノミーツーリズム】鶴岡市

・農業の歴史的・文化的価値を観光客や消費者に分かりやすく伝える役割を、ガイドや料理人が担っている。

【輸出】九州農水産物直販株式会社

・国内流通と海外市場の制度や商習慣の違いを事業者が農家に伝え、それを遵守させるための品質保証体制を構築している。

3.2 多様な人材の活躍に関する構造的特徴

人手不足の解消という一時的な対症療法ではなく、中長期的な経営を持続させるための「仕組み」として人材を戦略的に活用する以下2点の特徴がある。

① 農業の持続性や経営安定性を高める「戦略」としての多様な人材の位置付け

多様な人材を、将来にわたり農業経営を安定・持続させるための戦略の重要な要素として明確に位置付けている。

<具体例>

【外国人材】株式会社舞台ファーム

・人口減少・労働力減少という産業構造の変化を前提に、外国人材を中長期的な経営戦略の一角として位置付けている。国籍にとらわれず能力や役割に応じた配置・評価を行い、工場長を外国人材が担うなど高度な活用を実践している。

【女性活躍】やまがた農業女子ネットワーク

・女性農業者のネットワーク化を通じて、経営や技術、販路に関する知見の共有だけでなく、農繁期の労働力の相互補完を図るなど、つながりを経営戦略として機能させている。

② 人材活躍の組織的な対応及び関係主体との役割分担

人材活躍のための取り組み（マッチング、環境整備、教育など）を個人の努力に依存するのではなく、組織的な対応や関係主体との適切な役割分担によって仕組み化している。

<具体例>

【福祉】弘前市

・市が中間支援の役割を担い、農政課を窓口として農業者と福祉事業所を一元的にマッチングしている。さらに「農福連携実践マニュアル」を作成し、農作業を工程ごとに細分化・可視化することで、双方の不安や疑問を解消している。

【外国人材】株式会社舞台ファーム

・農作物や植物工場における作業工程のすべてをビデオ化やDXの活用と並行し、外国人材の就業環境や生活環境を含めた働きやすい基盤を組織として整備している。

3.3 「他分野融合」「多様な人材活躍」に共通する構造的課題

一方、これら先進事例は確かな成果を上げているものの、一般の農家や地域に広く展開しようとする際、「他分野融合」「多様な人材活躍」の両分野には共通して立ちはだかる以下3点の構造的課題が存在する。

① 農家への他分野の事業の認知拡大・理解醸成・マッチングの不足

一般の農家にとって、他分野の事業スキームや多様な人材の活用は未知の領域であり、収益性やリスクが見えにくいため参入を躊躇する傾向にある。また、事業を牽引できる有力な他分野事業者や適切な人材と出会う機会が極めて限定的であり、連携の端緒となる接点（マッチング機会）を意図的に創出・可視化する必要がある。

② ノウハウの属人化と事業化・定着のハードルの高さ

合意形成、複雑な制度対応、品質管理、人材育成といった事業の成否を分ける高度なプロセスは、先進事例においては特定の優れた事業者や中間支援組織の「能力や経験（暗黙知）」に依存していることが多い。これらの実務を一般の農家や地域が単独で模倣し、事業化や定着まで実行に移すには、参入障壁が過度に高い状態にある。

③ 支援策等に関する農家への情報の分散

国や自治体による各種の補助金や支援制度自体は充実してきているものの、メニューが多岐にわたるため、一般の農家や事業者にとっては「どの段階で、どの制度を、誰に相談して活用すればよいのか」が見えにくく、結果として有益な制度が存在していても活用に至らないケースが想定される。

4 提言：他分野融合と多様な人材の活躍を支える

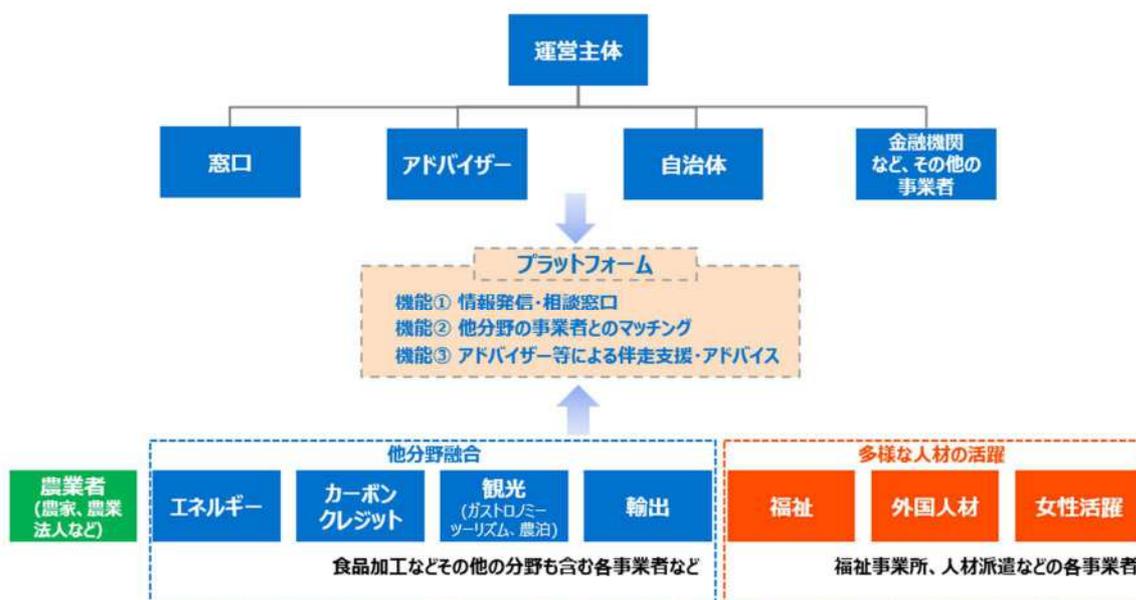
「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築に向けて

4.1 「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築

前述の通り、先進事例において事業の中核となる機能は、特定の能力ある事業者や行政、中間支援組織等によって個別に担われてきた。しかし、それはあくまで「できる主体が、できる範囲で独自に引き受けてきた」結果にすぎず、地域全体として意図的に設計・整備された仕組みではない。今後、これらの成功事例を「点」で終わらせず、東北圏全体で持続的かつ面的に展開していくためには、個別事例を支えてきた機能や役割を「見える化」し、誰もが利用可能なインフラとして共有する仕組みが不可欠である。

これを踏まえ、本報告書では、他分野融合と多様な人材の活躍の双方を横断的に支える「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築を提言する。

(図表) 東北版農業他分野融合プラットフォーム



本プラットフォームにおいて整備すべき中核機能は以下の3点である。

① 認知拡大や理解醸成、制度・支援策の整理・提示のための情報共有・窓口機能

分散している支援制度や補助金、成功事例のノウハウを農家・事業者の視点で分かりやすく整理・提示し、「どこに相談すればよいか分からない」という現場の課題を根本から解消する。

② 農家と他分野の事業者や人材を結び付けるマッチング機能

一般の農家単独では見つけにくい「他分野の有力な事業者」や「福祉事業所等の多様な人材」との接点を、意図的かつ広域的に創出する。

③ 事業構想や人材育成・定着を支える伴走型の支援・アドバイス機能

事業構想の策定から、複雑な制度対応、契約関係の整理、人材の受け入れ・育成・定着に至るまで、専門的知見を持つ第三者的な伴走・アドバイザー機能を整備し、農家や事業者が過度なリスクを負うことなく挑戦できる環境を構築する。

4.2 プラットフォームを実装・定着させるための現実的ステップ

初期段階から完成形を目指すのではなく、段階的に機能を積み上げていくアプローチが現実的かつ有効である。

ステップ1：モデル案件創出型フェーズ（立ち上げ期）

行政主導の事業のもとで、集中的な伴走支援によりまずは「動く案件」を確実に作り上げる段階である。

ステップ2：参加型・拡張フェーズ（展開期）

モデル案件の成功事例を「活用可能な型」として整理し、他の農家や地域が参照・再現できる形で横展開を図る段階である。

ステップ3：自走・定着フェーズ（成熟期）

他分野の事業者や金融機関等からの出資や参画を得ながら、民間主体が中心となって運営を担い、持続的なエコシステムとして回る段階である。

本提言を起点として具体的な取り組みが積み重ねられ、東北圏において農業と他分野の融合を支える強固な基盤が形成・定着し、ひいては東北圏農業の持続的な発展と地域経済の活性化に資することを強く期待する。

[担当：調査研究部 主任研究員 佐藤司]

1. 調査の概要

1.1. 調査の背景・目的

東北圏の農業は、構造変化に伴う戦略的な転換点に立たされている。

2018年以降、東北6県の農業産出額は横ばいに留まっており、生産性の伸び悩みが顕在化している [1]¹。これに加え、全国に先駆けて進行する人口減少と高齢化を背景に [2]²、東北圏では農業労働力の不足が深刻化している。東北圏の農業就業者数は減少しており2020年時点で約33万人となり、その平均年齢は63.6歳と全国平均（62.0歳）を上回る水準にある [2]。さらに、東北6県で後継者を有する農業経営体は26.0%にとどまり [3]、担い手の再生産が十分に機能していない。すなわち東北の農業は、「生産性の停滞」と「労働力の縮小」という二重の課題に対して、所得確保と労働力確保を同時に実現する戦略転換に迫られている。

一方、国の農業政策には転換の動きがみられる。2025年4月に閣議決定された最新の「食料・農業・農村基本計画」では、所得向上や雇用創出のため「農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出する」ことがうたわれた [4]。あわせて、若者・女性・外国人材・障がい者等、多様な人材の参画も期待されている [4]。

こうした市場および政策の動向を踏まえ、本調査では、

- これまで農業における付加価値向上の中核を担ってきた6次産業化、現状の農業人材に関する到達点と課題
- 農業と他分野を融合、または、多様な人材を活用した新たなビジネスモデルの可能性とその特徴・課題

を整理・分析し、東北圏における次世代型農業モデルの展開に向けた方向性を提示することを目的とする。

¹ 東北農政局によると、東北6県の農業産出額は、2018年14,325億円、2023年14,748億円と、近年は横ばいである。また、東北6県の生産農業所得（農業生産活動によって生み出された付加価値のこと、農業総産出額から物的経費を控除し、経常補助金を実額加算して求められる）は2018年5,627億円、2023年4,862億円と減少しており、農業の生産性が低下していることがうかがえる [1]。

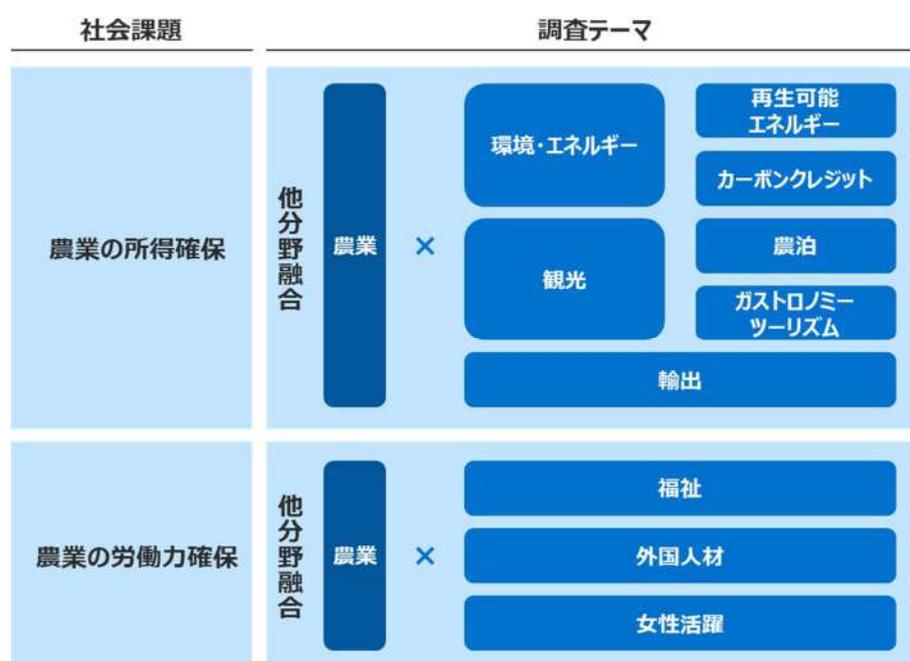
² 東北圏広域地方計画推進室によると、東北圏は平成12年に人口のピークを迎え、全国よりも早くから人口減少に転じている。また、東北圏は令和2年に老年人口割合が30%を超え、全国より早いスピードで高齢化が進んでいる [2]。

1.2. 調査の内容と流れ

本調査は、文献調査とヒアリング調査を組み合わせて実施した。

まず、農業における6次産業化および人材に関する市場・政策動向を各種統計・公表資料から整理した。そのうえで、後述する調査テーマ（図表 1-1）ごとに市場概況、国・自治体・支援機関の支援策、先進的なビジネスモデルを把握した。さらに、該当分野で事業を展開する企業、自治体、関係団体などへのヒアリングを通じて、事業化における成功要因及び課題を整理した。これらの調査を通じて、単なる制度の整理にとどまらず、事業化の過程において何が障壁になりうるのか、それをいかにして乗り越えているのかといった点に焦点を当てている。（調査テーマの具体的な選定の考え方については、“2.3 調査テーマの概要・選定の考え方”にて詳述する。）

図表 1-1. 調査テーマ



出所：公益財団法人東北活性化研究センター（以降、東北活性研）作成

1.3. 用語の定義

本報告書における主要用語の定義は以下のとおりである。

- 東北圏：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
- 東北6県：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 他分野融合：農業と環境・エネルギー、観光、輸出等の他分野、異分野を組み合わせた事業
- 多様な人材の活躍：外国人材、女性、障がい者等を含む多様な主体の参画による農業経営

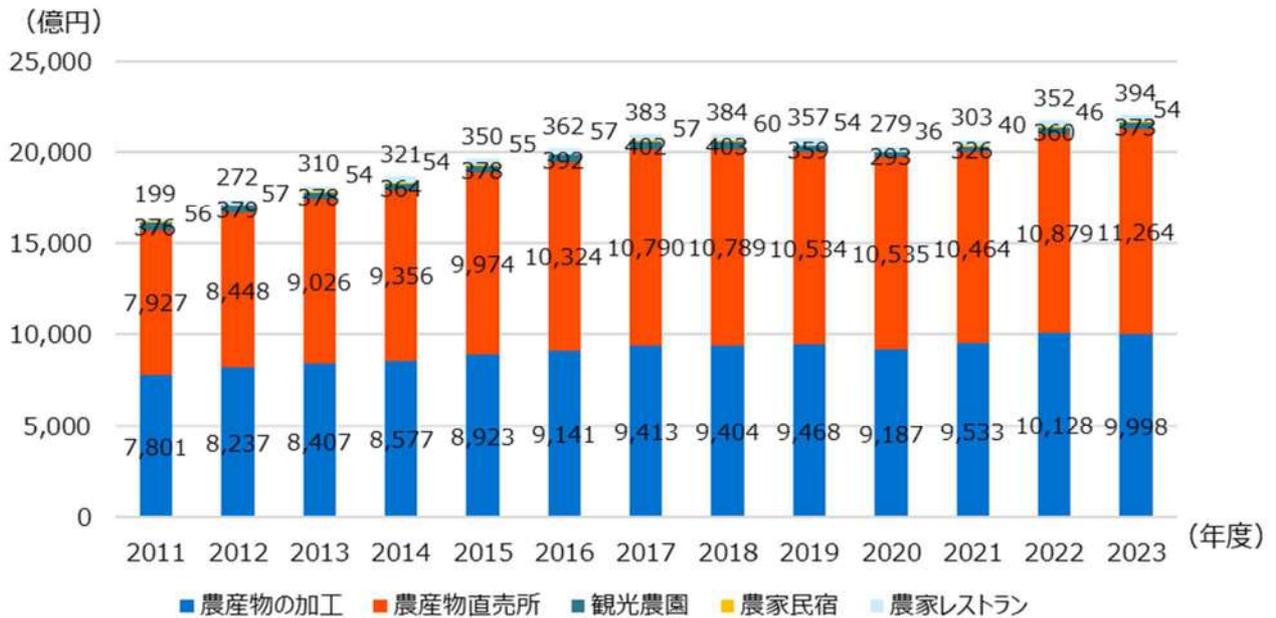
2. 6次産業化、人材の活躍の現状、政策動向、課題

2.1. 6次産業化、人材の現状

6次産業化は、一定の成果を上げてきた一方で、近年は成長が停滞している。

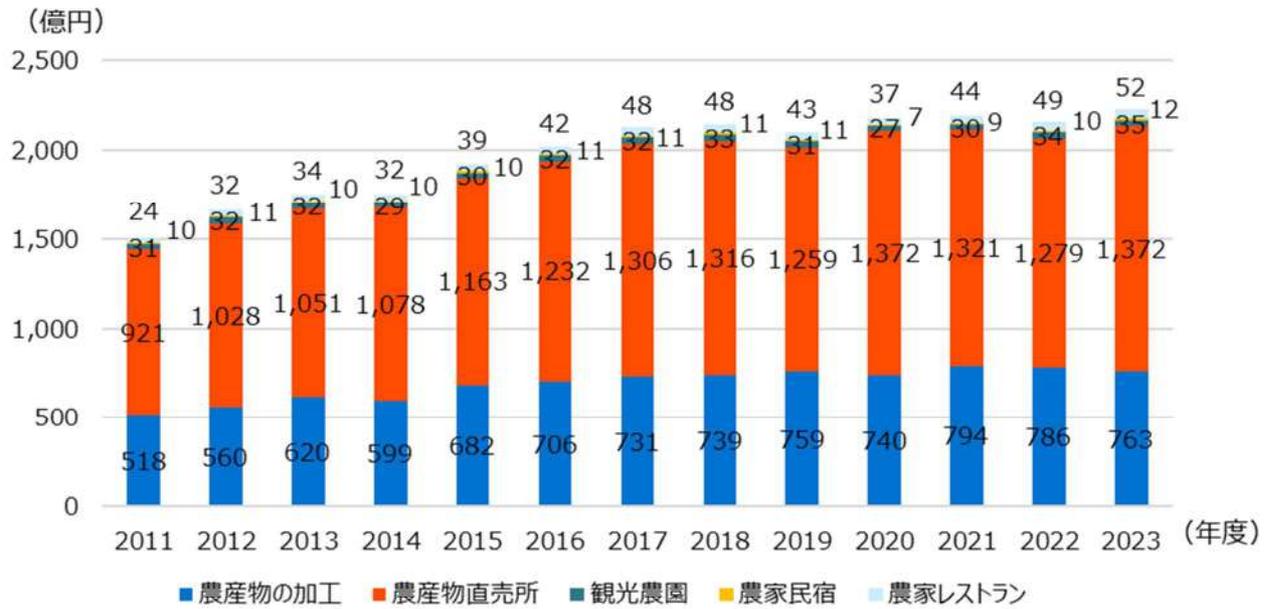
全国の6次産業化の市場規模は、2017年時点で約2.1兆円に達し、東北圏でも約2,100億円まで拡大した。しかし、2023年時点では、全国で約2.2兆円、東北圏で約2,200億円と、この6年間でほぼ横ばいで推移している（図表2-1、図表2-2）。

図表 2-1. 全国の農業分野における6次産業化の市場規模（年間総販額（売上）の推移）



出所：農林水産省「6次産業化総合調査」より作成

図表 2-2. 東北圏の農業分野における6次産業化の市場規模（年間総販額（売上）の推移）

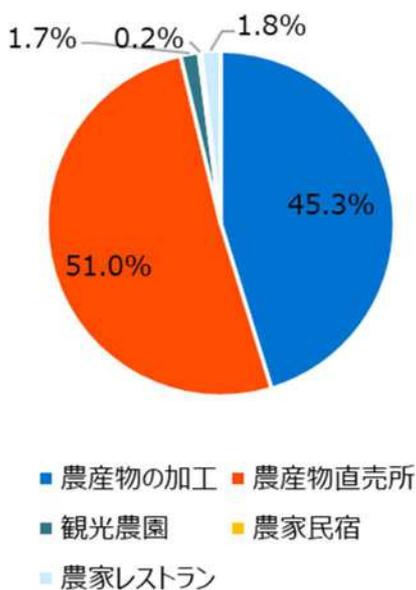


出所：農林水産省「6次産業化総合調査」より作成

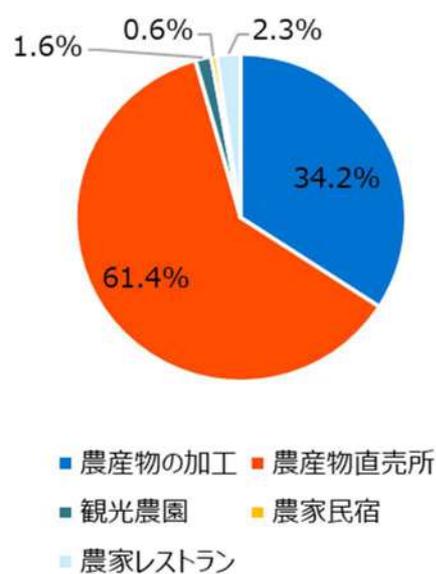
事業内容の内訳を見ると、全国・東北ともに「農産物の加工」、「農産物直売所」が9割を占めており、事業分野の集中が顕著である（図表 2-3、図表 2-4）。さらに、事業規模では1,000万円未満の事業者が7割超を占め、小規模・分散型の構造が確認できる（図 2-5）。

以上より、「類似事業者間の競争激化」や「規模拡大の困難さ」といった課題が顕在化しており、6次産業化は従来のやり方での拡大には限界があることがうかがえる。

図表 2-3. 全国の農業分野における6次産業化の事業別売上割合



図表 2-4. 東北圏の農業分野における6次産業化の事業別売上割合



図表 2-5. 全国の農業分野における6次産業化の事業規模割合



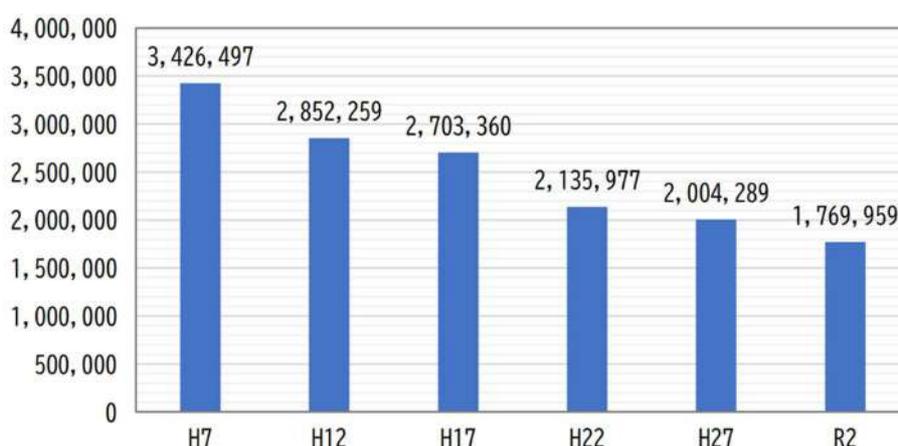
図表 2-3～図表 2-5 出所：農林水産省「令和5年度6次産業化総合調査」より作成

人材面においても、深刻な問題が進行している。1995年以降、農業就業者数は全国・東北圏ともに減少を続け、2020年時点で、全国において約177万人、東北圏において約33万人まで縮小している（図表2-6、図表2-7）。また、農業就業者の平均年齢は2020年時点で、全国において62.0歳、東北圏において63.6歳と、東北圏の高齢化は一段と進展している（図表2-8）。また、東北農政局「東北農業データファイル（地図版） 東北 全体版」によると、2020年時点で後継者がいる農業経営体は、全国で24.4%、東北6県で26.0%にとどまっている [3]。

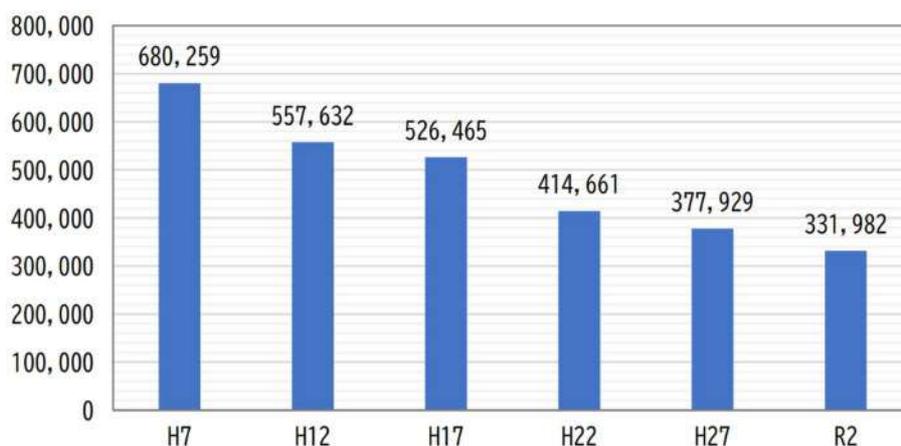
すなわち、東北の農業においては高齢化の急速な進展と、後継者を含む労働力不足が課題となっている。そのため、新たな労働力確保に向けた取り組みの必要性がうかがえる。

以上を踏まえると、東北の農業は「小規模・横並びな6次産業化の停滞」と「労働力の縮小」という二重の課題に直面している状況にある。

図表 2-6. 全国における農業就業者数

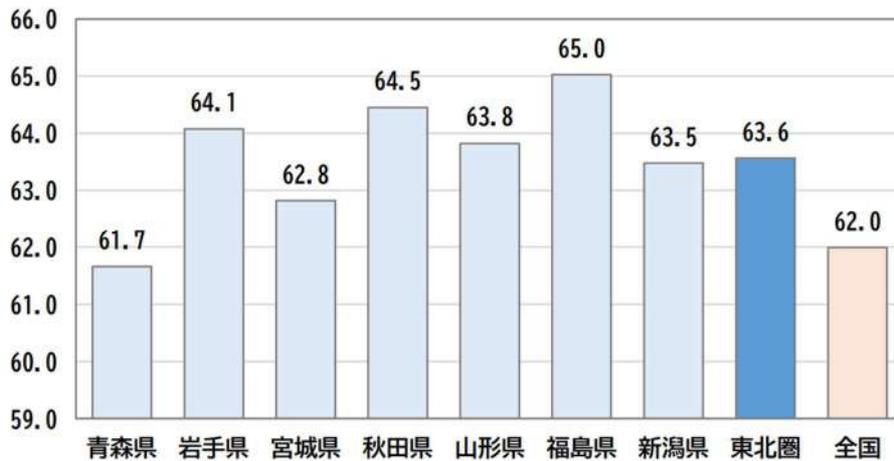


図表 2-7. 東北圏における農業就業者数



図表 2-6、図表 2-7 出所：東北圏広域地方計画推進室「東北圏の現況（データ）」より引用
 ※グラフは、国勢調査をもとに東北圏広域地方計画推進室が掲載

図表 2-8. 令和 2 年 農業就業者の平均年齢



出所：東北圏広域地方計画推進室「東北圏の現況（データ）」より引用
 ※グラフは、国勢調査をもとに東北圏広域地方計画推進室が掲載

2.2. 6次産業化、人材の政策動向

国の農業政策における6次産業化は、2011年3月施行の「六次産業化・地産地消法」（正式名称：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）を起点に本格的に展開してきた。同法は、農林水産物の生産に加工・販売等を組み合わせる「総合化事業」を制度化し、国の認定を受けた事業者に対して規制緩和や支援措置を講じるものである [5]。加えて、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する「6次産業化プランナー」を全国に配置するとともに、加工・直売施設の整備を進めるなど [6]、6次産業化を支える基盤整備が行われた³。

6次産業化への期待は政策における数値目標にも現れている。2013年に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」 [7]や「農林水産業・地域の活力創造プラン」 [8]では、2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に拡大する目標が掲げられた。また、2012年には官民ファンド「A-FIVE」 [9]が設立され、6次産業化事業への出資も行われた。（※同ファンドは2020年度末に新規投資停止 [10]）

³ 関連する取り組みとして、農林漁業者と商工業者等が連携して新たな事業を展開する「農商工連携」があり、この支援は2008年5月に成立した「農商工等連携促進法」において支援措置が定められている。

農林水産省「農商工連携の推進に向けた施策」（2025年12月2日閲覧）

東北圏においても、6次産業化は農業振興の中核施策として位置づけられてきた。復興庁が推進した「新しい東北」の枠組みの中では、復興と東北地方の更なる成長を目的として、各事業の支援・情報発信が進められてきた [11]。その中でも 2013 年に開始された『新しい東北』先導モデル事業では、2013～2015 年度の事業実施の中で、複数の 6 次産業化の取り組みが地域資源を活用したモデル事例として選定されている [12]。さらに、2009 年にはじめて公表された、「東北圏広域地域計画」 [13]では、六次産業化法制定前でありながら、6 次産業化の推進が明記されており、東日本大震災後に改正された 2016 年発表の同計画 [14]においても、東北圏の農林水産業を強化するべく「攻めの農林水産業への転換」の一環として 6 次産業化を含めた対策の必要性が掲げられている。

一方で、国の農業政策は、6 次産業化の推進と並行して、早くから次の展開を見据えた方向性も打ち出してきた。2010 年 3 月に決定された「食料・農業・農村基本計画」 [15]⁴では、生産・加工・販売の一体化に加え、地域資源と食品・観光・IT 等の産業の組み合わせによる新事業創出が掲げられている。その後も、「農林水産業・地域の活力創造プラン」 [8]にて農商工連携、医福食農連携、農観連携、輸出、バイオマス・再生可能エネルギーといった分野が、6 次産業化の延長線上に位置付けられてきた。

加えて 2015 年 3 月に決定された「食料・農業・農村基本計画」 [16]では、「農観連携やバイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携など、地域の多様な資源を活用した 6 次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進する」こと、および、都市と農村の交流の推進に向け「観光、教育、福祉等の多様な分野との連携を深める」ことが明記されている。実際にこの基本計画にあわせて策定された「農業経営等の展望」 [17]では 6 次産業化関連市場として「加工・直売」「輸出」「都市と農村漁村の交流」（観光・福祉分野との連携）、「医福食農連携」⁵、「地産地消」、「ICT 活用・流通」、「バイオマス・再生可能エネルギー」の 7 分野が定義され、農業を起点とした多面的な所得創出の方向性が明確に打ち出された。ここに、現在の「他分野融合」の原型をみることができる。

この流れは、2020 年以降、より鮮明となっている。食料・農業・農村基本計画の 2020 年度版 [18]では、他分野との連携による新たな価値創出を「農村発イノベーション」と位置づけ、「農泊」や「農福連携」、「農村への農業関連産業の導入等」⁶などの取り組みが具体的に示されている。このほか明確に他分野との連携として記載されていないものに関しても、これまでの言及と絡めると主に「輸出」「スマート農業・デジタル技術の活用」「バイオマス・再生可能エネルギーの導入」などが該当すると整理できるだろう。さらに取り組みの名称は、2022 年度に「農山漁村発イノベーション」、2025 年度からは「地域資源活用価値創出」へと発展し [19]、一次産業に限らない多様な主体の参画が期待されている。

⁴ 食料・農業・農村基本計画は「食料・農業・農村基本法」に基づき策定される、農政推進の上での基本政策・施策の方向性を決定するものであり、5 年ごとに変更される。

出所：農林水産省 食料・農業・農村基本計画（2025 年 12 月 2 日閲覧）

⁵ ここで言及されている「医福食農連携」は、現在の農福連携という人材活躍の側面より、介護・健康・栄養などに関連する食品産業に関する意味合いが強いと考えられる。

⁶ ズビエ利活用についても言及があるが、鳥獣被害防止の意味合いが強いと考えられるためここでは省略する。

2024年6月に行われた「食料・農業・農村基本法」の初改正に伴い [20]、2025年4月に発表された最新の「食料・農業・農村基本計画」 [4]の中でも、この方針は一貫している。農泊、農福連携、輸出、スマート農業、フードテック、再生可能エネルギー、J-クレジット利用、農業支援サービス活用、データ・AI活用など多様な取り組みへの期待が示され、農業をハブとして多様な産業が連携する構図が描かれている。さらに2025年5月に決定された「地方みらい共創戦略」 [21]では、農林水産業者に加え、金融機関、IT企業、観光業者、大学・スタートアップなどが主体となる「共創」が強調された。

総じてみると、農業政策における重心は、「農業者単独による付加価値創出（6次産業化）」から「地域資源を核に多様な主体が関与する他分野融合モデル」へ移行してきている。

人材政策においても同様の拡張がみられる。2020年度の「食料・農業・農村基本計画」 [18]では、従来の女性・高齢者に加え、若者、外国人材、障害者などを含む多様な人材の活躍が期待され、2025年版 [4]においてもこれらの人材の雇用確保のために労働環境整備を進めていく方針が示されている。

以上の通り、国の農業政策はすでに次の段階として「他分野融合」と「多様な人材の活躍」に移っており、今後は自治体および企業がこの方向性を具体的な事業や投資へと結び付けていくことが求められている。

図表 2-9. 6次産業化・他分野連携に関する主な法律・政策年表

年月	法律・政策	関連する主な内容・方針
平成23年3月	「六次産業化・地産地消法」施行 基本方針の策定	・総合化事業計画の認定・支援 ・6次産業化プランナーの配置 ・加工・販売施設の整備および利用の促進 ⇒6次産業化の普及
平成24年12月	「株式会社農林漁業 成長産業化支援機構法」施行	・A-FIVEの設立および6次産業化認定事業者への出資 ⇒負債拡大より令和2年度末で新規投資を停止
平成25年12月	「農林水産業・ 地域の活力創造プラン」決定	・農商工連携・医福食農連携等の6次産業化を推進
平成27年3月	「食料・農業・農村基本計画」 (2015)策定	・地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進 ・多様な分野との連携による都市農村交流を推進
令和2年3月	「食料・農業・農村基本計画」 (2020)策定	・6次産業化・農村発イノベーションの推進 ⇒農泊、農福連携などの拡大・推進
令和6年5月	「食料・農業・農村基本法」改正 新基本計画(2025)の策定 (R7.4)	・6次産業化・農泊・農福連携等の地域資源を活用した 他分野連携を促進 ・輸出・インバウンド等海外需要の取り込み ⇒地方みらい共創戦略の取りまとめ
令和7年5月	「地方みらい共創戦略」策定	・農泊・農福連携等異分野連携の推進

出所：記載の法律・政策より作成

2.3. 調査テーマの概要・選定の考え方

前節で整理したとおり国の農業政策は「6次産業化」を基本としながらも、現在は「他分野融合」と「多様な人材の活躍」を軸に再構成されつつある。

政策文書に列挙されている分野を整理すると、今後の農業における所得確保・生産性向上の手段として、環境・エネルギー（再生可能エネルギー、カーボンクレジット（J-クレジット））、観光（農泊、ガストロノミーツーリズム（「地方みらい共創戦略」において推進される観光の具体テーマとして追加））、輸出、フードテック、スマート農業、農業支援サービス、デジタル化、データ・AIの活用が挙げられる。

本調査では、この中でも「新規市場の創出」という観点から他分野との融合を通じて外部需要を直接取り込むことが可能な分野に焦点を当てた。具体的には、① 環境・エネルギー（再生可能エネルギー、カーボンクレジット（J-クレジット））、② 観光（農泊、ガストロノミーツーリズム）、③ 輸出を調査テーマとして選出している。これらはいずれも、国内農業の枠内にとどまらず、エネルギー市場、観光消費、海外市場といった外部需要を直接取り込むことが可能な分野であり、地域に新たな資金流入をもたらす点に特徴がある。特に近年は、脱炭素政策の進展やインバウンド需要の回復、食関連輸出の拡大など、追い風となる外部環境の変化も重なっている。

一方で、フードテック、スマート農業、農業支援サービス、デジタル化、データ・AI活用については、農業の生産性向上に不可欠な要素であることは間違いない。しかし、これらは主として農産物で売上を創出することには変わりはなく、農業・食品分野内での生産性の向上を目的とする取り組みであり、新たな市場創出という観点では性格が異なる。本調査では論点を明確にするため、これらの分野は対象外とした。

人材面についても同様の整理を行っている。政策上、労働力確保の対象としては、若者、福祉（障がい者雇用など）⁸、女性、外国人材が主なテーマとして挙げられる。このうち本調査では、新たな労働力のリソースとしてのインパクトが大きいという観点から、福祉、女性活躍、外国人材を調査テーマとして選出した。若者については、農業の将来を担う重要な存在である一方、就農促進や教育・研修施策としてこれまでも継続的に取り組まれてきた分野である。そのため本調査では、あえて若者を調査対象から外し、足元の人手不足解消と経済構造の転換に直結するテーマに注力することとした。

以上の整理を通じて、本調査は政策の方向性と市場環境の変化を踏まえ、「稼ぐ力」と「担い手」を同時に確保するために検討すべき分野における市場動向、支援策、成功要因及び課題などを明らかにすることを目的としている。自治体にとっては施策設計の軸となること、農家をはじめとする農業関係者や他分野の事業者にとっては新規事業や連携を検討する際の判断材料となれば幸いである。

⁷ 「地方みらい共創戦略 4 「おいしく豊かで楽しい農林水産地域」の活性化、付加価値向上のための取組（3）里業の推進に向けた取組」において、「広域型ガストロノミーツーリズム創出に向けた地域間連携」に取り組むことが記載されている [21]。

⁸ 福祉については農福連携におけるノウハウマルシェ等による売上創出・生産性向上も含むが、本調査では労働力確保に対する取り組みとして扱う。

図表 2-10. 調査テーマの概要・選定の考え方

社会課題	調査テーマ	
<p>農業の所得確保 他分野との融合による 新規市場の創出</p>	<p>他分野融合</p> <p>農業 ×</p>	<p>環境・エネルギー</p> <p>再生可能エネルギー</p> <p>カーボンプレジット</p> <p>観光</p> <p>農泊</p> <p>ガストロノミー ツーリズム</p> <p>輸出</p>
<p>農業の労働力確保 多様な人材の活躍</p>	<p>他分野融合</p> <p>農業 ×</p>	<p>福祉</p> <p>外国人材</p> <p>女性活躍</p>
<p>※あくまで農業・食品の 市場・分野に 位置づけられると考え、 本調査では対象外</p>	<p>農業</p>	<p>フードテック</p> <p>スマート農業</p> <p>農業支援サービス</p> <p>デジタル化</p> <p>データ・AIの活用</p>

出所：東北活性研作成

2.4. 6次産業化、人材における課題

他分野融合および多様な人材の活躍を検討するにあたり、本節ではこれまで付加価値創出として推進されてきた6次産業化と、農業全体における人材の課題を整理する。

6次産業化は成功事例がある一方で、総務省「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」[22]によれば、多くの事業者が共通した課題に直面してきたことが明らかになっている。

まず、6次産業化に取り組む事業者の事業開始時の課題として多く挙げられているのは、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上」、「販路の開拓・集客」、「事業計画の作成」、「資金調達（施設・機械の整備以外）」である（[22]の図表 2-(1)-③ ※取組事業内容別において何らかの事業で上位3項目となった項目を取り上げており、以降も同様である）。また、事業開始後の課題としては、「技術・ノウハウの習得・向上」、「販路の開拓・集客」、「労働力の確保」、「商品・サービスの企画・開発」が上位を占める（[22]の図表 2-(1)-④）。そして、希望する支援としては、「施設・機械の整備・調達」、「販路の開拓・集客」、「支援に関する情報提供」が上位を占める（[22]の図表 2-(3)-②）。これらの結果は、6次産業化が単なる生産性の向上ではなく、事業としての戦略や運営を要する取り組みであることを示している。

一方、6次産業化から撤退した事業者の分析は、より厳しい現実を示している。高齢化や病気といったやむをえない事情を除くと、「事業として成立しない」ことを理由とする撤退が22.7%を占めている（[22]の図表 3-(1)-③）。具体的な課題を見ると、事業開始時には「施設・機械の整備・調達」、「労働力の確保」、「技術・ノウハウの習得・向上等」（[22]の図表 3-(1)-⑤）が、事業開始後には、「労働力の確保」、「農産物の供給体制の維持・拡充」、「販路の開拓・集客」が上位に挙げられている（[22]の図表 3-(1)-⑥）。また、未参入者が期待する支援では、「施設・機械の整備・調達」、「販路開拓・集客」、「支援に関する情報提供」（[22]の図表 3-(2)-⑤）が上位となっており、参入以前の段階から資金・設備・情報へのアクセスが高い参入障壁となっている実態がうかがえる。

以上をまとめると、図表 2-11 の通り、① ヒト（労働力）、モノ（施設・機械）、カネ（資金）といった経営資源、② 事業計画、農産物の供給体制、販路開拓といった事業運営、③ 技術ノウハウ、④ 支援策に関する情報提供の4点（図表左縦軸）に集約される。また、すでに6次産業化に取り組んでいる事業者（図表青塗）に特有の課題として「商品・サービスの企画・開発」が挙げられていることから、「何を開発すべきか」というビジネスアイデアの創出自体がボトルネックとなっている事業者の存在が想定される。また、撤退した事業者（図表赤塗）に特有の課題として、農産物の供給体制が挙げられることから、生産体制の脆弱さが撤退に直結するリスク要因となっていると考えられる。

図表 2-11. 6次産業化における課題や支援ニーズのまとめ

	事業開始時	事業開始後
ヒト		労働力の確保
	労働力の確保	
モノ	施設・機械の整備・調達	
	施設・機械の整備・調達	
カネ	資金調達	
情報	支援に関する情報提供	
	支援に関する情報提供	
技術	技術・ノウハウの習得・向上	
	技術・ノウハウの習得・向上	
事業運営	販路の開拓・集客	
	事業計画の作成	商品・サービスの企画・開発
	販路の開拓・集客	
		農産物の供給体制

■ 取組事業者における課題・期待する支援策 ■ 撤退/未参入における課題・期待する支援策

※上位3項目のみ記載、期待する支援策で上位となった項目は
タイミングが不明のため事業開始時/後の両方に記載

青：取組事業者における課題・期待する支援策、赤：撤退/未参入における課題・期待する支援策

※取組事業内容別において何らかの事業で上位3項目となった項目のみ記載、期待する支援策で上位となった項目はタイミングが不明のため事業開始時/後の両方に記載

出所：総務省「平成31年3月 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」より作成

次に農業の人材面における具体的な課題について整理する。農林中央金庫「日本の農業の持続可能性に関する意識調査」[23]によると、次世代に農業を勧めない理由として、「収入が安定しない」、「所得水準が低い（生産者のみ7割以上）」が7割以上、「天候や災害の影響を受けやすい」、「肉体的な負担が大きい」が6割以上を占めている。生産者に限れば、「経済的な成長性が低い」との回答も3割を超える。一方、農業の魅力を高める方策としては、「賃金を上げる」が5割以上、「農業への関心を喚起する」、「省人化し作業負担を減らす」が4割以上となっている。

雇用の現場に目を向けると、日本政策金融公庫「農業景況調査（令和6年7月）～特別調査：雇用や労働力の状況について～」[24]では、従業員不足の理由として「地域に人がいない」が3割以上、「周年雇用が難しい」が2割以上となっている。さらに、一般社団法人全国農業会議所 全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果 ー令和6年度ー」[25]では、就農時に苦労したこととして「農地の確保」、「資金の確保」が7割以上、「営農技術習得」が5割以上、「住宅の確保」が2割以上となっている。また、経営面では「所得が少ない」、「資材費等の高騰」が5割以上、生活面では「思うように休暇が取れない」、「健康上の不安（労働がきつい）」が3~4割となっている。

また、総務省「農業労働力の確保に関する行政評価・監視 ー新規就農の促進対策を中心として ー結果に基づく勧告」[26]では、研修段階での離農理由として、「業務内容が合わない、想定と違っていた」という回答が3割以上となっており、その内訳として「農業の理想と現実のギャップ」が3割以上となっている。このことから、情報提供のあり方そのものが人材定着に影響していると考えられる。

以上を整理すると、図表 2-12 の通り、農業の人材課題は、① ヒト（労働力不足、周年雇用の難しさ、身体的負担、労働条件の悪さ）、② モノ（設備投資資金の不足、農地・住宅・農業資材の確保）、③ カネ（貸金・収入の確保、運転資金の不足、収入の不安定さ）、④ 情報（理想と現実のギャップ、農業への関心不足）、⑤ 技術（営農技術の習得・向上）と、複数の側面にわたって存在している。

こうした課題は、就農者や既存経営体に限らず、今後想定される他分野融合や多様な人材の活用においても同様に顕在化する可能性が高いと考えられる。とりわけ、所得確保と労働力確保を同時に成立させる事業設計がなされなければ、持続的な事業拡大を図ることは難しい。6次産業化及び人材に関するこれらの課題が、次の農業モデルを構想する上で、政策立案や経営判断への示唆となることを期待し、次節（先進事例）では、これらの課題をどう乗り越えているかを見る。

図表 2-12. 農業における人材に関する課題や支援ニーズのまとめ

	就農前	就農後
ヒト		労働力の不足
		周年雇用の難しさ
		身体面での不安
		労働条件の悪さ
モノ	農地の確保	
	設備投資資金の不足	
	住宅の確保	農業資材の確保
カネ	運転資金の不足	
		貸金・収入の確保
		収入の不安定さ
情報	理想と現実のギャップ	
	農業への関心不足	
技術	営農技術の習得・向上	

■ 経営者・雇用就農者双方の課題
 ■ 経営者単独の課題

出所：東北活性研作成

※就農前、就農後、経営者単独、経営者・雇用就農者双方等の分類に関しては、一部は内容から東北活性研で分類を行っている。情報については経営資源としてのデータでなく関心などを含めて分類している。

3. 他分野融合、多様な人材の活躍の市場概況、先進的なビジネスモデルの現状と課題

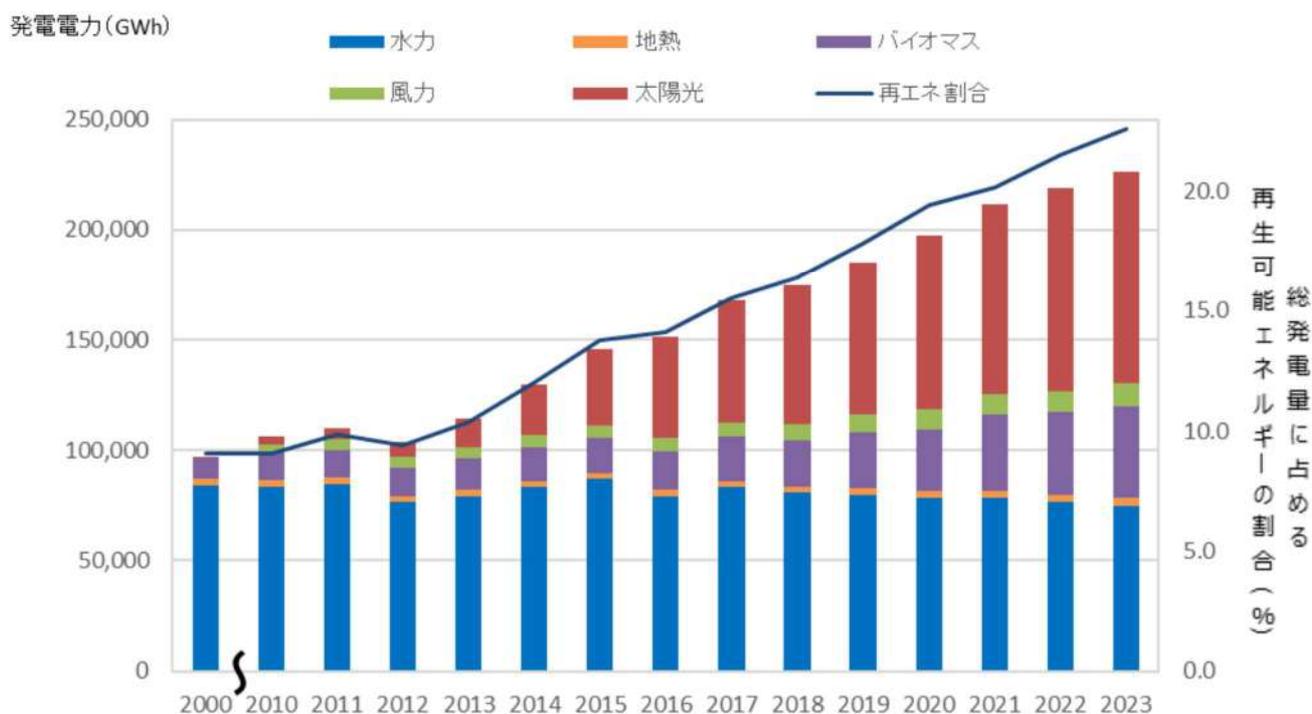
3.1. エネルギー

3.1.1. 市場概況

日本における再生可能エネルギーの導入は、近年、着実な拡大を続けている。再生可能エネルギーによる発電電力量および総発電量に占める割合はいずれも増加傾向にあり、2021年には再生可能エネルギーによる総発電量が20万GWhを上回っており、2023年にはその割合は20%を超えている（図表3-1）。

再生可能エネルギーの主な電源としては、水力、風力、地熱、太陽光、バイオマスが挙げられるが、なかでも近年は太陽光およびバイオマス発電の伸びが顕著である（図表3-1）。

図表 3-1. 日本の再生可能エネルギー発電量の推移（再エネ割合）



（出典）IRENASTAT Online Data Query Tool をもとに作成。

※ 水力発電には揚水発電を含まない。

出所：農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」より引用

※グラフは、IRENASTAT Online Data Query Tool をもとに農林水産省が掲載

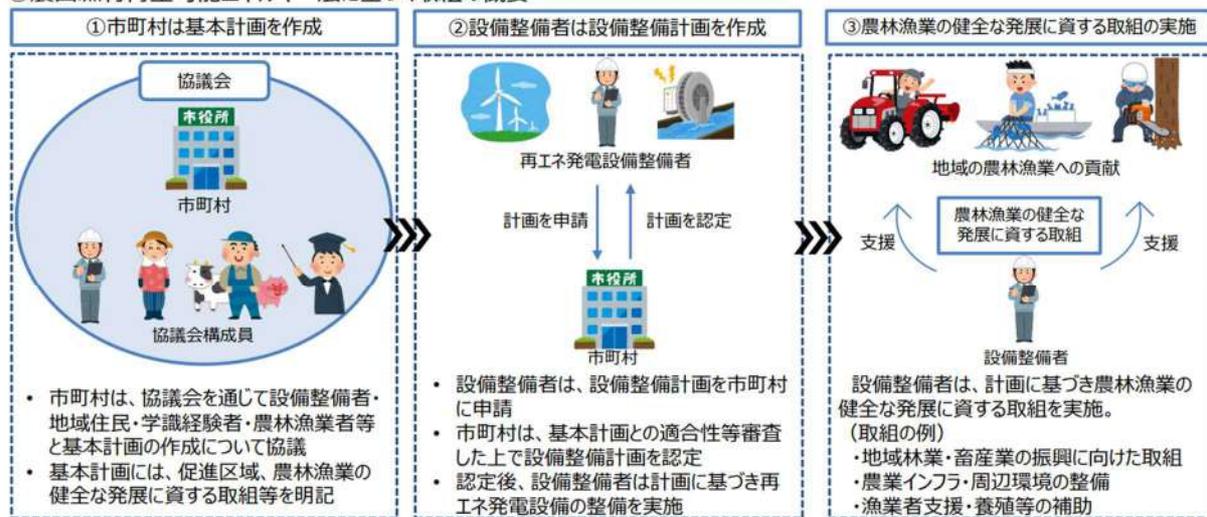
農地という広大な空間や自然資源を活用するとともに、生産・加工・流通などを通じて一定のエネルギー需要を内包する農業分野は、再生可能エネルギーとの親和性が本質的に高い分野である。こうした特性を背景に、農業分野における再生可能エネルギー活用は、平成26年に施行された「農山漁村再生可能エネルギー法」を基盤として進められてきた。

同法の特徴は、農地法や森林法など複数の関連法令に基づく手続きを整理・一体化し、事業化までのプロセスをワンストップで進められる点にある。制度の枠組みとしては、市町村が基本計画を策定し、それを踏まえて事業者が設備整備計画を作成・申請する流れとなっている。その後、再生可能エネルギー発電設備の整備に加え、農業生産基盤や周辺環境の整備など、農林漁業の発展に資する取り組みを併せて実施する仕組みである（図表3-2）。

図表 3-2. 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取り組みの概要、活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要

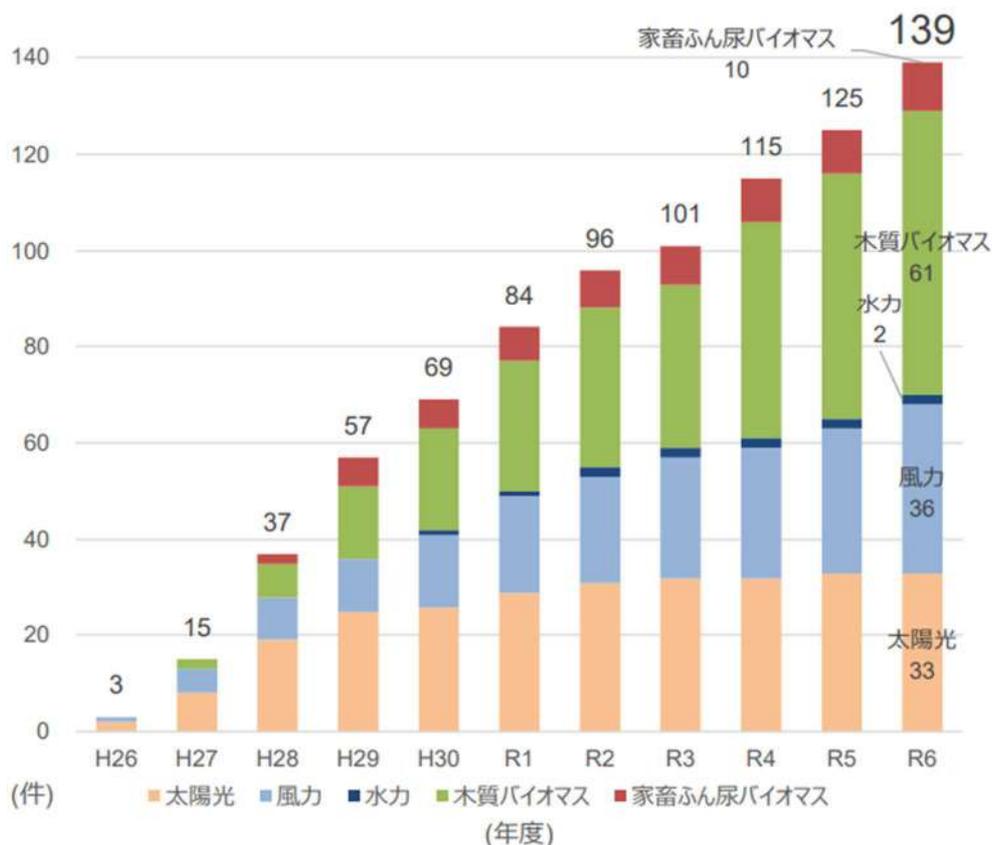


本法に基づき、地域の理解醸成・円滑な合意形成や農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた農山漁村の活性化を推進

出所：農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」より引用

同法に基づく取り組みは全国的に拡大しており、設備整備計画の認定件数は年々増加し、2024年度には139件に達している（図表3-3）。東北圏においても導入は進んでおり、2024年度時点で、全国112件の基本計画作成数のうち33件を占めている。内訳は東北6県で32市町村、新潟県で1市となっており、同地域が本分野において一定の存在感を示していることがうかがえる（図表3-4）。

図表 3-3. 農山漁村再生可能エネルギー法の取り組み状況（設備整備計画の認定状況）



※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。
 ※2 令和6年度集計において過年度実績においても一部修正。

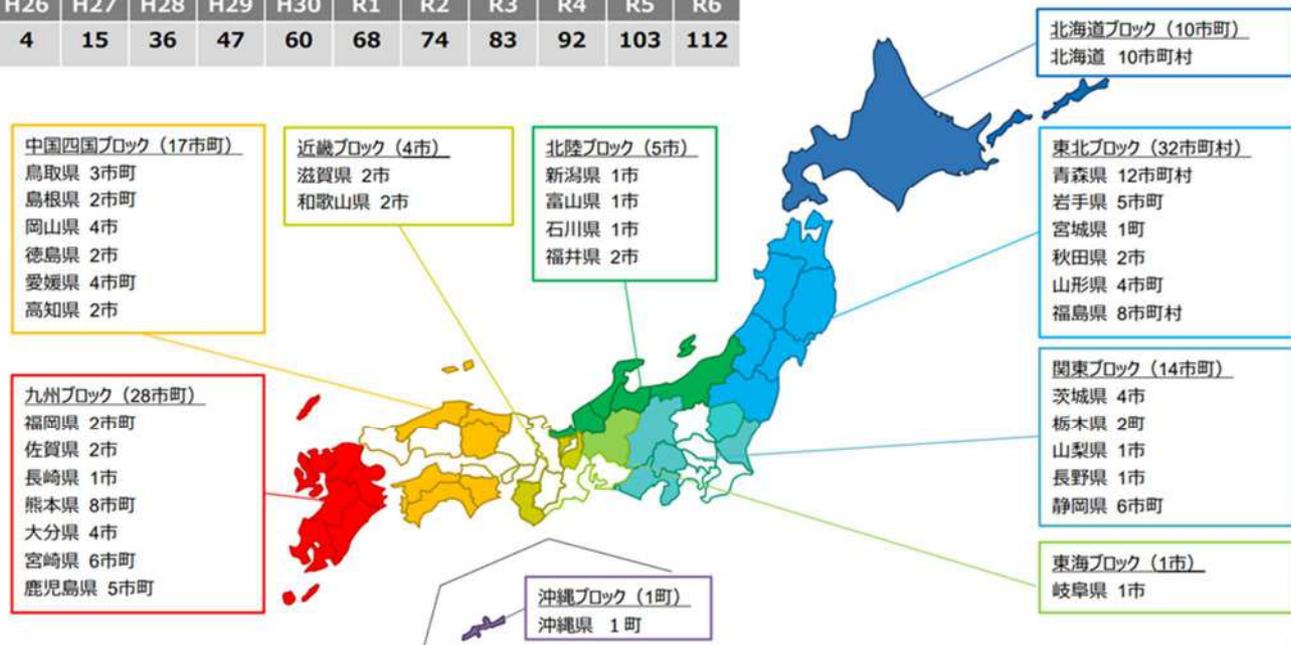
出所：農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」より引用

図表 3-4. 農山漁村再生可能エネルギー法の取り組み状況（市町村の基本計画作成数）

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和7年3月末現在、農林水産省調べ)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4	15	36	47	60	68	74	83	92	103	112



※令和6年度実績集計において過年度実績についても一部修正。

出所：農林水産省「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢」より引用

こうした流れの中で、近年特に注目を集めているのが営農型太陽光発電である。これは、農地の上部空間に太陽光パネルを設置し、下部では営農を継続しながら発電を行う仕組みであり（図表 3-5）、農産物による農業収入と発電による収入を両立できる点に特徴がある。実際に、農地の一時転用許可件数や設備下部の農地面積はいずれも増加傾向にあり、制度活用が着実に進展している（図表 3-6、図表 3-7）。

図表 3-5. 営農型太陽光発電について

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業者の所得向上等が期待できる取組。



露地の畑の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

出所：農林水産省「営農型太陽光発電について」より引用

※画像は市民エネルギーちば株式会社が提供したものを農林水産省が掲載

図表 3-6. 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数



出所：農林水産省「営農型太陽光発電について」より引用

図表 3-7. 営農型太陽光発電設備下部の農地面積



出所：農林水産省「営農型太陽光発電について」より引用

3.1.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

本調査では、国、自治体、支援機関の取り組みを整理した。国の施策については、農林水産省の令和7年度農林水産予算概算決定および令和6年度補正予算を中心に、一部、他省庁の関連事業も含めて整理している。自治体の施策については、各県の農業政策を軸に、関連分野の施策を含めて整理を行った。支援機関については、デスクリサーチにより当該分野の事業支援を担う主体を把握している。

なお、本資料は当該分野におけるすべての事業・支援策を網羅したものではない点に留意が必要である。

国の支援策の整理にあたっては、「事業のフェーズ」と「経営資源」という二つの軸を設定し、関連用語を定義した（図表 3-8）。「事業のフェーズ」と「経営資源」の分類に関する記載内容は公開情報に基づき東北活性研で整理したものであり、実際の運用や詳細が異なる場合がある。また、資金交付等の支援に対して、主たる使用用途に基づき分類している。これらの整理方法は、本分野以降も共通して用いている。

図表 3-8. 支援策をまとめる上での各用語の定義について

フェーズ	事業開始前		事業開始後			
定義	事業のアイデア、計画段階 例：事業者のマッチング、事業計画の策定等		実際の事業開始、規模拡大段階 例：実証、サービスの高度化等			
フェーズ	就農前			就農後		
定義	人材等が就農する前段階 例：就農説明会			人材等の就農後の活動段階 例：グループの立ち上げ等		
経営資源	ヒト	モノ	カネ	情報	技術	サポート
定義	研修、 専門人材の派遣、 事業者間の連携など	設備・施設のための 資金等	全般的な資金	事例紹介・説明会・ 相談会等	技術的な面での資金 / 技術的な指導支援	その他、事業への 直接的なサポート 例：プロモーション、 コンテンツの作成等

出所：東北活性研作成

農業におけるエネルギー分野の国の主な支援策としては、「みどりの食料システム戦略推進総合対策」を中心とした包括的支援が挙げられる。

同施策では、みどり法認定事業者や地域を対象に、環境負荷低減に資する技術の実証、他事業者との連携支援、施設・設備整備支援、教育研修や普及啓発などが一体的に実施されている。また、営農型太陽光発電の実証なども支援対象に含まれており、地域における新たなエネルギー循環モデルの構築を後押ししている点が特徴である。

加えて、環境省が所管し、農林水産省等と連携して実施される「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」など、省庁横断型の支援も展開されている（図表 3-9、図表 3-10）。

図表 3-9. エネルギー分野における主な国の支援

みどりの食料システム戦略推進総合対策	環境負荷低減と持続的発展性を両立させた食料システムの構築を各事業で総合的に推進
みどりの食料システム戦略推進交付金	各地域の環境負荷低減や省力化に資するモデル的な取組の横展開に向けた支援
環境負荷低減活動定着サポート	みどり法認定農業者が環境負荷低減に取り組む際の技術指導・販路拡大等を支援するチーム体制の構築
グリーンな栽培体系加速化事業	環境配慮型の栽培技術および省力化技術の検証や情報発信の支援
SDGs対応型施設園芸確立	持続可能な施設園芸栽培に向けた省力・効率化栽培・経営の実証や情報発信の支援
みどりの事業活動を支える体制整備	認定事業者の環境負荷低減に伴う資材生産・販売、商品開発、流通合理化などに必要な調査分析や機械設備導入支援
農山漁村を核とした循環経済先導地域づくり	地域資源やエネルギーを地域内で循環利用するための計画策定、および計画に伴う設備整備等を支援
バイオマスの地産地消	バイオマスプラントの事業化に向けた調査・設計や施設整備、およびバイオ液肥用の設備・機械導入を促進
地域循環型エネルギーシステム構築	未利用資源のエネルギー・営農型太陽光発電・次世代太陽電池等の利用実証推進
関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり	食料システムに関連する主体の行動変容と相互連携を促すような環境整備を支援
食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進	消費者の環境配慮型行動への変容促進
地域資源活用展開支援事業	地域への再生可能エネルギー導入に向けた専門家による支援および情報発信
農山漁村振興交付金	農山漁村活性化に向けた多様な取組を支援
地域資源活用価値創出対策	農山漁村の多様な資源を活用した付加価値向上の取組を支援
地域資源活用価値創出整備事業 (定住促進・交流対策型及び産業支援型)	地域資源活用価値創出の取組に伴う再生可能エネルギー設備設置の支援
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	民間企業等が自己利用および地産地消するための再生可能エネルギー導入と地域共生の促進
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	地域に配慮した形の営農型太陽光発電等の設備導入支援

出所：下記より作成

農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要. IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「みどりの食料システム戦略推進総合対策」

農林水産省「令和7年度みどりの食料システム戦略推進総合対策（当初予算）みどりの食料システム戦略推進総合対策の概要」

農林水産省「地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）」

環境省 令和7年度環境省重点施策集「民間企業等における再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】」

図表 3-10. エネルギー分野における国の支援のまとめ

		事業開始前	事業開始後
ヒト	教育研修	環境負荷低減に資する人材の育成 (農林漁村を核とした循環経済先導地域づくり・地域資源活用展開支援事業)	
	専門家	再エネ導入に向けた専門家の相談・派遣 (地域資源活用展開支援事業)	
	連携	地域関係者の合意形成コーディネート・体制構築・他事業者とのマッチング (環境負荷低減着サポート・農林漁村を核とした循環経済先導地域づくり)	
モノ			環境負荷低減に向けた再エネ・省力化・新技術導入等のための施設・設備・機械の導入 (みどりの食料システム戦略交付金・地域資源活用価値創出整備事業・設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業)
カネ		事業者・事業主体団体の環境負荷低減に対する取り組み (みどりの食料システム戦略推進交付金全般)	
情報		情報発信 (地域資源活用展開支援事業・グリーンな栽培体系加速化事業・SDGs対応型施設園芸確立)	
		消費者意識変容・普及啓発 (食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進・グリーンな栽培体系加速化・バイオマスの地産地消)	
		環境負荷低減の取り組み・事業化に向けた調査・分析 (農林漁村を核とした循環経済先導地域づくり・みどりの事業活動を支える体制整備・バイオマスの地産地消)	
技術	資金		環境負荷を低減する栽培技術・次世代再エネの実証 (みどりの事業活動を支える体制整備・バイオマスの地産地消)
	指導		みどり法認定者の環境配慮栽培への助言・指導 (環境負荷低減活動定着サポート)

出所：下記より作成

農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要. IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「みどりの食料システム戦略推進総合対策」

農林水産省「令和7年度みどりの食料システム戦略推進総合対策（当初予算）みどりの食料システム戦略推進総合対策の概要」

農林水産省「地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）」

環境省 令和7年度環境省重点施策集「民間企業等における再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】」

東北圏の自治体においては、一部の県で設備導入等を支援する施策が確認される（図表 3-11）。現時点では県ごとに取り組み状況に差異が見られるものの、今後は農業政策とエネルギー政策を横断した取り組みが一層求められる。

図表 3-11. エネルギー分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
岩手県	エネルギー	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	「農村地域に賦存する再生可能エネルギーの活用により、土地改良施設の維持管理費の軽減等を図るため、県や土地改良区等が所有する農業水利施設にモデル的な小水力発電設備を整備」
福島県	エネルギー	みどりの食料システム戦略推進交付金事業	「（３）バイオマスの地産地消 地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援する。」
新潟県	エネルギー	農村地域小水力発電等導入促進事業	「再生可能エネルギーの活用を推進するため、農業水利施設における小水力発電設備の導入に必要な調査・検討を行う。」
新潟県	エネルギー	新潟県農林水産業総合振興事業 (再生可能エネルギー活用促進)	「地域に散在するバイオマス資源や自然資源等の再生可能エネルギーを活用する農林漁業関連施設等の導入を支援することで、地域資源の循環活用を推進し、農山漁村の付加価値創出を目指す。 バイオマスや雪等再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産等のための施設、リース用機械の整備」
新潟県	エネルギー	カーボンニュートラル新潟農業事業	「脱炭素社会の実現に向けて、農業生産面における温室効果ガス削減につながる様々な取組を広げるため、新潟版温室効果ガス削減のモデル産地を育成する。 (中略) ③ 地域循環型エネルギー取組支援」

出所：下記より「」内引用の上、作成

岩手県「令和7年度 農業振興のための施策一覧」

福島県「令和7年度 事業計画書」

新潟県「農林水産業施策の概要（令和7年度版） 第3 主な事業の概要」

3.1.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

“3.1.1 市場概況”を踏まえ、再生可能エネルギーにおいて発電電力量の拡大が続く太陽光発電の中でも、農業所得の確保とエネルギー活用を同時に実現できる営農型太陽光発電を調査対象分野として設定した。

その中でも、地域に根差した「美里モデル」を構築し、神明ホールディングスとの連携を通じて全国展開を視野に入れた先進的な取り組みを進めている株式会社舞台ファームをヒアリング対象として選定した。

3.1.4. 先進的なビジネスモデル：株式会社舞台ファーム

<事業概要>

株式会社舞台ファームは、宮城県仙台市に本社を置く農業法人であり、野菜・米の生産・販売、農産物加工・販売、農業経営コンサルティングに加え、農業生産や食品加工に必要な電力を対象としたグリーンエネルギー事業を展開している（図表 3-12）。

同社の営農型太陽光発電モデルは、水田に太陽光発電設備を設置して、地元農事組合法人に協力金や地代を支払い、営農と発電を両立させる仕組みである。発電した電力は、舞台ファームのレタス工場「美里グリーンベース」や充電ステーションへ供給され、農業とエネルギーを地域内で循環させる「美里モデル」を形成している（図表 3-13）。

ヒアリングによると、事業規模は約 3.9ha であり、農地転用許可において農林水産大臣の承認を要しない範囲内での最大規模となっている。現在は、美里モデルの構築と実証が進み、事業としての実現性が高い段階に至っている。

また、生産された米や野菜を舞台ファームが一括して買い取る体制を構築する点も特徴である。美里グリーンベース周辺の4つの農事組合法人が合併し、今後、約 90 人規模、200～300ha の農事組合法人の設立が予定されており、地域との協力体制を基盤に、農業の大規模化と経営安定化にも寄与するモデルとなっている。

この「美里モデル」は、特定企業の成功事例にとどまらず、「営農主体の存在」「地域での合意形成」「エネルギーの地産地消」という三要件を満たすことで、他地域への応用可能性を有するモデルとして位置づけられる。

舞台ファームでは、今後の事業拡大として他地域への横展開を想定しており、事業の効率化や高度化を目的として神明ホールディングスとの連携を進めている。また、地域特性に応じた営農型モデルの構築に向け、電力会社、企業、地域農家との多様な連携形態を検討している。営農型太陽光発電は、単なるコスト削減策にとどまらず、農業の生産性向上や地域連携の強化など、高い拡張性を有しており、地域の実情に応じた多様な波及効果が期待される。

図表 3-12. 舞台ファーム事業概要

項目	内容
企業名	株式会社舞台ファーム
住所	宮城県仙台市若林区日辺字田中11番地
資本金	5,000万円
従業員数	231名（グループ全体）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 野菜・お米の生産・販売 農産物加工・販売 農業経営に関するコンサルティング グリーンエナジー事業 (農業生産・食品加工に掛かる電力関連事業)
事業規模 (全体売上高)	<ul style="list-style-type: none"> 舞台ファーム単体：38.9億円 グループ全体：53億円 (令和7年6月度)
事業規模 (エネルギー)	<ul style="list-style-type: none"> 営農型太陽光発電 取組面積：約3.9ha 耕作地：水田（米） モデル構築・実証済み

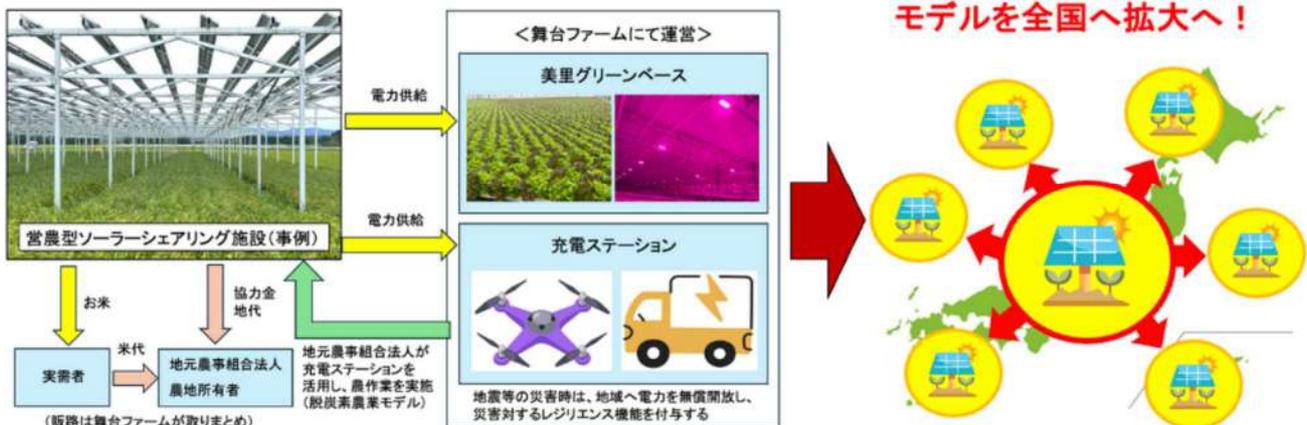
出所：下記およびヒアリングより作成

株式会社舞台ファーム「会社概要」

株式会社舞台ファーム「【ニュースリリース】 神明ホールディングスとの業務提携を締結」

図表 3-13. 舞台ファームの営農型太陽光発電のビジネスモデル

＜営農型ソーラーシェアリング 美里モデル＞



出所：株式会社舞台ファーム「【ニュースリリース】 神明ホールディングスとの業務提携を締結」より引用

＜事業の経緯＞

国の第7次エネルギー基本計画では、エネルギー安全保障の強化とグリーンエネルギー比率の向上が明記されている。一方、エネルギー価格の上昇が続く中、美里グリーンベースにおいてもエネルギーコストの増大が経営上の課題となっていた。

こうした状況を背景に、同社では、コスト削減という実利が見込め、かつ農業の持続性向上にも資する取り組みとして営農型太陽光発電に着目した。2021年の美里グリーンベース竣工 [27]を起点に、2025年には営農型太陽光発電に着工する [28]など、段階的に事業化が進められている。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

＜事業の成功要因＞

舞台ファームによる営農型太陽光発電事業の成功の背景には、地域における営農と発電の両立のための取り組みがある。

① 地域との強固な連携を前提とした事業構築

舞台ファームの営農型太陽光発電事業は、地域との強固な連携を事業の前提としている。

農地を活用する本事業は、農業委員会、自治体、地域住民、農家といった多様な関係者の理解と合意があって初めて、持続的な事業として成り立つ。同社は、事業構想の初期段階から地域との協議を重ね、関係構築を行ったことで、地域の将来に資する取り組みとして位置づけることに成功している。

制度的に可能であることと、地域に受け入れられることは必ずしも一致しない。舞台ファームはこの現実を前提に、時間と労力を惜しまない合意形成を行ってきた点において、他の事業者と一線を画している。

② 営農技術・ノウハウを前提とした事業構築

営農技術・ノウハウも事業構築の前提となっている。

営農型太陽光発電は、その名のとおり「営農の継続」が前提であり、農業が形骸化すれば制度的にも社会的にも成立しない。

舞台ファームは農業生産から販路構築などの営農技術・ノウハウを伴った農業法人として、営農型太陽光発電事業を行っている。

この農業者主導の視点があるからこそ、営農の継続性と発電事業の両立が実効性をもって担保されており、制度運用上のリスクを低減すると同時に、地域からの信頼獲得にもつながっている。

③ 地域還元型モデルによる地域の価値向上

舞台ファームの「美里モデル」では、発電した電力を自社施設のみならず、地域内で活用する仕組みが構築されている（図表 3-13）。

また、周辺農家が生産した農産物を一括して買い取る体制を整えるなど、地域農業の経営安定化にも寄与している。こうした仕組みにより、営農型太陽光発電事業は単なる発電事業ではなく、地域全体の価値を高める取り組みとなっている。

＜営農型太陽光発電と親和性の高い事業者像＞

営農型太陽光発電に取り組む際には、発電した電力をどのように活用するのかを明確にした上で事業設計を行うことが重要である。電力の活用方法としては、大きく自家消費と売電が想定される。

例えば、カット野菜工場などのプロセスセンターを有する事業者は自家消費との親和性が高く、複数拠点を展開している場合にはオフサイト PPA の活用も視野に入る。一方、売電を前提とする場合には、売り先の確保や高圧電力インフラの整備状況など、立地条件を含めた慎重な検討が必要となる。

また、積雪量の多い地域では営農型太陽光発電が成立しにくい場合があるなど、気候条件や地域特性による向き不向きも存在する。作物選定においても、気温上昇を踏まえ、高温条件に弱い作物を太陽光パネル下で生産するという発想は、有効な選択肢の一つとなり得る。

以上を踏まえると、営農型太陽光発電は誰にでも適用可能な万能モデルではなく、ビジネスモデル、エネルギー需要、立地条件、作物選定を含む営農を踏まえた選択的導入が求められる分野である。

<事業の課題>

一方で、営農型太陽光発電の活用を他の事業者も含めて各地で拡大するにあたっては、いくつかの課題が顕在化している。

① 事業構想段階における地域との連携の難易度の高さ

第一に、事業構想段階における地域との連携体制構築の難易度の高さである。

舞台ファームは、連携体制を構築しているが、他社にとっては高い参入障壁となり得る。

これは、前述した「地域との連携」が成功要因であることの裏返しでもあり、自治体、農業委員会、地域住民との調整プロセス自体は多大な時間と労力を要すると考えられる。本分野の普及においては、事業者の連携体制構築への支援が必要である。

② 営農型太陽光発電のイメージ向上・認知拡大

第二に、営農型太陽光発電事業のイメージ向上や情報発信である。営農型太陽光発電において、舞台ファームのように営農と発電を適切に両立することで地域での循環モデルを構築することができるというイメージの向上・認知の拡大により、さらなる取り組みの拡大へ期待がかかる。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の二点の支援が求められると考える。

第一に、事業構想段階における地域との連携構築への関与・支援である。営農型太陽光発電は、農地利用を伴う性質上、多様な関係者との合意形成を不可欠とする。行政が中立的な立場から初期段階の調整に関与し、関係者間の対話を後押しすることで、事業者の負担軽減と地域側の安心感の醸成の双方を図ることが期待される。

第二に、営農型太陽光発電に関する認知拡大である。制度の趣旨と実態を優良事例を通じて丁寧に発信していくことで、事業者・地域双方の興味関心を醸成し、不安を和らげ取り組みを開始するための基盤となる。

<まとめ>

舞台ファームの事例は、営農型太陽光発電を持続的な地域ビジネスとして成立させるための要件を、具体的かつ実践的に示している。

その成功要因は、① 地域との強固な連携を前提とした事業構築、② 営農技術・ノウハウを前提とした事業構築、③ 地域還元型モデルによる地域の価値向上である。

一方で、① 事業構想段階における地域との連携の難易度の高さや、② 営農型太陽光発電のイメージ向上・認知拡大といった課題も顕在化している。これらは個別事業者の努力だけで解決できるものではなく、行政や関係機関による連携構築や認知拡大が今後一層求められる分野である。

営農型太陽光発電は、農業所得の確保、地域エネルギーの自立、脱炭素を同時に実現し得る可能性を有している。本事例で得られた知見を個別成功にとどめることなく、地域と行政が一体となって支える仕組みへと昇華させていくことが、今後の展開において重要となろう。

3.2. カーボンクレジット

3.2.1. 市場概況

カーボンクレジットとは、温室効果ガス（CO₂等）の削減量または吸収量を「クレジット（排出権）」として認証し、事業者間で取引する仕組みである。日本国内においては、国が制度設計・運営を行う「J-クレジット制度」が中核的な役割を担っている。

本制度では、温室効果ガス削減・吸収の取り組みから創出者がクレジットを創出・売却し、購入者は自らの排出量のオフセットに活用する。すなわち、環境負荷低減の取り組みを経済的価値へと転換する市場である（図表 3-14）。

図表 3-14. J - クレジット制度について



出所：J-クレジット制度「J-クレジット制度について」より引用

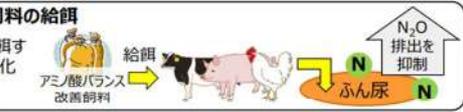
農業分野においてJ-クレジット制度で認められている方法論は、「家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」、「家畜排せつ物管理方法の変更」、「茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥」、「バイオ炭の農地施用」、「水稻栽培における中干し期間の延長」、「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」、計6つの方法で構成されている（図表 3-15）。

図表 3-15. J - クレジット制度における農業分野の方法論

J-クレジット制度における農業分野の方法論

➤ J-クレジット制度では、排出削減・吸収に資する対象技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定（これを方法論という）。

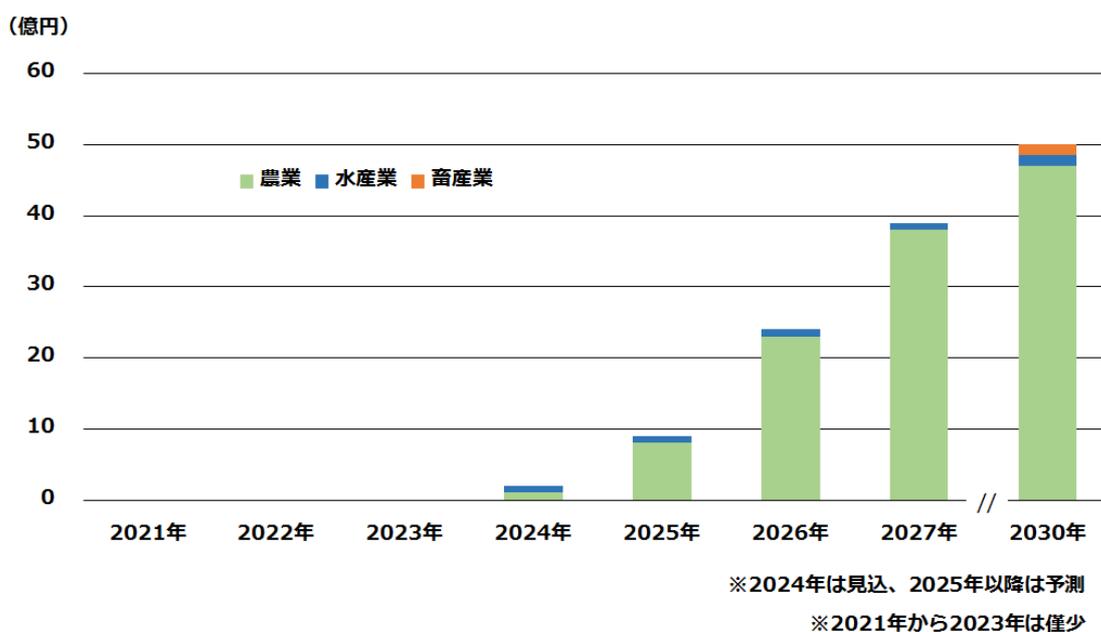
➤ 現在、J-クレジット制度全体で、74の方法論を承認。このうち、農業分野の方法論は6つ（2025年11月現在）。

	農業分野の方法論								
<p>■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論 2025年9月時点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #FFCCBC;">省エネ</td> <td>ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;">再エネ</td> <td>バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFD700;">農業</td> <td>家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">森林</td> <td>森林経営活動 再造林活動</td> </tr> </table>	省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入	再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入	農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌	森林	森林経営活動 再造林活動	<p>■ 農業分野の方法論</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>• 家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌</p> <p>家畜にアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、排せつ物管理からの一酸化二窒素(N₂O)排出量を抑制</p>  <p>• 家畜排せつ物管理方法の変更</p> <p>家畜排せつ物の管理方法を変更することにより、メタン(CH₄)及びN₂Oの排出量を抑制</p>  <p>• 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥</p> <p>茶園に施用する窒素肥料を硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料に代替することで、土壌からのN₂O排出量を抑制</p>  <p>• バイオ炭の農地施用</p> <p>バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壌に貯留</p>  <p>• 水稻栽培における中干し期間の延長 (令和5年4月追加)</p> <p>水稻の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのCH₄排出量を抑制</p>  <p>• 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 (令和5年11月追加)</p> <p>肉用牛に、バイパスアミノ酸を加えた飼料を給餌することで成育を促進し、従来より肥育期間が短縮されること等により、枝肉重量あたりのCH₄及びN₂Oの排出量を抑制</p> 
省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入								
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入								
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌								
森林	森林経営活動 再造林活動								

出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

富士経済の調査によれば、日本の農業・水産業・畜産分野におけるカーボンクレジット市場は、2024年時点で約1億円規模と小さいものの、2030年には50億円規模へと急拡大する予測が示されている（図表 3-16、[29]）。なかでも、「水稻栽培における中干し期間の延長」は、今後の市場成長を牽引する分野として注目されている [29]。

図表 3-16. 農業・水産業・畜産におけるカーボンクレジットの市場規模

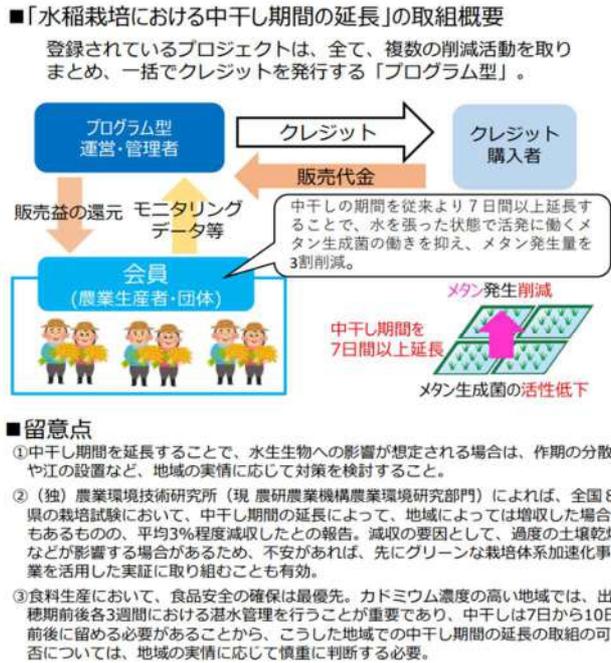


富士経済「農業・水産業・畜産におけるカーボンクレジット市場のトレンドと創出・取引拡大に向けた取り組み実態調査」

出所：富士経済「農業・水産業・畜産におけるカーボンクレジット市場のトレンドと創出・取引拡大に向けた取り組み実態調査」より引用

中干延長とは、水田の中干し期間を通常よりも長く確保することで、メタン生成菌の活動を抑制し、メタン排出量を削減する取り組みである（図表 3-17）。本手法は、複数農家の取り組みを運営・管理者が取りまとめ、クレジットを一括して創出する「プログラム型」として実施されている点に特徴がある（図表 3-17）。

図表 3-17. 「水稲栽培における中干し期間の延長」について



出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

実績を見ると、農業者によるJ-クレジットのプロジェクト55件のうち、中干延長は26件と最多を占め(図表 3-18)、累計クレジット認証量 351,250t-CO₂のうち、307,323t-CO₂と圧倒的なシェアを有している(図表 3-19)。取り組み面積は全国で約79,700haに達しており、そのうち東北6県が約31,000haと最大規模となっている(図表 3-20)。東北地域は、日本有数の稲作地帯であると同時に、カーボンクレジット分野においても中心的なポジションを占めつつある。

図表 3-18. 農業者が取り組むプロジェクトの内訳

◆太字はプログラム型プロジェクト、赤字は2025年11月までにクレジットが認証されているプロジェクト

分類	方法論	件数	取組者
省エネ	空調設備の導入 など	5	(同)北海道新エネルギー事業組合、 唐津農業協同組合 、 フタバ産業(株) 、 クボタ 大地のいぶき 、九州電力(株)
再エネ	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料の代替 など	4	(株)伊賀の里モクモク手づくりファーム、(株)タカヒコアグリビジネス、(株)デリーフデ北上、イオンアグリ創造(株)
省エネ・再エネ	未利用熱の熱源利用 など	1	(株)エア・ウォーター農園
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	3	味の素(株) 、(株)Eco-Pork、 デザミス(株)
	家畜排せつ物管理方法の変更	2	(株)ファームノートデイリープラットフォーム、Green Carbon(株)
	バイオ炭の農地施用	13	(一社)日本クルベジ協会、(株)TOWING、(株)未来創造部、NTTコムビジネス(株)、(株)フェイガー、(株)Chem.Eng.Lab.、大山乳業農業協同組合、シンコムアグリテック(株)、(株)KCL、(株)フジタ、(株)ホンダトレーディング、Green Carbon(株)、(株)庄内こめ工房
	水稲栽培における中干し期間の延長	26	クボタ 大地のいぶき 、Green Carbon(株)、 三查商事(株) 、(株)フェイガー、(株)Jizoku、NTTコムビジネス(株)、 <small>※2件のプロジェクトも実施</small> 、クレアトラ(株)、(株)バイウィル、伊藤忠食糧(株)、 阪和興業(株) 、 フィード・ワン(株) 、 神山物産(株) 、(株)Rev0、 田中産業(株) 、(株)鈴生、 日本電計(株) 、 グリーンアース(株) 、(一社)スマート農業共同体、(株)アルプロン、新潟市、SBI地方創生サービス(株)、(株)おととさん、(株)Sustech、 グラントマト(株) 、八幡平市
	バイパスアミノ酸の給餌	1	味の素(株) <small>※アミノ酸バランス改善飼料の給餌との併用プロジェクト(バイパスアミノ酸の給餌にのみ計上)</small>
合計		55	

出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

図表 3-19. 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量

(2025年11月現在)

方法論	クレジット認証量 (累計)
省エネ・再エネ	42,235t-CO ₂
家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	38t-CO ₂
家畜排せつ物管理方法の変更	149t-CO ₂
バイオ炭の農地施用	1,505t-CO ₂
水稻栽培における中干し期間の延長	307,323t-CO ₂
合 計	351,250t-CO ₂

出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

図表 3-20. 「水稻栽培における中干し期間の延長」の取り組み面積



出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

3.2.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

農業におけるカーボンクレジット分野では、国の政策を通じて普及に向けた支援を展開している。なかでも「みどりの食料システム戦略推進総合対策」では、農業者が J-クレジット取得に取り組む際の伴走支援や、新たな農業分野のクレジット方法論の策定が進められている。

また、経済産業省および環境省が所管する「国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費」では、J-クレジット制度全体の運営に加え、制度利用に向けた事業者支援や普及啓発が行われており、農業分野もその対象に含まれている（図表 3-21、図表 3-22）。

図表 3-21. カーボンクレジット分野における国の主な支援策

みどりの食料システム戦略推進総合対策	環境負荷低減と持続的発展性を両立させた食料システムの構築を各事業で総合的に推進
みどりの食料システム戦略推進交付金	各地域の環境負荷低減や省力化に資するモデル的な取組の横展開に向けた支援
環境負荷低減活動定着サポート	みどり法認定農業者がJ-クレジット取得に取り組む際の伴走支援
関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり	食料システムに関連する主体の行動の変容と相互連携を促すような環境整備を支援
食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進	J-クレジットに関する農業者等が取り組むプロジェクト形成やクレジットの認証および新規方法論認定支援
国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費	J-クレジット制度の実施や、事業者の制度活用、および普及啓発に向けた取組を支援

出所：下記より作成

農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目 「みどりの食料システム戦略推進総合対策」

経済産業省「令和 7 年度「国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費（J-クレジット制度運営等業務）」に係る企画競争募集要領」

図表 3-22. カーボンのクレジット分野における国の支援のまとめ

		事業開始前	事業開始後
J-クレジット	専門派遣	みどり法認定者のJクレジット取得伴走支援 (環境負荷低減活動定着サポート)	
		窓口の設置 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	
		プロジェクト計画書・モニタリング報告書作成支援 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	
	事業者連携	売買の事業者マッチング・事業者紹介 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	
カーネ		Jクレジット認証・プロジェクト登録 (食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進)	
		審査費用の支援 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	
情報		webサイト等による情報発信・説明会 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	
技術		農業分野のJクレジット新規方法論策定 (食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進)	
		Jクレジット全体の新規方法論策定 (国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費)	

出所：下記より作成

農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目 「みどりの食料システム戦略推進総合対策」

経済産業省「令和7年度「国内温室効果ガス排出削減・吸収量認定制度実施事業費（J-クレジット制度運営等業務）」に係る企画競争募集要領」

東北圏の自治体においては、カーボンクレジットを直接的に掲げた施策は必ずしも多くないものの、「グリーンな栽培体系」への転換を後押しする形で、関連施策が展開されている（図表 3-23）。グリーンな栽培体系とは、「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた栽培体系のことであり、国の「みどりの食料システム戦略」に基づく交付金制度を活用し、各県が実証・普及を進めている [30]。

特に、カーボンクレジットの手法の一つであるバイオ炭の農地施用については、みどりの食料システム法の取り組みの対象となっていること [30]などから、国・県双方の施策において位置付けられており、開発・導入支援が進められ、農業分野における脱炭素化の基盤形成に寄与している。

図表 3-23. カーボンクレジット分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
青森県	環境・カーボンクレジット	グリーンな栽培体系への転換サポート事業 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】	「1 グリーンな栽培体系への転換（R7当初、R6補正） （1）グリーンな栽培体系の検討（必須の取組）（中略） （2）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 （3）消費者理解の醸成 2 県域への展開（R7当初、R6補正） グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会、先進地視察、展示ほの設置等」
青森県	環境・カーボンクレジット	みどり認定制度 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】	「1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 （1）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 （2）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 （3）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動」
岩手県	環境・カーボンクレジット	いわてみどりの食料システム戦略推進事業	「(1) グリーンな栽培体系への転換に向けた実証の推進 産地に適した環境に優しい栽培技術や省力化に資する先端技術等の検証を支援」
秋田県	環境・カーボンクレジット	あきたの環境にやさしい農業推進事業 1 環境にやさしい農業推進事業 （2）みどり戦略体制づくり支援事業	「②グリーンな栽培体系加速化事業 省力化技術と環境にやさしい栽培技術を組み合わせた栽培体系への転換に向けた取組への支援。 （中略） ④みどりの事業活動を支える体制整備事業 資材の生産・販売に必要な施設整備への支援。」
秋田県	環境・カーボンクレジット	グリーンな栽培体系実証事業 1 グリーンな栽培体系実証事業	「「みどりの食料システム戦略」に掲げる高い生産性と両立する持続的生産体系への転換の実現に向け、「省力化に資する技術」と「環境にやさしい栽培技術」を組み合わせた新たな栽培体系の実証を支援する。」
秋田県	環境・カーボンクレジット	グリーンな栽培体系実証事業 2 グリーンな栽培体系普及推進事業	「実証技術の周知と普及を図るため、実証ほでの現地実演会や講習会等、様々な機会を捉えて情報提供するとともに、各普及指導員が地域の状況に応じた技術の普及・指導を行う。 （1）技術の体験機会の提供 実証ほの設置、現地実演会・検討会等による技術の周知・普及 （2）相談窓口の活動促進 各地域振興局における相談窓口を通じた技術の周知・普及 （3）関係機関との連携 農業試験場、農林政策課研究推進チームとの連携」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	環境・カーボンクレジット	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	「みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境に優しい栽培技術」と「省力化に資する先端技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した栽培技術を検証し定着を図る。」
宮城県	環境・カーボンクレジット	農地へのバイオ炭投入に係る技術及びシステム構築事業	「炭素貯留効果のあるバイオ炭の中でも「もみ殻くん炭」の活用・普及に向けて、農作物への影響評価や暗渠疎水材としての可能性検討を行うとともに、実証試験やJクレジット活用を含めた検討を行う。」
山形県	環境・カーボンクレジット	基本戦略2 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換 戦略分野4 温暖化に対応できる産地への転換 プロジェクト1 2 温暖化対応技術開発プロジェクト	「④温室効果ガスの排出削減技術開発 ・変温管理等を組み合わせた施設栽培の省エネ技術を開発する。 ・剪定枝を活用したバイオ炭の利用等、炭素貯留量増加技術を開発する。 ・化学肥料使用量削減のために土壌改良資材や未利用資源を活用した化学肥料代替技術を開発する。 ・水田からのメタン発生低減技術を開発する。」
福島県	環境・カーボンクレジット	みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業	「（１）環境保全型農業技術推進事業 環境保全型農業の推進、環境保全型農業の新規取組者の確保、地域リーダーの育成を目的に啓発、技術指導等の活動を行う。 （２）環境保全型農業チャレンジ！事業 （中略） 環境保全型農業のコンテストを開催し、地球温暖化対策に効果が高い技術や取組に関する表彰及び優良事例の公表等を行う。 （３）環境保全型農業サポート体制整備事業 環境保全型農業の面的拡大を目的としたモデル地区における推進・支援体制の整備及び地域ぐるみの活動を支援する。」
新潟県	環境・カーボンクレジット	カーボンニュートラル新潟農業事業	「脱炭素社会の実現に向けて、農業生産面における温室効果ガス削減につながる様々な取組を広げるため、新潟版温室効果ガス削減のモデル産地を育成する。 ① 温室効果ガス削減に向けた栽培体系への転換支援（グリーンな栽培体系への転換推進） （中略） ③ 地域循環型エネルギー取組支援 ④ SDGs 対応型モデル産地育成支援 （中略） ⑥ 環境負荷低減活動定着サポート ⑦ グリーンな栽培体系への転換と併せて行うスマート農業機械等の導入支援」
新潟県	環境・カーボンクレジット	みどり農業技術開発事業	「農業分野での脱炭素社会への転換を推進するため、水田農業における温室効果ガスを削減する技術等の開発を行う。 ① J-クレジット活用に向けた技術開発 ② 新たな環境負荷低減技術の開発」

出所：下記より「」内引用の上、作成

青森県「令和7年度 一農業構造政策推進ハンドブック」

岩手県「令和7年度 農業振興のための施策一覧」

秋田県「令和7年度 秋田県農林水産業関係施策の概要」

宮城県「令和7年度 宮城県農業行政の概要」

山形県「第5次 農林水産業元気創造戦略」

福島県「令和7年度 事業計画書」

新潟県「農林水産業施策の概要（令和7年度） 第3 主な事業の概要」

さらに、支援機関による取り組みとして、プログラム型プロジェクトが重要な役割を果たしている（図表 3-24）。これは、小規模農家の取り組みをプログラム運営者が集約し、申請・認証・販売までを一体的に担う仕組みであり、農家側の事務負担を大幅に軽減する点に強みがある。フェイガーや Green Carbon といった民間のカーボンクレジットデベロッパーが、この分野で先行的な役割を果たしている（図表 3-25）。

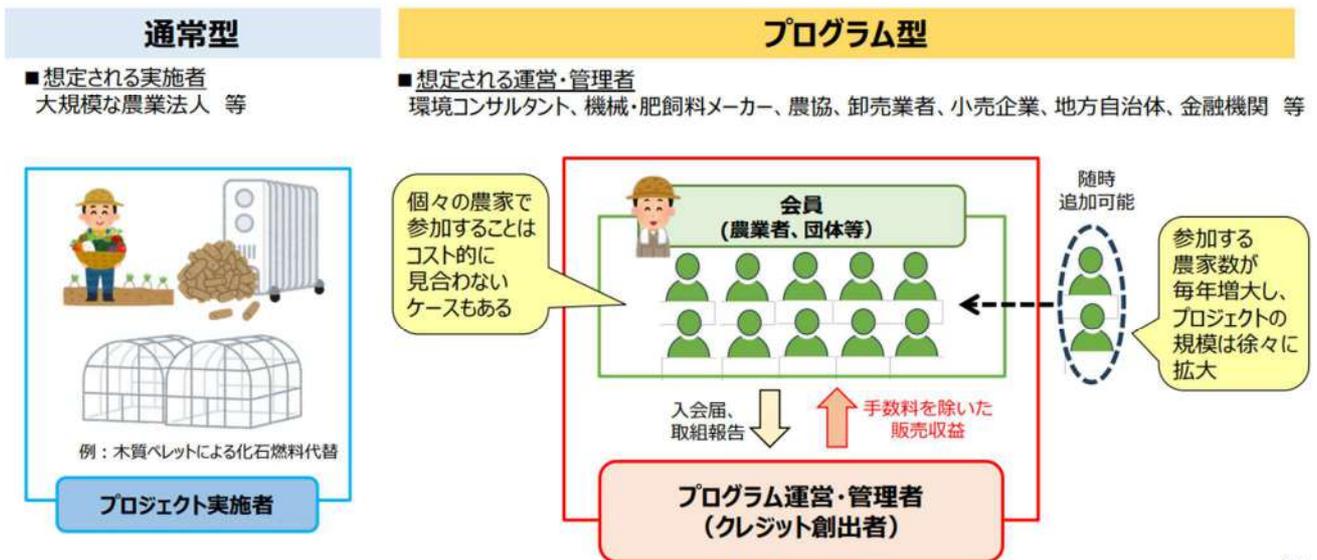
図表 3-24. プログラム型プロジェクトについて

■プログラム型プロジェクトのメリット

- ① 単独では小規模な削減活動からクレジットを創出することが可能。
- ② 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。
- ③ クレジットのロットが大きくなることで、販路の拡大に繋がる可能性。

■プログラム型プロジェクトの例：唐津農業協同組合

ハウスみかんを中心とする組合員農家が参加する農協主導によるプログラム型。燃油高騰対策で重油式暖房機に代えて高効率ヒートポンプ空調設備を導入、化石燃料を削減。2024年11月に、約5年分の削減量をまとめて、約4万トンのクレジットを発行。



出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より引用

図表 3-25. カーボンのクレジット分野における主な支援機関の支援策

自治体・機関	ジャンル	内容
味の素株式会社	カーボンのクレジット	畜産においてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することで、排せつ物管理からのGHGを抑制しJクレジットを創出（プログラム型）飼料の提供、モニタリング、クレジット販売等を担当
一般社団法人日本クルベシ協会	カーボンのクレジット	バイオ炭の農地施用によるJクレジット創出を行う協会（プログラム型）
株式会社TOWING	カーボンのクレジット	バイオ炭に土壌微生物を添加した高機能バイオ炭「宙炭」を用いて、バイオ炭の農地施用によりJクレジットを創出（プログラム型）
株式会社未来創造部	カーボンのクレジット	バイオ炭の農地施用によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
NTTコムビジネス株式会社	カーボンのクレジット	バイオ炭の農地施用、水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
株式会社フェイス	カーボンのクレジット	バイオ炭の農地施用、水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
クボタ 大地のいぶき	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
Green Carbon株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
三菱商事株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
株式会社Jizoku	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
クアトロ株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
株式会社バイウィル	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
伊藤忠食糧株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
阪和興業株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）
フィード・ワン株式会社	カーボンのクレジット	水稲栽培における中干し期間の延長によるJクレジット創出を実施（プログラム型）

出所：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて」より作成

3.2.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

“3.2.1 市場概況”を踏まえ、市場規模およびクレジット認証量が大きく、かつ全国各地域において東北 6 県の取り組み面積が最大である「水稻栽培における中干し期間の延長」を調査対象分野として設定した。

その中でも、2024 年単年で 135,944t-CO₂のクレジットを創出し、当該分野におけるマーケットリーダーとして位置付けられる株式会社フェイガーをヒアリング対象として選定した。

3.2.4. 先進的なビジネスモデル：株式会社フェイガー

<事業概要>

株式会社フェイガーは、全国の農家と連携し、農業分野における温室効果ガス吸収・削減の取り組みをクレジットとして生成・販売するカーボンクレジットデベロッパーである。

同社は、農家と共同で脱炭素型農業を推進し、その環境価値（温室効果ガスの吸収・削減量）を経済的価値（カーボンクレジット）へと転換、得られた収益を農家へ還元するビジネスモデルを構築している（図表 3-27）。

中でも、「水稻栽培における中干し期間の延長」は 2024 年、農家数 1,221 戸、対象面積 25,202ha、クレジット 135,944t-CO₂で（図表 3-26）、2025 年にも規模拡大が見込まれている。

ヒアリングによると農家へ創出されたクレジット量に応じて支払いを行っており、中干延長では 1ha あたり年間 3,000 円～2 万円程度の追加収入が還元される。クレジット量は地域や気象条件等により変動するものの、基本的には中干期間を延長するという取り組みのため、初期投資を必要としない安定的な副収入として位置付けられている。

図表 3-26. フェイガー事業概要

項目	内容
企業名	株式会社フェイガー
住所	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階 0 Club
資本金	1億円
事業内容	・ 農業由来クレジットの生成と販売 （「水稻栽培による中干し期間の延長」 「バイオ炭の農地施用」など） ・ 耐候性ソリューションの提供
事業規模	「水稻栽培における中干し期間の延長」 2024年 ・ 農家数：1,221戸 ・ 対象面積：25,202ha ・ クレジット：135,944t-CO ₂ 2025年も規模拡大が見込まれる

出所：下記より作成

株式会社フェイガー「インパクトレポート 2024」

株式会社フェイガー「フェイガーについて」

株式会社フェイガー「【国内最大級】株式会社フェイガー、日本最大規模の農業由来カーボンクレジット認証を取得」

図表 3-27. フェイガーのカーボンクレジットのビジネスモデル



出所：株式会社フェイガー「インパクトレポート 2024」より引用

事業運営においては、制度対応、申請、販売までを同社が一貫して担う点が特徴である。農家は、中干延長の実施状況をスマートフォンで記録・提出するのみで、煩雑な制度対応から解放されている（図表 3-28）。また、クレジットを活用する企業へのクレジットの販売後でなく、クレジット認証後に全量買い取りとすることで、農家への収益の還元を早くしている。

図表 3-28. フェイガーのカーボンクレジット事業の流れ



出所：株式会社フェイガー「持続可能な農業の実現に向けて Jクレジットの活用事例」より引用

<事業の経緯>

立ち上げ当初の 2022 年は、世界の脱炭素・サステナビリティの潮流が高まっていた時期であり、日本企業も徐々に対策に迫られる中、環境配慮のために国内外で動く金銭を農業界に引き込むことによって、業界を潤していきたいという観点から事業をスタートした。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

<事業の成功要因>

フェイガーのカーボンクレジット事業が、短期間で全国規模へと拡大し、農家からの信頼を獲得している背景には、単なる制度活用や価格設定にとどまらない、農業現場を起点としたビジネスモデルがある。

① プログラム型クレジットによる制度対応の一括代行と農家支援

クレジット制度は、温室効果ガス吸収・削減量を経済価値へと転換できるが、その制度運用は高度かつ煩雑である。中干延長における削減量を証明するための慣行農法のデータ、圃場ごとの地番確認、証拠写真の収集・妥当性判断、申請書類の作成、さらには認証後の販売調整まで、一連のプロセスは農家単独で対応できる水準を明らかに超えている。

同社は、プログラム型のクレジットとして農家の温室効果ガス吸収・削減量の取り組みをとりまとめ、制度対応をカーボンクレジットデベロッパー側で行うとともに、その支援体制が充実している点に特徴がある。実際、国内最大規模となる申請支援チームを含む常時 40 名以上の体制を構築し、申請内容については複数人による確認やマネージャークラスの関与を前提とした厳格なチェック体制を敷いている。加えて、近年制度運用が厳格化する中で求められる eMAFF 地図との地番整合などについても、農業・制度双方に精通した人材が対応している。営農指導員経験者や兼業農家の社員が在籍している点は、証憑写真が実際に「中干延長を示すものとして妥当か」を判断する上でも重要な役割を果たしている。

こうした体制は、農家の取り組みやすさにつながるとともに、高度化・厳格化する制度への対応を可能にする。一方で、クレジット認証のために十分な人的・専門的リソースを確保できない事業者や、農業知見に乏しいカーボンクレジットデベロッパーにとっては、今後参入・継続が困難になる可能性が高い。同社の事業では、制度対応とそのための農家へのサポートを競争優位の源泉として確立している。

② 既存営農の延長で対応可能な設計とし、少ない収量影響と作業負担の最小化

フェイガーが採用する中干延長は、初期投資を必要とせず、水管理の工夫によって対応可能な手法で、農家の参入障壁が低い。また、ヒアリングにおいても、生産量の低下や乾燥ストレスへの懸念を抱く農家が多いことが言及されたが、同社は中干延長を「必ずやり遂げなければならない取り組み」として位置付けていない。高温や渇水等の影響が強い年には、農家自身の判断で中断し、水を入れる選択を推奨するなど、営農継続を最優先とした柔軟な運用を行っている。

また、証憑提出に関しても、田植え後から収穫までの間の比較的余裕のある中干し期間に対応できるため、農繁期と重ならない。写真撮影や簡易な入力作業はスマートフォンで完結する仕組みが整備されており、JA等の関係機関が撮影を支援する体制も構築されている。

ヒアリングによると、同社が実施したアンケートにおいても、収量変動の要因として中干延長よりも高温の影響を挙げる回答が多く、同社はこうした実態を踏まえた営農情報の提供を進めている。

既存営農の延長線上で無理なく取り組める設計と、営農のために取り組みを中断できるという現場判断を尊重する姿勢が、農家の負担を低減し、取り組み拡大につながっている。

③ クレジット認証後の全量買い取りによる早期の農家への収益還元

フェイガーの事業において、クレジット認証後の「全量買い取り」が特長的なスキームである。

同社は、取り組み開始前にクレジットの基準価格を設定し、その一定割合を農家へ支払うことを約束している。さらに、カーボンクレジットを活用する企業による最終的な購入時期や価格に関わらず、認証後速やかに全量を買取る仕組みを採用している。

クレジットの売却価格に応じて農家へ収入を還元するケースでは、クレジット認証後にクレジットを活用する企業による購入までの間、農家への収入に時間的なラグが生じる。そこで、気候変動の影響等により経営環境が年々厳しくなる中で、農家への収益還元を可能な限り早くするため、同社ではクレジット認証後の先払い型の全量買い取りを選択している。

農家にとって設備投資不要で得られる確実な副収入として位置付けられる点に意義がある。実際、得られた収入をセンサーやドローン等の省力化資材に再投資し、営農の持続性向上につなげている事例も確認されている。

同社の全量買い取りは、カーボンクレジットが「早くに確実に収入として入る」ことで、農業経営を支える安定的な補完収入として位置付ける上で、本質的な役割を果たしている。

<事業の課題>

一方で、本事業を拡大していくにあたっては、いくつかの課題が顕在化している。

① 農家への認知拡大と参加ニーズの把握

第一に、農家への認知拡大と参加ニーズの把握である。中干し期間の延長自体は、既存の営農体系の中で対応可能な取り組みであるものの、コメが日本全国で130万ha規模の作付けが行われているのに対し、中干延長は約5万ha⁹という規模でしか取り組まれていない現状から、農家の方への認知拡大と、カーボンクレジットに取り組むためのニーズ把握による取り組みの拡大に期待がかかっている。

⁹ ヒアリングの時期の都合上、2025年度の約5万haを使用。2026年度は約8万haである（図表3-20）。

出所：日本農業新聞「中干し延長 面積10倍 Jクレ後押し 5万ヘクタール超に急増」2025年9月25日

② J-クレジット制度の運用厳格化による対応の難易度上昇

第二に、J-クレジット制度の運用厳格化による対応の難易度の上昇である。上述の通り、近年、eMAFF 地図との地番整合の厳密化等のように営農履歴・証憑書類に求められる要件の高度化が進んでおり、制度対応に要する専門性と事務負担は年々増大している。これらは、単なる事務作業ではなく、農地制度や営農実態への深い理解を前提とする対応であり、農業分野に精通していない事業者にとっては対応が困難な領域となりつつある。今後、制度の信頼性確保を目的としたさらなる厳格化への対応が事業のポイントとなってくると考えられる。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の三点の支援が求められると考える。

第一に、J-クレジット制度に関する認知拡大のための情報提供である。情報提供により認知拡大を図るとともに、農家の参画ニーズを把握して事業を改善することが重要となる。とりわけ、市町村やJA等、農家に近い立場の関係機関を通じた情報発信が有効となってくると思料する。

第二に、制度対応に伴う農家の事務負担軽減に向けた補完的支援である。eMAFF 地図対応や営農履歴管理など、農家単独では対応が難しい高度化する制度対応について、自治体や関係機関がカーボンクレジットデベロッパーの取り組みを補完する形でサポートを行うことで、実務的ハードルの低減が期待される。

第三に、地域単位での支援である。個別農家への対応にとどまらず、地域としての認知拡大や関係機関間の調整を行政が担うことで、プログラム型事業の展開効率は大きく高まる。特に東北地域のような稲作集積地においては、自治体が農家とカーボンクレジットデベロッパーのハブとして機能を果たすことで、取り組みの裾野拡大と持続性確保につながる。

行政が直接的な事業主体となるのではなく、民間事業者の取り組みを後押しする「基盤整備役」として関与することが、制度の信頼性確保と普及促進の両立に資すると考えられる。

<まとめ>

フェイガーの事例は、農業分野におけるカーボンクレジットを、理念や実証にとどめることなく、実装可能なビジネスモデルとして成立させた点に大きな意義がある。

その成功要因は、① プログラム型クレジットによる制度対応の一括代行と農家支援、② 既存営農の延長で対応可能な設計とし、少ない収量影響と作業負担の最小化、③ クレジット認証後の全量買い取りによる早期の農家への収益還元である。これらが、農家の参加障壁を大きく引き下げ、短期間での全国展開を可能にした。

一方で、① 農家への認知拡大と参加ニーズの把握、② J-クレジット制度の運用厳格化による対応の難易度上昇といった課題も顕在化しており、今後は民間事業者の努力に加え、行政による情報提供、事務負担軽減、地域単位での支援が不可欠となる。

本事例は、東北地域が有する稲作基盤を生かし、脱炭素と農業経営の両立を図る現実的な選択肢を示している。民間と行政が適切に役割分担することで、カーボンクレジットは地域に根差した持続的な取り組みとして定着していく可能性を有している。

3.3. 農泊

3.3.1. 市場概況

農泊とは、「農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』」を指すものであり（農林水産省 2025 年「農泊をめぐる状況について」 [31]より引用）、農山漁村の地域資源を観光価値として磨き上げ、所得向上や関係人口の創出を目的とした政策 [31]として位置づけられている。

国においては、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、「地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）」を中核とした支援が展開されており、事業体制の構築からコンテンツ開発、施設整備、プロモーションに至るまで、幅広い段階を一体的に支援する枠組みが整備されている（図表 3-29）。

図表 3-29. 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

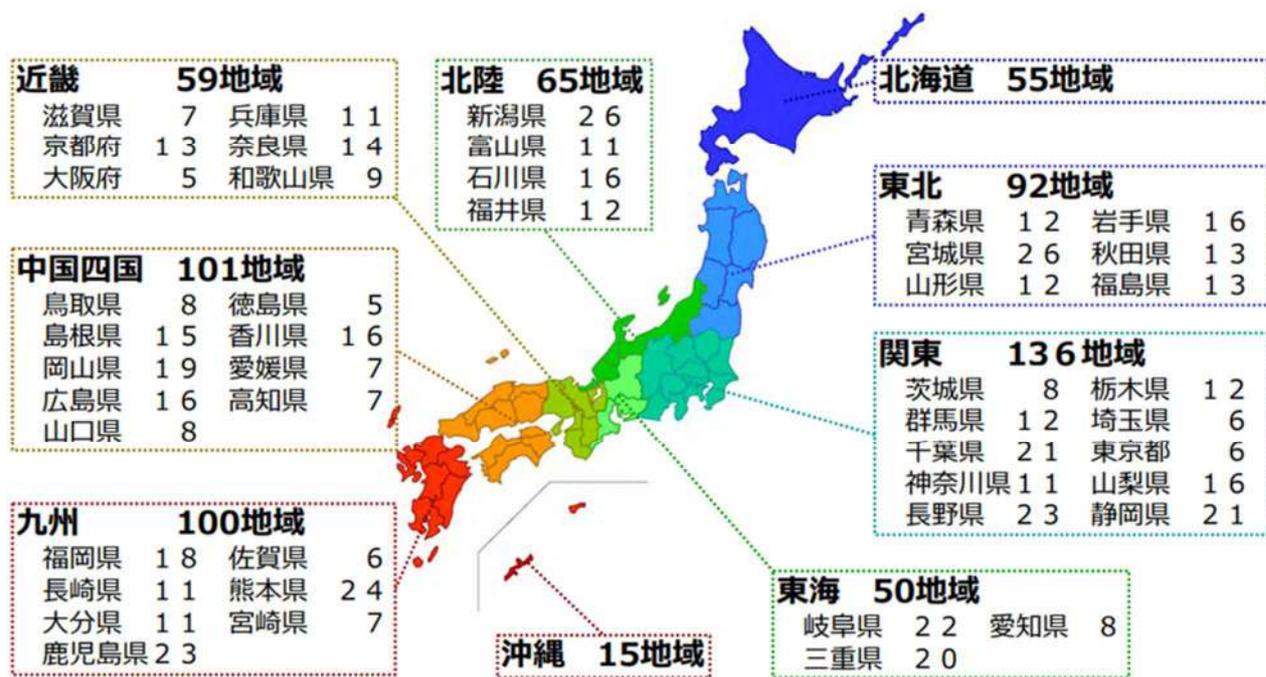


出所：農林水産省「令和7年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）の概要について『【令和7年度予算】農泊推進型について』」より引用

こうした政策的後押しのもと、農泊に取り組む地域は着実に増加している。2024 年度末時点における農泊地域数は全国で 673 地域に達しており、農泊は一部の先進地域に限られた取り組みではなく、全国的な広がりを持つ市場として定着しつつある（図表 3-30）。

図表 3-30. 全国の農泊地域数

農泊地域数 (R6年度末) : 全国計 673地域



※農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域をいう。

出所：農林水産省「農泊をめぐる状況について」より引用

宿泊需要の動向をみると、新型コロナウイルス感染症の流行により 2020 年に一時的な落ち込みがみられたものの、その後は明確な回復基調を示している。2024 年時点の農泊地域における年間延べ宿泊者数は 867.6 万人泊に達し、コロナ禍前の水準を上回る規模にまで拡大している（図表 3-31）。

内訳をみても、国内旅行者（日本人）、訪日外国人旅行者（インバウンド）のいずれにおいても回復・増加が確認されており、2024 年には日本人宿泊者数が 792.7 万人泊、外国人宿泊者数が 74.8 万人泊となっている（図表 3-31）。農泊は、国内需要の底堅さに加え、インバウンド回復の受け皿としても一定の役割を果たし始めていると評価できる。

図表 3-31. 農泊地域の年間延べ宿泊者数



出典：農林水産省「農泊地域における令和6年度実績調査」（令和7年10月実施）

出所：農林水産省「農泊をめぐる状況について」より引用

※グラフは、農林水産省「農泊地域における令和6年度実績調査」をもとに農林水産省が掲載

地域別にみると、東北圏における農泊の取り組み地域数は全国 673 地域のうち 118 地域を占めており、その内訳は東北 6 県で 92 地域、新潟県で 26 地域となっている（図表 3-30）。自然・食・文化といった農泊との親和性が高い地域資源を多く有する東北圏において、農泊は着実に根付きつつある。

以上を総合すると、農泊市場は国内旅行者およびインバウンド双方の需要回復・拡大を背景に成長を続けており、東北圏においても今後の展開余地が大きい分野であるといえる。

3.3.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

農泊分野における国の支援策としては、前述の「地域資源活用価値創出対策」における農泊推進型事業が中心的な位置を占めている。本事業では、地域で農泊に取り組む中核法人等を対象に、事業実施体制の構築支援にとどまらず、コンテンツの開発、施設整備、さらにはプロモーションまでを包括的に支援している点が大きな特徴である。加えて、訪日外国人向けのコンテンツ造成やブランディング・プロモーションを通じて、農泊をインバウンド市場に結び付ける取り組みも進められている（図表 3-32、図表 3-33）。

図表 3-32. 農泊分野における国の主な支援策

農山漁村振興交付金	農山漁村活性化に向けた多様な取組を支援
地域資源活用価値創出対策	農山漁村の多様な資源を活用した付加価値向上の取組を支援
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	農泊実施体制の整備から施設・コンテンツ・プロモーションまでを総合的に支援
地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型） 農泊推進事業等	農泊への新たな取組や高付加価値化および人材確保等への取組を総合的に支援
地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型） 広域ネットワーク推進事業	国内外双方に向けた魅力発信の取組やニーズ調査を支援するとともに、専門家派遣による支援も実施※
地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	農泊実施に向け施設の整備・改修を支援
農林水産物・食品の輸出促進	海外ニーズに対応した農林水産物・食品の輸出等に向け、需要・供給力の双方を拡大する取組を支援
新市場開拓推進事業	国内団体やJETRO等の機関による海外市場開拓や海外展開、食に関する日本の文化発信等を支援
訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業	訪日外国人向けブランディング・プロモーションの支援およびSAVOR JAPAN地域間での連携した取組の促進

※全国事業として、農泊インバウンド受入促進重点地域支援事業、農泊地域の経営高度化に向けた研修事業、農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業などを実施

出所：下記より作成

農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目農山漁村振興交付金「地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）」

農林水産省 令和 7 年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）「訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業」

農林水産省「農泊をめぐる状況について」

図表 3-33. 農泊分野における国の支援のまとめ

		事業開始前	事業開始後
ヒト	教育研修	研修生の雇用 (農泊推進事業等 人材活用事業) 経営セミナー・個別相談の実施 (広域ネットワーク推進事業 農泊地域の経営高度化に向けた研修事業)	
	専門家	専門家による指導 (農泊推進事業等 農泊地域創出タイプ) 専門家の雇用 (農泊推進事業等 人材活用事業)	
モノ	事業者連携	他事業とのマッチング (広域ネットワーク推進事業 農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業) 地域協議会の設立 (農泊推進事業等 農泊地域創出タイプ)	
	モノ		施設・設備等の整備 (地域資源活用価値創出整備事業農泊推進型) 宿泊環境整備 (地域資源活用価値創出整備事業農泊推進型)
カネ		地域の事業者が行う取組に対する資金の交付 (地域資源活用価値創出整備事業農泊推進型)	
情報		セミナー参加 (農泊推進事業等 農泊地域創出タイプ) フォーラム開催・ネットワーク整備・情報発信 (広域ネットワーク推進事業 農泊インバウンド受け入れ促進重点地域支援事業)	
	サポート		コンテンツ作成・新サービス開発・高付加価値化 (農泊推進事業等 農泊地域創出タイプ・農泊地域経営強化タイプ・新市場開拓推進事業 訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業) プロモーション (農泊推進事業等 農泊地域創出タイプ 広域ネットワーク推進事業 農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業 新市場開拓推進事業 訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業)

出所：下記より作成

農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目農山漁村振興交付金「地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）」

農林水産省 令和 7 年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）「訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業」

農林水産省「農泊をめぐる状況について」

農林水産省「令和 7 年度農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出対策のうち（農泊推進型）の概要について」

東北圏の各県においても、国の施策と連動しながら、包括的に支援策が展開されている。各県で体制構築、コンテンツ開発、情報発信・プロモーションなどを柱とし、秋田県「美の国秋田・桃源郷をゆく」、宮城県「INAKA で遊ぼう・泊まろう!」、福島県「ふくしまのグリーン・ツーリズム」、新潟県「農家民宿に泊まろう」など、専用サイトを設けて農泊情報を発信している。また、宮城県では「農山漁村交流拡大プラットフォーム」が構築され、農泊を含む交流施策を面的に推進する仕組みづくりが進められている（図表 3-34）。

図表 3-34. 農泊分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
青森県	農泊	農山漁村振興交付金	「(2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援」
青森県	農泊	あおもり農泊推進事業	「1 農泊実践者の確保・育成 (1) 新規開業者の掘り起こし 農林漁業者等を対象に、開業に必要な関係法令に基づく許可手続きや、一般旅行者の誘客に有効な宿泊予約サイトの活用方法を学ぶ研修会を開催 (2) 関係人口の創出に向けたモデル地域づくり モデル地域に対し、関係人口の受入方法などを助言するアドバイザーを派遣」 「2 教育旅行等の受入態勢の整備 (1) 国内 広域受入団体による農泊ニーズ調査、青森県農泊推進ネットワーク会議の開催 (2) 海外 台湾からの教育旅行受入対策等」 「3 国内外のプロモーション等の実施 (1) 国内 商談会等での農泊型教育旅行のPR (2) 海外 トップセールスの実施、海外から来青する学校の出迎え (3) 農林漁家民宿等の情報発信 多様なメディアを活用し、農林漁家民宿等の情報を発信」
青森県	農泊	中山間地域総合整備事業 2 農村振興環境整備事業 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備	「生産・販売・交流・農泊等施設整備」
青森県	農泊	青森県農林漁業体験民宿 開業のてびき	農泊の開業のための手引きの公開
青森県	農泊	農泊（グリーン・ツーリズム）を体験してみませんか	消費者向けの農泊の情報公開
青森県	農泊	あおもり型農村RMOの実現	「スタートアップ支援による稼ぐ力のある地域経営体の育成・地域経営体を中心とするあおもり型農村RMOの形成・農泊を切り口とした関係人口の創出」
青森県	農泊	第1回農泊における関係人口創出・拡大研修会	農泊を活用した関係人口の創出・拡大に必要なノウハウを学ぶ研修会
青森県	観光	青森県観光戦略	そのほか、青森県観光戦略において、コンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
岩手県	農泊	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）））	「(1) 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型） 農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援」 「(2) 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型） ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援 ② 農家民宿等における小規模な改修を支援」
岩手県	農泊	主な農林漁家民宿受入れ窓口団体	農泊の受入団体の紹介

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
岩手県	農泊	みちのく岩手観光立県第4期基本計画	「(2) 県南広域振興圏～黄金の国「HIRAIZUMI」の文化を発信します～ ② 教育旅行や外国人観光客等の多様な客層に応じた受入れの推進 (中略) 地方移住への関心の高まりや、教育旅行のニーズの変化等を踏まえ、グリーン・ツーリズムや農泊等に関する取組を促進するほか、DMOとの連携などによる国内外の観光客や国際リニアコライダー（ILC）の関係者等の受入態勢整備など、農村に対する多様なニーズへの対応を支援します。」
岩手県	観光	みちのく岩手観光立県第4期基本計画	そのほか、みちのく岩手観光立県第4期基本計画で、上記の通りコンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
秋田県	農泊	あきたの農山村を支える活力創造事業 2 地域づくり総合推進事業	「(2) あきた農泊推進事業 ① 農泊ビジネス実践研修の開催 ② 農泊ビジネスの起業・継承者への支援(2者) ③ 農泊事業者等による連携モデルの構築実証 ④ 農泊ネットワーク推進会議の開催」
秋田県	農泊	都市農村交流&グリーン・ツーリズム	下記の情報サイト「美の国秋田・桃源郷をゆく」や、動画、情報公開などを実施
秋田県 (秋田花まるっG・T推進協議会)	農泊	美の国秋田・桃源郷をゆく	秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会が運営するグリーン・ツーリズムの情報サイト 農林漁家民宿、農家レストラン、直売所などグリーン・ツーリズムスポットやモデルコースなどの情報が掲載されている。
秋田県	農泊	秋田県農泊推進ネットワーク会議	「本県の地域資源を最大限に活かした農泊（農山漁村滞在型観光）を推進するため、国が取組計画を採択した「農泊地域」に加え、宿泊や食事、体験を組織的に提供している地域を新たに「農泊実施地域」として選定し、受入態勢の強化や広域連携に係る情報交換を進めるとともに、各地域における農泊コンテンツの質的向上を図ることを目指します。」
秋田県 (秋田花まるっG・T推進協議会)	農泊	令和7年度 農泊ビジネス起業研修	農泊の起業のための研修
秋田県	農泊	秋田県観光振興ビジョン 重点施策5 戦略的なインバウンド誘客の推進 方向性(1) ターゲットを的確に捉えた誘客の推進 取組方針① アフターコロナを見据えた対象市場の見直しとプロモーションの強化	「世界に向けた秋田の「NOUHAKU（農泊）」による誘客促進」
秋田県	観光	秋田県観光振興ビジョン	そのほか、秋田県観光振興ビジョンにおいて、コンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
宮城県	農泊	農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業	「持続可能な仕組みづくり(委託) ・モデル地区の各地域の課題抽出・整理 ・専門家の派遣によるビジネスモデル構築に向けた伴走支援」
宮城県	農泊	農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業	「コーディネーター人材育成(委託) ・企画力向上に向けた研修会の開催(1回程度) ・連携事業創出に向けた研修会の開催(1回程度)」
宮城県	農泊	農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業	「広域での受入体制整備(委託) ・モデル地区交流会の開催(1回) ・モデル地区における連携会議の開催(3回程度) ・広域連携先進事例調査・情報共有 ・広域での受入体制整備における課題抽出整理」
宮城県	農泊	農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業	「デジタル技術の活用支援(委託) ・デジタル技術活用先進事例調査・情報共有 ・デジタル技術先進地視察(地域事業者対象) ・モデル地区のデジタル技術導入方針検討」
宮城県	農泊	農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業	「農泊地域のビジネス化に必要な旅行会社等とのマッチング支援等(委託) ・県内農泊地域の体験コンテンツの見える化 ・旅行会社の招請による商談会の開催 ・旅行会社の商品造成担当者を招請したモニターツアーの実施」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	農泊	むらまち交流拡大推進事業	「農山漁村地域における都市住民やインバウンドの体験、宿泊受け入れ体制の整備を図るため、各種研修会の開催などによる情報発信等を実施する。」
宮城県	農泊	INAKAで遊ぼう・泊まろう!	宮城県が運営する農泊の情報サイト
宮城県	農泊	農山漁村交流拡大プラットフォーム	農泊や体験プログラムなどのビジネスを展開したい農林漁業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを構築するための場
宮城県	農泊	第5期 みやぎ観光戦略プラン実施計画 体験・宿泊型観光推進事業	「体験や宿泊を伴う滞在型観光を推進するため、農泊・民泊等開業志向者の掘り起こしにつながるイベントの開催や、開業・経営の伴走型支援を行う。」
宮城県	農泊	第5期 みやぎ観光戦略プラン実施計画 地域資源・キャリア人材フル活用事業	「農山漁村地域において、農泊等の受入体制づくりや都市と地域の交流に向けたコーディネート人材の育成を支援する。」
宮城県	農泊	第5期 みやぎ観光戦略プラン実施計画 農泊地域の周遊ビジネスモデル事業	「農泊地域間の広域連携モデル地区を設定し、重点的に支援を行うことで周遊性の向上と滞在時間の長期化により収益性の向上を図り、持続可能な農泊ビジネスの仕組みづくりを図る。」
宮城県	観光	第5期 みやぎ観光戦略プラン	そのほか、みやぎ観光戦略プランにおいて、コンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
山形県	農泊	基本戦略3 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携 戦略分野9 新たな価値やビジネスの創出に向けた産業連携 プロジェクト3 8 農業や食を活かした交流・関係人口拡大プロジェクト	「①農山漁村滞在型旅行「農泊」の推進による関係人口の拡大 ・農泊・農家レストラン等の取組みを推進する地域に長期滞在する宿泊客数の増加につながるインバウンド対応、ICT導入などの体制づくりへの支援 ・農林漁業者による農泊・農家レストラン等の開業に向けた地域の合意形成や施設整備等への支援」
山形県	農泊	やまがた的グリーン・ツーリズム COUNTRYSIDE STAYS Yamagata やまがた農泊総合ガイド	山形県グリーン・ツーリズム推進協議会が運営するグリーン・ツーリズムの情報サイト
山形県	観光	第3次おもてなし山形県観光計画	そのほか、第3次おもてなし山形県観光計画でコンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
福島県	農泊	ふくしまのグリーン・ツーリズム	グリーンツーリズムの情報サイト（窓口の紹介、農家民宿開設のてびきを掲載）
福島県	農泊	ふくしまのグリーンツーリズムガイド	グリーンツーリズムの情報サイト（農家レストラン、直売所、農家民宿の紹介）
福島県	観光	福島県総合計画（2022▶2030）	福島県総合計画において、コンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。
新潟県	農泊	新潟県農林水産業総合振興事業（ふれあい・グリーン・ツーリズム促進）	「美しい農山漁村景観の保全・整備、農林漁業体験や新しい余暇活動の場の提供など、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進し、農山漁村の活性化を図る。 多目的施設等ふれあい空間の整備、農林漁業体験宿泊施設等の整備」
新潟県	農泊	グリーン・ツーリズム推進強化事業	「地域資源を活用した農山漁村の活性化、所得向上、関係人口の創出・拡大を図るため、教育体験旅行のモニターツアーや、企業の社外活動誘致に向けたマッチングを支援するとともに、観光部門等と連携した情報発信により、グリーン・ツーリズムの誘客拡大を推進する。」
新潟県	農泊	農家民宿に泊まろう	農泊の情報サイト（エリア別の農家民宿の情報が掲載されている）
新潟県	農泊	農林漁業体験民宿（農家民宿）を開業するには	農家民宿開業の手引き、手続き等の情報公開
新潟県	観光	新潟県観光立県推進行動計画	そのほか、新潟県観光立県推進行動計画において、コンテンツ作成、マーケティングなど包括的に観光産業の推進に取り組む。

出所：下記より「」内引用の上、作成

青森県「令和7年度 ー農業構造政策推進ハンドブックー」

青森県「青森県農林漁業体験民宿 開業のてびき」

青森県「農泊（グリーン・ツーリズム）を体験してみませんか」

青森県「あおもり型農村 RMO の実現」

青森県「第1回農泊における関係人口創出・拡大研修会」
青森県「青森県観光戦略」
岩手県「令和7年度 農業振興のための施策一覧」
岩手県「主な農林漁家民泊受入れ窓口団体」
岩手県「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」
秋田県「令和7年度 秋田県農林水産業関係施策の概要」
秋田県「都市農村交流&グリーン・ツーリズム」
秋田花まるっG・T推進協議会「美の国秋田・桃源郷をゆく」
秋田県「秋田県農泊推進ネットワーク会議」
秋田花まるっG・T推進協議会「令和7年度 農泊ビジネス起業研修」
秋田県「秋田県観光振興ビジョン」
宮城県「令和7年度 宮城県農業行政の概要」
宮城県「INAKA で遊ぼう・泊まろう！」
宮城県「農山漁村交流拡大プラットフォーム」
宮城県「第5期 みやぎ観光戦略プラン実施計画」
山形県「第5次 農林水産業元気創造戦略」
山形県「やまがた的グリーン・ツーリズム COUNTRYSIDE STAYS Yamagata ～やまがた農泊総合ガイド～」
山形県「第3次おもてなし山形県観光計画」
福島県「ふくしまのグリーン・ツーリズム」
福島県「ふくしまのグリーンツーリズムガイド」
福島県「福島県総合計画（2022▶2030）」
新潟県「農林水産業施策の概要（令和7年度） 第3 主な事業の概要」
新潟県「農家民宿に泊まろう」
新潟県「農林漁業体験民宿（農家民宿）を開業するには」
新潟県「新潟県観光立県推進行動計画」

さらに、民間支援機関や中間支援組織の役割も拡大している。パソナ農援隊による料理人と農泊地域のマッチングプラットフォーム、株式会社アール・ピー・アイや株式会社百戦錬磨による地域の観光産業の振興サービス、株式会社雨風太陽による農泊の宿泊予約サイト、日本ファームステイ協会による品質認証や人材育成支援など、農泊事業者を支える多様なサービスが提供されている（図表 3-35）。これらに加え、旅行予約サイトによる農泊コンテンツの掲載も進んでおり、農泊は「点」の取り組みから、「面」として市場に接続されている。

図表 3-35. 農泊分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
株式会社 パソナ農援隊	農泊	サトchef	農泊地域と料理人をマッチングするプラットフォーム
株式会社 アール・ピー・アイ	農泊	観光振興計画	地域の農泊推進基本構想策定業務の支援を実施
株式会社 百戦錬磨	農泊	地域振興サービス 体制構築／基盤整備	観光商品の開発プロデュース、予約サイト登録支援、販売・プロモーション支援、体制構築／基盤整備、調査リサーチ／政策提言／研究会運営などを実施
株式会社雨風太陽	農泊	STAYJAPAN	農泊を含めた宿泊の予約サイト（農泊の特集あり）
一般社団法人日本 ファームステイ協会	農泊	FARM STAY japan	農泊の情報サイト
一般社団法人日本 ファームステイ協会	農泊	専門家派遣・研修事業	農泊関係者への専門家派遣・研修サービス
一般社団法人日本 ファームステイ協会	農泊	ファームステイ品質認証・向上支援制度	農泊の品質向上のための認証制度を運用
一般社団法人日本 ファームステイ協会	農泊	アルベルゴ・ディフーズ認証に係るサポート事業	分散型・地域丸ごとのホテルを意味するアルベルゴ・ディフーズ認証に係るサポート事業
ベルトラ株式会社	農泊	VELTRA 農泊体験	旅行予約サイト（農泊の特集あり）
株式会社 エイチ・アイ・エス	農泊	WOW+ 農泊の施設一覧	旅行予約サイト（農泊の特集あり）
楽天グループ 株式会社	農泊	楽天トラベル のんびり農泊	旅行予約サイト（農泊の特集あり）
株式会社JTB パブリッシング	農泊	るるぶ&more.	旅行情報サイト（農泊の特集あり）

出所：下記より作成

株式会社パソナ農援隊「サト chef」

株式会社アール・ピー・アイ「観光振興計画」

株式会社百戦錬磨「地域振興サービス」

株式会社雨風太陽「STAYJAPAN」

一般社団法人日本ファームステイ協会「FARM STAY japan」

一般社団法人日本ファームステイ協会「専門家派遣・研修事業」

一般社団法人日本ファームステイ協会「ファームステイ品質認証・向上支援制度」

一般社団法人日本ファームステイ協会「アルベルゴ・ディフーズ認証に係るサポート事業」

ベルトラ株式会社「VELTRA 農泊体験」

株式会社エイチ・アイ・エス「WOW+ 農泊の施設一覧」

楽天グループ株式会社「楽天トラベル のんびり農泊」

株式会社 JTB パブリッシング「るるぶ&more.」

3.3.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

“3.3.1 市場概況”より、農泊の市場は進展しており、多くの地域で取り組まれているなかで、農林水産省「令和6年度 持続可能な農泊モデル地域創出支援事業」において全国に先駆けた農泊モデル地域として採択された遠野ふるさと体験協議会 [32]と、協議会にご紹介いただいた農泊事業者のLien 遠野をヒアリング対象とした。

3.3.4. 先進的なビジネスモデル：遠野ふるさと体験協議会

<事業概要>

遠野ふるさと体験協議会は、岩手県遠野市において、農家・非農家、観光関連事業者、行政等が連携しながら農泊事業を推進する中間支援組織である（図表 3-36、図表 3-37）。中核法人である認定NPO 法人「遠野山・里・暮らしネットワーク（以下、山里ネット）」が第3種旅行業免許を取得し、農泊のコンテンツ造成から販売までを一体的に担うことで、地域全体として旅行者を受け入れる体制を構築している。

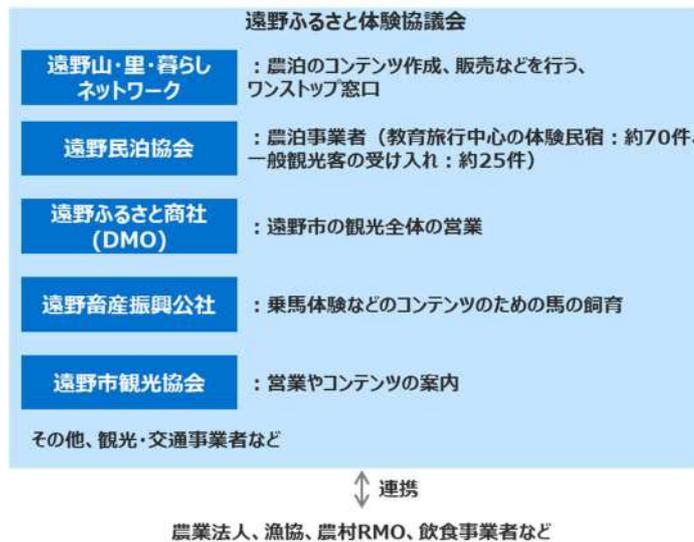
山里ネット経由でない同市の観光客がいるため参考の数値であるが、2024年度の山里ネット経由農泊宿泊者数が782人（うち外国人：93人）、日帰り農業体験者数が101人である（図表 3-36）。

図表 3-36. 遠野ふるさと体験協議会事業概要

項目	内容
団体名	遠野ふるさと体験協議会
取組地域	遠野市
取組内容	農泊
事業規模	2024年度 ・ NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク 経由農泊宿泊者数：782人 うち外国人：93人 ・ 日帰り農業体験者数：101人 ・ 遠野民泊協会：98軒
地域資源	・ 遠野物語、河童 ・ ジンギスカン、ビール、ホップ ・ そのほか自然など
活用した支援策	・ 平成29年度 農山漁村振興交付金 ・ 平成30年 農林水産業みらい基金 ・ 令和元年度 農山漁村振興交付金 （農泊地域高度化促進事業） ・ 令和6年度 農泊インバウンド受入促進 重点地域 ・ 令和6年度 持続可能な農泊モデル 地域創出支援事業 など

出所：認定NPO 法人 遠野山・里・暮らしネットワーク「遠野山・里・暮らしネットワーク組織概要」より作成

図表 3-37. 遠野市の農泊の実施体制



出所：株式会社 JTB 総合研究所「農泊ナレッジ集」およびヒアリングより作成

現在、一般の国内外旅行者を受け入れる民泊事業者は約 25 軒、教育旅行を中心とした体験民泊が約 70 軒、計 98 件が関与している。専業農家や家庭菜園を中心としている事業者など、事業者の属性は多様であり、それぞれの生活様式や強みに応じた旅行客との関わり方が可能となっている点が特徴である。

提供されるコンテンツも、農家民宿への宿泊にとどまらず、街歩きを中心とした「まちぶら」、里山サイクリングや収穫体験等を組み合わせた「さとぶら」など多岐にわたる。これらは「遠野旅の産地直売所」を通じて販売され、宿泊を伴わない日帰り利用も含め、観光客のニーズに応じた柔軟な利用が可能となっている。

このように同市の農泊は、農業体験に限定せず、「農的な暮らし」そのものを商品として捉え、地域全体で受け入れる仕組みとして展開されている。農業・観光・暮らしが緩やかに結びついた点に、本事業のビジネスモデルとしての特徴がある。

<事業の経緯>

遠野における農泊事業は、2003 年に設立された「NPO 法人 遠野山・里・暮らしネットワーク（現認定 NPO 法人 遠野山・里・暮らしネットワーク¹⁰）」を起点としている。設立当初から、同市の自然や里山の暮らしを、地域における新たな生きがいと生業につなげる手段として、グリーン・ツーリズムの推進に取り組んできた。初期段階では、遠野市からの委託費を活用しながら事業基盤を整備し、その後は旅行業収益や各種補助事業を組み合わせることで農泊事業を継続してきた。

¹⁰ 2003 年 NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワーク法人登記完了、その後、2016 年 認定 NPO 法人化

出所：認定 NPO 法人 遠野山・里・暮らしネットワーク「団体概要」

当初は教育旅行や合宿免許に伴う学生の長期滞在が中心であったが、2011年の東日本大震災を契機に、同市が沿岸被災地の後方支援拠点となり、多くのボランティアの受入を経験したことが転機となった。この経験を通じて、農泊事業者の間に一般旅行者を受け入れたいという意識が高まった。

さらに、農家民宿の旅館業法や消防法などの各種規制緩和が進んだことにより、過度な設備投資を伴わずに一般宿泊が可能となったことも追い風となり、2012年頃から一般旅行者の受入が本格化した。

こうした流れの中で、観光協会やDMO、商社、交通事業者等を段階的に巻き込み、地域全体で農泊を推進するための組織として遠野ふるさと体験協議会が立ち上がり、現在の体制へと発展している。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。本節および以降の整理にあたっては、遠野ふるさと体験協議会へのヒアリングに加え、同協議会に参画する農泊事業者である Lien 遠野¹¹へのヒアリングを実施している。以下に示す内容は、協議会および現場事業者双方の視点を踏まえて整理したものである。

<事業の成功要因>

遠野の農泊が成功している背景には、地域全体で事業を成立させるビジネスモデルと、継続的な観光事業の改善があった。

① 分業構造を前提とした「地域一体型」のビジネスモデル

同市の農泊が持続的に機能している最大の要因は、農家や個別事業者に過度な負担を負わせない分業構造を、事業の前提として明確に設計している点にある。農泊には、宿泊・体験の提供に加え、商品造成、販売、営業・プロモーションなど多岐にわたる業務が発生するが、これらを一事業者が担うことは現実的ではない。

同市では、宿泊や体験の担い手を農家・非農家が担い、山里ネットが商品造成や販売などの旅行業務を担うという役割分担が確立されている。加えて、遠野ふるさと商社による営業・プロモーション、遠野畜産公社による体験資源の提供、遠野市観光協会による観光動線づくりなど、関係機関がそれぞれの専門性を発揮している（図表 3-37）。

この体制により、個々の事業者は「自分ができること」に集中でき、地域全体として、一つの完成度の高い観光商品を提供することが可能となっている。単なる連携を超え、地域全体を一つの事業主体として機能させている点に、遠野モデルの本質がある。

¹¹ Lien 遠野は、遠野市の一棟貸切の民泊事業者で、非農家であるものの里山の農的な暮らしやそのほかのコンテンツを含めて「農泊」として提供している。ヒアリングによると、事業規模としては、年間宿泊者数 500 人弱、うち約 50 人が外国人である。

② 農業の実態に即した「無理のない参画」を可能とする柔軟な仕組み

同市の農泊では、農家の関わり方を一律に定めず、多様な参画形態を許容する仕組みが意図的に設計されている。農泊として宿泊を受け入れる農家もいれば、ブルーベリーやワサビの収穫体験を提供する農家、地域食材の提供を通じて関与する農家も存在する。また、農家と宿泊事業者で役割分担を行うことで、農家は宿泊や食事の手配を行わずに農作業を体験してもらうだけの形となり、負担を減らすことも可能となる。

農業は天候や繁忙期の影響を強く受ける営みであり、観光事業と同じペースでの対応は困難である。遠野ではこの現実を前提に、「できる人が、できるときに、できる範囲で関わる」ことを制度として組み込んできた。この柔軟性が農家の心理的・時間的負担を軽減し、結果として参画のハードルを大きく下げている。

その結果、専業農家に限らず、兼業農家や高齢農家、さらには非農家や移住者も含めた多様な担い手が参画可能となり、特定の主体に依存しない安定的な受入体制が形成されている。

③ 中間支援組織と事業者による継続的な商品・サービス開発と改善の積み重ね

山里ネットは、単なる調整役にとどまらず、同市の農泊事業を進化させ続ける中核的な推進エンジンとして機能してきた。新たな体験コンテンツを企画し、地域の受入体制を整え、外部に発信するというプロセスを、教育旅行、国内観光、インバウンド、泊食分離といったテーマごとに繰り返してきた。

重要なのは、商品・サービスを「作って終わり」にせず、利用者の反応や市場の変化を踏まえ、山里ネットや農泊事業者が改善を重ねてきた点である。こうした地道な積み重ねにより、同市の農泊は時代や需要の変化に対応できる柔軟性を獲得している。

中間支援組織が継続的に関与し、市場概況やフィードバックに合わせて地域全体で商品・サービスを改善してきたことが、農泊を一過性の取り組みではなく、持続的な地域ビジネスとして成立させている。

<事業の課題>

一方で、本事例のような農泊を他地域も含めて全国的に持続、発展させることを見据えた際の課題も存在する。

① コンテンツの増加に伴う中間支援組織の負担増加

第一に、コンテンツが多くなるほど、販売にかかる中間支援組織の負担が増大する点である。人や資金などのリソースには限界があり、体制が追いつかないリスクがある。

② 農泊における農家への収益の定着

第二に、農家が民宿を営み、直接的な副収入として定着しているケースは多くはないとの意見もあった。一方で、遠野のように農泊に取り組む地域として見た場合は、農業体験や農産物の提供により間接的に農家の収益の向上や農山漁村の振興につながることから実際の効果が把握されにくいとも考えられる。

③ 自立的な事業の確立

第三に、中間支援団体の体制や補助事業を活用して形成されたコンテンツなどについて、自立的に継続できる収益構造や運営体制をいかに確立するかが課題となっている。

さらに、農泊に限らず農業における担い手の高齢化や後継者不足なども農泊を行う上で中長期的な課題となってくる点も見逃せない。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の三点の支援が求められると考える。

第一に、中間支援組織やコーディネーター機能の構築・維持に対する継続的な支援が求められる。農泊において、遠野旅の産地直売所のような販売スキーム構築やコンテンツを組み合わせた旅行商品造成などは、地域単位で取り組む必要があることから、個々の事業者での対応には限界があり、中間支援組織が必要である。一方で上述のような課題があることから、地域での中間支援を担う組織や人材を安定的に確保するための制度的・財政的支援が不可欠である。

第二に、成功のパターン化とパターンに対応するための柔軟な支援制度の整備が期待される。農泊の収益を定着させるためには、事業者の規模や地域などの異なる単位での成果を明らかにして、成功事例をパターン化し、伴走型や取り組みの規模に応じた支援を合わせるなど、成功事例の再現性を高めるための支援が重要となる。

第三に、補助金依存から自立的運営への移行を後押しする支援が求められる。具体的には、収益モデルの整理や役割分担の明確化に対する専門的な助言や人材支援が重要である。

本事例のような農泊を持続的に展開していくためには、行政および支援機関が中長期的な視点で関与し、地域全体の運営力を底上げしていくことが重要である。

<まとめ>

遠野ふるさと体験協議会の農泊事業は、農山漁村としての地域の振興として取り組まれている。

その成功要因は、① 分業構造を前提とした「地域一体型」のビジネスモデル、② 農業の実態に即した「無理のない参画」を可能とする柔軟な仕組み、③ 中間支援組織と事業者による継続的な商品・サービス開発と改善の積み重ねである。

同市の農泊は、「農家がすべてを担わなくてよい」分業構造を前提に、地域全体で事業を成立させてきた点に最大の特徴がある。また、中間支援組織を核に、地域資源を磨き、商品化し、改善を重ねてきたプロセスは、他地域にとっても極めて示唆に富む。

一方で、① コンテンツの増加に伴う中間支援組織の負担増加、② 農泊における農家への収益の定着、③ 自立的な事業の確立という課題も顕在化しており、行政および支援機関が関与して、地域全体を底上げしていくことが重要である。

農泊は万能な地域活性化策ではなく、規模拡大や即時的な収益化には限界がある。だからこそ、遠野の事例は、小さく始め、無理なく続け、地域に根付かせるという現実的な解を提示している。

本事例は、持続可能な地域ビジネスを構築する上での一つの到達点として、高く評価できる。

3.4. ガストロノミーツーリズム

3.4.1. 市場概況

ガストロノミーツーリズムとは、「地域の食（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食）を楽しみ、その土地の食文化に触れる旅行」を指す（農林水産省「令和4年度第3回農泊推進研究会資料」 [33]より引用）。

近年、観光庁が実施する『食』の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」（図表 3-38）をはじめ、国の後押しを受けながら、全国各地で取り組みが本格化しつつある。

図表 3-38. 「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業

「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業 令和7年度予算額 200百万円  観光庁

事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンドを含めた地方誘客を促進する。
- ガストロノミーツーリズムは、食の消費行動により地域に高い経済波及効果をもたらす観光ビジネスとして期待されているが、その効果を最大化するためには、**地域の食の強みやホスピタリティ、周辺産業などの様々な分析と戦略の策定及び効果の可視化を図ったうえで、関係者を巻き込んだ事業の好循環化を推進する。**
- UN Tourism（国連世界観光機関）のガストロノミーツーリズム発展のガイドラインも踏まえつつ、**持続可能な社会の発展に向け、食材やその他の資源や産業の連携など効果的な活用による、地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するためのコンテンツ造成**を行う。

事業内容

- 1) 調査事業**
地域の「食」のブランディング、サプライチェーンやその他周辺産業との連携、ガバナンスの構築等を進める上で様々な知見を持った専門家とともに地域一体型経営戦略の策定と、それに伴うメニュー開発等に取り組み、ガストロノミーツーリズムの優良事例創出を図る。
最大2,000万円×6地域程度
- 2) 補助事業**
地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。
補助率（1/2）：最大2,500万円×2地域程度

事業スキーム

- ・事業形態：1)直轄事業、請負先：地方公共団体・DMO・民間事業者等
2)直接補助事業、補助対象：地方公共団体・DMO・民間事業者等
- ・事業期間：令和6年度～

お問い合わせ先: 観光庁 観光資源課 電話:03-5253-6925(直通)

出所：観光庁「食」の力を最大活用した ガストロノミーツーリズム推進事業オンライン説明会」より引用

事業イメージ



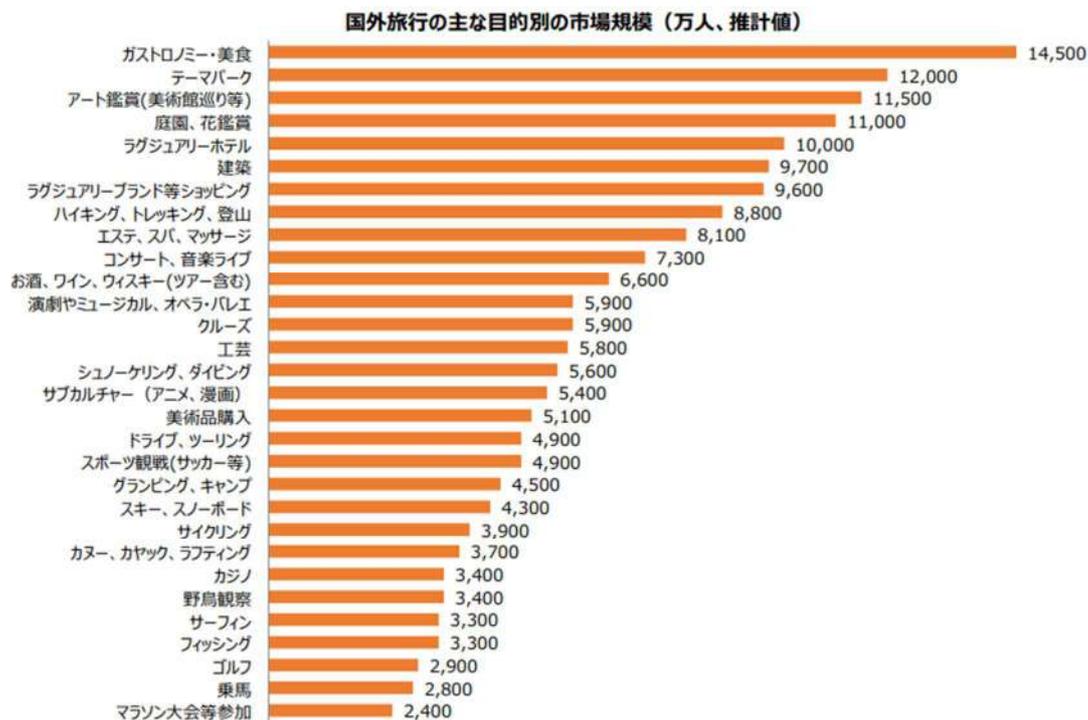
もっとも、この分野は日本において極めて新しい市場である。国連世界観光機関（UNWTO）等による「我が国のガストロノミーツーリズムに関する調査報告 2018」では、「我が国のガストロノミーツーリズムに関する初めての本格的な調査である」と明記されており、国内調査が始まったのは2017年¹²である [34]。そのため、日本国内における観光客数や市場規模を直接示す統計は現時点では見当たらない。

一方、世界に目を向けると、その成長性は際立っている。Fortune Business Insights によれば、ガストロノミーツーリズムやフードツーリズムを含む「culinary tourism（食事・飲酒を主目的とする旅行）」の世界市場規模は、2024年時点で約10.1億米ドルであり、2032年には約37.7億米ドル、年平均成長率（CAGR）は約18.1%と高水準で推移すると予測されている [35]。

需要面から見ても、食の訴求力は極めて大きい。日本政府観光局（JNTO）が世界22市場を対象に実施した調査では、国外旅行の主目的として「ガストロノミー・美食」が約1.5億人と最多を占めており、観光動機としての「食」が世界的に突出した存在であることが示されている（図表 3-39）。

¹² 「我が国のガストロノミーツーリズムに関する調査報告 2018」は、2017年に実施した「UNWTO Affiliate Members' Report on Gastronomy Tourism : The Case of Japan」（英語版）を、日本の読者のために編集して2018年に発表したものであり、2017年に初めて日本国内のガストロノミーツーリズムの調査が行われた。

図表 3-39. 国外旅行の主な目的となるもの 目的別の市場規模（推計・22 市場合計）



※2017年（メキシコおよび中東地域は2015年）～2023年調査時点における国外旅行実施者ベースの推計。

※選択肢が細分化されているスポーツやアウトドアアクティビティでは、個別の項目の選択率は相対的に低くなることに留意が必要。

※東アジア・東南アジア地域の調査対象は、2017年～2023年調査時点における飛行機を利用したレジャー目的の国外旅行経験者。欧米豪・インド・中東地域²⁴の調査対象は、2017年（メキシコおよび中東地域は2015年）～2023年調査時点における飛行機を利用したレジャー目的の中長距離国外旅行経験者。



Japan. Endless Discovery

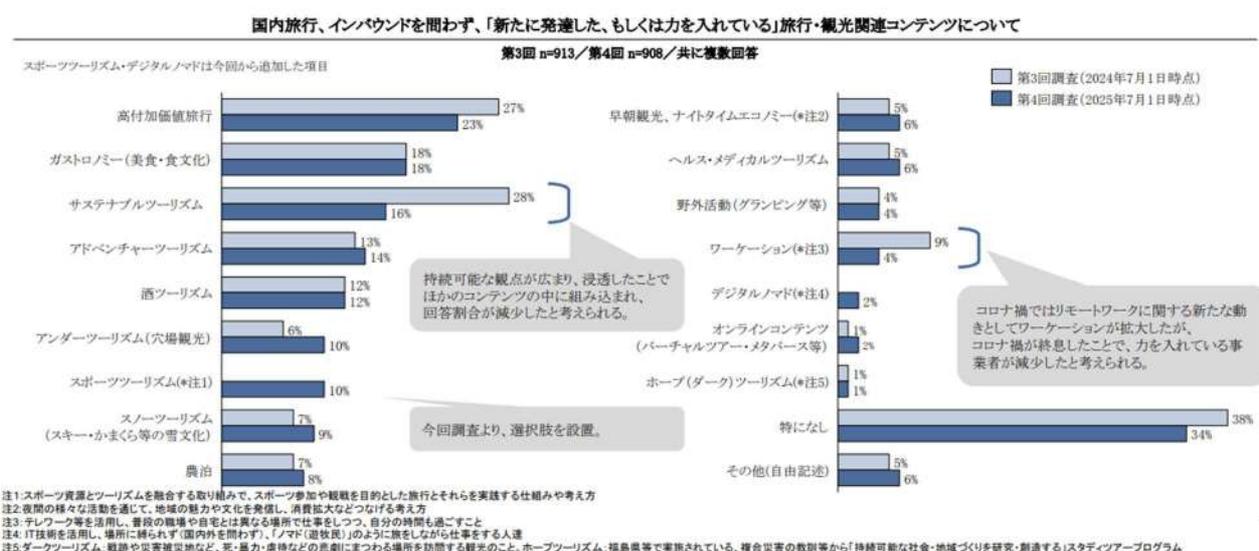
出所：日本政府観光局（JNTO）プレスリリース「世界 22 市場を対象とした国外旅行・訪日旅行に関する新たな調査結果を公表！」より引用

対象市場：【東アジア・東南アジア地域】韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム【欧米豪・インド・中東地域】インド、豪州、米国、カナダ、メキシコ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、北欧地域、中東地域 ※北欧地域は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの4カ国を指す。※中東地域は、GCC6カ国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）、トルコ、イスラエルの8カ国を指す。

国内の事業者意識もこれに呼応している。日本旅行業協会（JATA）が旅行事業者を対象に実施したアンケートでは、「新たに発達した、または注力している観光コンテンツ」として、ガストロノミー（美食・食文化）が18%と、高付加価値旅行に次ぐ2番目の回答割合となった（図表 3-40）。

以上を総合すると、食を目的とした旅行は世界的に注目度が高く、今後も高成長が見込まれる分野であると同時に、日本国内の観光事業者からも有望視されている市場であることが明確に読み取れる。

図表 3-40. 国内旅行、インバウンドを問わず、「新たに発達した、もしくは力を入れている」旅行・観光関連コンテンツ



出所：一般社団法人 日本旅行業協会「インバウンド旅行客受入拡大に向けた意識調査 第4回アンケート分析結果報告」より引用

3.4.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

ガストロノミーツーリズム分野における国の支援策として中心となるのが、観光庁の「『食』の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」である。同事業では、調査事業の一環として、優良事例の創出を目的に選定地域を対象とした一貫支援が行われており、コンテンツ開発、情報発信、受入体制整備等に対する補助が講じられている。

また、農林水産省においても、農泊施策の延長線上で、訪日外国人向けに食文化を発信する「SAVOR JAPAN」認定地域間の連携などが支援されている。これらを整理すると、国の支援は「戦略策定、コンテンツ開発、プロモーション」を一体的に進める設計となっている（図表 3-41、図表 3-42）。

図表 3-41. ガストロノミーツーリズム分野における国の主な支援策

「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業	外国人旅行者をターゲットに、地域における「食」を起点としたコンテンツ開発を推進
調査事業	地域でのガストロノミーツーリズム優良事例の創出に向け戦略策定からコンテンツまでを包括的に支援
補助事業	地域におけるコンテンツ開発や施設整備、情報発信等に関わる資金補助
農林水産物・食品の輸出促進	海外ニーズに対応した農林水産物・食品の輸出等に向け、需要・供給力の双方を拡大する取組を支援
新市場開拓推進事業	国内団体やJETRO等機関による海外市場開拓や海外展開、食に関する日本の文化発信等を支援
訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業	訪日外国人向けブランディング・プロモーションの支援およびSAVOR JAPAN地域間での連携促進

出所: 下記より作成

観光庁「ガストロノミーツーリズムの推進」

農林水産省 令和7年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）「訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業」

図表 3-42. ガストロノミーツーリズム分野における国の支援のまとめ

		事業開始前	事業開始後
ヒト	専門家	観光庁・専門家による伴走支援 (調査事業)	
	事業者連携	協議会の開催 (調査事業)	
モノ		関連事業者向けセミナー・ワークショップ (調査事業)	旅行会社招請 (調査事業)
			施設整備 (補助事業)
カネ		個々の取り組みに対する資金の交付 (補助事業)	
情報		ニーズ調査・戦略策定 (調査事業)	情報発信 (補助事業)
			モニターツアー (調査事業)
サポート			コンテンツ作成・開発 (調査事業・新市場開拓推進事業 訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業)
			外国語対応・デジタル活用 (調査事業)
			ブランディング・プロモーション (新市場開拓推進事業 訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業)

出所: 下記より作成

観光庁 「ガストロノミーツーリズムの推進」

農林水産省 令和7年度当初予算の概算決定の概要 (輸出関連予算) 「訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業」

東北圏の自治体においては、岩手県「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」、秋田県「秋田県観光振興ビジョン」、山形県「第3次おもてなし山形県観光計画」、新潟県「新潟県観光立県推進行動計画」など、一部県において観光戦略の中核要素としてガストロノミーツーリズムを位置付ける動きが確認できる。なかでも新潟県は、「新潟美食旅 ガストロノミー」による情報発信や、「NIIGATA GASTRONOMY AWARD」による顕彰制度を展開するなど、他地域と比べて特徴的かつ先進的な取り組みを行っている（図表 3-43）。

図表 3-43. ガストロノミーツーリズム分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
岩手県	ガストロノミー ツーリズム	みちのく岩手観光立県第4期基本計画	「基本施策(3) 魅力的な観光地域づくりの推進 ① 幅広い分野との連携による取組の推進 (中略) ・ 日本酒、ワイン、ビール、三陸の海の幸、山の幸など本県の有する豊かな食を活用した観光コンテンツの磨き上げや新たな市場の開拓により、観光消費と販路の拡大につなげます。 ・ 生産者と消費者の結び付きの深化に向け、地域の特色ある「食」を核とした、歴史や文化、自然環境等の多様な地域資源と融合したフードツーリズムの取組を促進します。 ・ 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進します。 ・ 市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工販売など多様な販売ルートを確認するための取組を促進します。 ・ ライフスタイルの変化に伴う新たな消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスの開発や、E Cサイトなどを活用した県産農林水産物の販路開拓を促進します。 ・ 復興道路等を活用した首都圏等への鮮度の高い農林水産物の輸送を促進します。」
岩手県	ガストロノミー ツーリズム	みちのく岩手観光立県第4期基本計画	「(1) 県央広域振興圏 ～世界が目にする「MORIOKA」を核とした魅力を発信します～ ② 観光客受入環境の向上 (中略) ・ 農村地域ならではの魅力の向上と理解促進を図るため、市町との連携により、インバウンドも視野に入れたグリーン・ツーリズム36の受入体制強化の取組を支援するほか、食に関する歴史、「食の匠37」等の郷土食文化等の情報を県内外に発信します。」
岩手県	ガストロノミー ツーリズム	みちのく岩手観光立県第4期基本計画	「(2) 県南広域振興圏 ～黄金の国「HIRAIZUMI」の文化を発信します～ ③ 地域食材を生かした魅力的な地域づくりの支援と取引拡大の推進 交流人口の増加による地域への経済効果の拡大を図るため、食関連事業者等が連携し、国内外の観光客等や県南圏域の誘致企業との関係人口等に向け、特色ある地域食材等や観光素材を切り口とした商品やサービスの開発などにより、地域の魅力向上と情報発信に取り組みます。」
秋田県	ガストロノミー ツーリズム	秋田県観光振興ビジョン 重点施策 3 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進 方向性 (3) 多様な分野との連携・融合による交流人口の拡大 取組方針① 地域に根ざした豊かな食文化を生かした誘客の推進	「【主な取組例】 ・ 地域の食文化を生かしたローカルガストロノミーの推進」
秋田県	ガストロノミー ツーリズム	秋田県観光振興ビジョン 重点施策 5 戦略的なインバウンド誘客の推進 方向性 (2) インバウンド回復を見据えた受入態勢の整備 取組方針② 多様な食文化への対応の促進	「【主な取組例】 ・ 地域の食文化を生かしたローカルガストロノミーの推進 (再掲)」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
山形県	ガストロノミー ツーリズム	第3次おもてなし山形県観光計画 施策の柱1：「本物の価値」の追求による稼ぐ力の向上 ① 山形の強みを活かした高付加価値旅行者層に通じる滞在型観光コンテンツ・ツーリズムの造成	「出羽三山に代表される精神文化や、四季折々に表情を変える豊かな自然、県内全市町村に湧き出る温泉、米やフルーツに代表される県産農産物、美酒、芋煮やラーメン・そば等をはじめとした食など、本県が世界に誇る多様な観光資源について、「それらの資源が持つ歴史・ストーリーを深く学ぶ」、「地域の人々と繋がり、触れ合いながら体験し、その空気感・世界観に直に触れる」など、「世界中で山形でしか味わえない本物の体験」にアップデートした、「第2のふるさと」として何度も訪れてもらえる観光コンテンツとして県内各地で造成する取組みを促進します。」 <山形県が世界に誇る地域資源を活用したツーリズム（主なもの）> (中略) ガストロノミーツーリズム：自然の恵みを受けて大切に育まれてきた高品質な美食・美酒」
新潟県	ガストロノミー ツーリズム	新潟美食旅 ガストロノミー	新潟県の観光情報サイト ガストロノミーツーリズムのページがあり、エリアごとのガストロノミーを紹介している。
新潟県	ガストロノミー ツーリズム	NIIGATA GASTRONOMY AWARD	地域の風土、歴史や文化を料理に表現する「ローカル・ガストロノミー」を体現している、新潟県内の飲食店、宿泊施設、酒、お土産品等を表彰する取り組み
新潟県	ガストロノミー ツーリズム	新潟県観光立県推進行動計画 II 地域資源の特性を活かしたツーリズムの推進 施策1 ガストロノミーの更なる推進	「本県がこれまで推進してきた「ガストロノミー」について、コアバリューである「大地と雪の恩恵 地域特有の地形と気候により形成された自然とその中で育まれた人々の営み」に密接な本県の主要な観光資源としての認知を高めるため、本県の食文化の魅力や地域の暮らしと結び付けたストーリーとして、国内外に発信します。 食を目的とした旅行者の誘客を進めるとともに、多様な目的で来訪する旅行者が旅の中で本県の食に感動して再訪意向を高めるように、各地域の食文化を反映した食事の満喫はもちろん、農業体験、郷土料理づくり体験、酒蔵見学などガストロノミーをフックにしたコンテンツやツアー造成の取組、それらを組み合わせた周遊を促進します。そして、食を通じて地域の魅力を感じ、自然景観や体験を通じて食文化を感じることができる観光目的地としての価値を高めます。本県のガストロノミーは、自然や文化に加え、農業などの一次産業関係者、加工食品事業者、飲食店・宿泊施設関係者、コンテンツ事業者等、多くの人々に支えられており、これらの幅広い関係者との連携が不可欠です。そのため、その価値を共有し、また、積極的に取り組む関係者を表彰する機会の創出や県民がガストロノミーの価値を体感する企画の実施等を通じて、本県のガストロノミーへの共通理解の醸成を推進します。」

出所：下記より「」内引用の上、作成
 岩手県 「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」
 秋田県 「秋田県観光振興ビジョン」
 山形県 「第3次おもてなし山形県観光計画」
 新潟県 「新潟美食旅 ガストロノミー」
 新潟県 「NIIGATA GASTRONOMY AWARD」
 新潟県 「新潟県観光立県推進行動計画」

さらに、支援機関では、一般社団法人 ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構によるイベント開催や、旅行予約サイトにおける専門コンテンツ掲載など、民間主導の動きも広がりつつある（図表 3-44）。

図表 3-44. ガストロノミーツーリズム分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
ベルトラ株式会社	ガストロノミーツーリズム	VELTRA ガストロノミーツーリズム	旅行予約サイト (ガストロノミーツーリズムの特集あり)
一般社団法人 ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構	ガストロノミーツーリズム	ONSEN・ガストロノミーツーリズム	ガストロノミーツーリズムと温泉を合わせた体験を推進する機構 ガストロノミーツーリズムのイベント、温泉地情報を掲載
株式会社 JTBガイアレック	ガストロノミーツーリズム	ONSEN・ガストロノミーツーリズム	旅行予約サイト ONSEN・ガストロノミーツーリズムのコンテンツを掲載
クラブツーリズム株式会社	ガストロノミーツーリズム	温泉ガストロノミーツアー・旅行	旅行予約サイト ONSEN・ガストロノミーツーリズムのコンテンツを掲載
株式会社 テーブルクロス	ガストロノミーツーリズム	byfood	日本国内の食体験、グルメツアー、料理教室、レストラン予約を取り扱うグルメプラットフォーム

出所：下記より作成

ベルトラ株式会社「VELTRA ガストロノミーツーリズム」

一般社団法人 ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構「ONSEN・ガストロノミーツーリズム」

株式会社 JTB ガイアレック「ONSEN・ガストロノミーツーリズム」

クラブツーリズム株式会社「温泉ガストロノミーツアー・旅行」

株式会社テーブルクロス「byfood」

3.4.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

“3.4.1 市場概況”より、ガストロノミーツーリズムは新規性の高い市場であるとともに、令和5年度に観光庁「地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業」が開始されたばかりで、東北圏の事例は2件（全国19件中）[36]である。そのため、2014年に日本初のユネスコ食文化創造都市に認定され、地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業に初年度から取り組んでおり、全国に先駆けて取り組みを進めている鶴岡市をヒアリング対象とした。

3.4.4. 先進的なビジネスモデル：鶴岡市

<事業概要>

鶴岡市は、山形県庄内地方南部に位置し、出羽三山の修験道によって育まれた精進料理や、約60種類に及ぶ在来作物など、食と宗教・風土・歴史が密接に結びついた地域である。こうした地域固有の食文化を背景に、2014年、日本で初めて「ユネスコ食文化創造都市」に認定された（図表3-45）。

図表 3-45. 鶴岡市事業概要

項目	内容
取組地域	山形県鶴岡市
取組内容	ガストロノミーツーリズム
地域資源	<ul style="list-style-type: none">・ 出羽三山の精進料理・ だだちゃ豆や温海かぶ等「在来作物」・ 日本酒・ 塩蔵などの保存食・ ワイナリー など
活用した支援策	<ul style="list-style-type: none">・ SAVOR JAPAN （農泊 食文化海外発信地域）・ 地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業

出所：東北活性研作成

同市の観光客数は、新型コロナウイルス感染症が流行した2020年に減少したものの、その後、回復傾向にあり、2023年で462.5万人となっている（図表 3-46）。

図表 3-46. 鶴岡市観光客数



出所：鶴岡市「第2次鶴岡市食文化 創造都市推進プラン」より引用

同市のガストロノミーツーリズムは、このユネスコ認定を起点として、観光庁「地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業」や農林水産省「SAVOR JAPAN」などの国の施策を活用しながら段階的に展開されてきた（図表 3-47）。取り組みの目的は観光客の増加のみでなく、食文化を核に農業・観光・地域経済を結び付け、地域の持続性を高めることにも置かれている。

図表 3-47. 鶴岡市の観光事業の概略

年度	内容
2014年	ユネスコ食文化創造都市認定
2016年	SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域） （旧「食と農の景勝地」認定）
2015年	ミラノ博出展
2016年	パノプロモーション展開
2023年	地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業 ⇒インバウンド向け受け入れ環境構築（料理人向けの研修会やガイドライン作成・ガイド育成等）、訪日外国人向けにリブランディングしたツアーを造成、ベジタリアン対応モニターツアー

出所：下記より作成

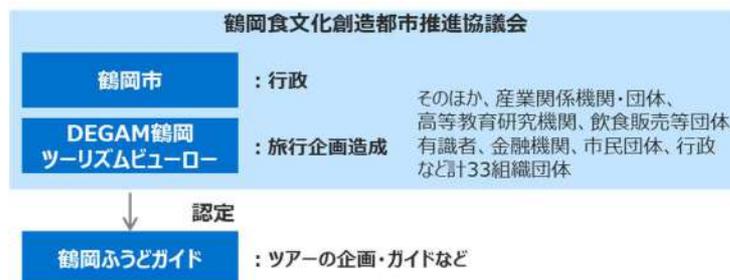
鶴岡市「ユネスコ食文化創造都市・鶴岡 インバウンド観光の推進と交通施策」
観光庁「地域一体型ガストロノミーツーリズム 推進のための成果事例集」

事業の推進体制としては、行政、DMO（観光地域づくり法人）、高等教育研究機関、商工会や農業協同組合などの産業関係機関・団体、飲食販売等団体など 33 団体で構成される「鶴岡食文化創造都市推進協議会」が中核を担っている。同市が行政を担い、DMO である DEGAM 鶴岡ツーリズムビューローが旅行商品の企画・造成やプロモーションを担当する。一方、現場では、協議会が認定する「鶴岡ふうどガイド」や料理人が、来訪者に対して食文化の背景や価値を伝える役割を果たしている（図表 3-48）。

農業分野では、在来作物の継承を重要な柱として位置付け、農家支援や山形大学農学部と連携した種の保存に取り組んでいる。

観光との連携については、農業体験、食体験、宿泊、飲食を組み合わせたツアー造成を通じて、地域資源を一体的に活用する形が取られている。

図表 3-48. 鶴岡市のガストロノミーツーリズムの実施体制



出所：ヒアリングおよびユネスコ食文化創造都市・鶴岡「協議会について・組織団体」より作成

<事業の経緯>

鶴岡市は、日本遺産をはじめ多様な観光資源を有しているが、それらはいずれも「文化」という文脈の上に成立している。さらに、同市は変化に富んだ地形から豊かな食材に恵まれ、郷土食や行事食をはじめとした多様な食文化が育まれてきた地域でもある。こうした背景を踏まえ、同市では食文化を地域固有の強みとして位置づけ、地域活性化に取り組んできた。その起点となったのが、2005年の市町村合併である。合併を契機に、各地域の特色を生かしながら市全体の活性化を図る戦略として、食文化分野でのユネスコ創造都市認定を目指した。

その結果、2014年、日本初のユネスコ食文化創造都市として認定され、その後、この国際的な認定を生かし、SAVOR JAPAN等の国の施策も活用しながら、ガストロノミーツーリズムの推進に取り組んでいる。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

<事業の成功要因>

鶴岡市のガストロノミーツーリズムが持続的に展開されてきた背景には、食文化の豊かさに加え、それを地域産業として成立させるための観光分野と農業分野における取り組み、そしてそれを推進するための体制が存在している。

① 観光における食文化のブランディング

第一に食文化を軸として、観光産業を成立させている点である。具体的には、協議会は料理人の育成、商工会はハラル対応の研修などを実施することで、観光客を受け入れるための人材育成・受入体制の整備を進めてきた。観光コンテンツとしては、DMO（DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー）が個別旅行の造成を行っており、羽黒山、北前船、加茂水族館などの既存コンテンツに食の要素を組み合わせ、付加価値を高めている。また、プロモーションとしては、農家との収穫体験、精進料理、羽黒山の修験道などの地域固有の体験がインバウンドに人気であることから、協議会や DMO でインバウンド向けにプロモーションを展開している。

このように、協議会が人材育成を、DMO が食文化と既存の観光資源を生かしたコンテンツ作成・ターゲットに合わせたプロモーションを担うという観光産業におけるステークホルダーが適切な役割分担をしながら、鶴岡の食文化という一貫した都市のブランドを構築していることが、観光産業の持続的な展開につながっている。

② 農業における食文化の振興と保存・継承

第二に、「産業としての農業」と「文化としての農業」を明確に切り分け、戦略的な農業の振興を行った点である。

同市の在来作物には、だだちゃ豆のように一定規模で生産されている作物と、生産者が限られている作物が併存している。同市は、これらを一律に産業化しようとせず、前者は「産業資源」として位置づけ、ブランド化や販路拡大、農家の所得向上を図り、後者は「文化資源」として保存・継承を重視し、農家への支援や山形大学農学部による種子保存の取り組みを進めるなど、資源を整理しそれぞれに適した支援策を講じている。

このような支援により、ガストロノミーツーリズムの土台となる食文化・地域資源の振興と保存を行なっている。

③ 観光と農業の連携体制の構築

第三に、食文化の価値を来訪者に伝える「橋渡し役」としての人材を育成する制度を構築した点である。

在来作物や精進料理は、その歴史的背景や意味を理解してこそ、食文化としての価値が伝わる。同市では、鶴岡ふうどガイドや上述のように育成された料理人が、その価値をわかりやすく伝える役割を担っている。

特に、ふうどガイドは通常のツアーガイドとは異なり、伝統菓子づくり等の食体験や農業体験などを含む旅行商品の企画からガイドまでを個人単位で一貫して担っている。養成講座を受講し試験に合格した者を協議会がガイドとして認定し、ガイドはボランティアではなく有償ガイドとして活動している。ガイド自身が自ら質の維持と向上に努める体制となっており、ガイドの一定の質と継続性が担保されている。この制度により、ふうどガイドが農家と来訪者の橋渡しとなることで、人前で話すことに不慣れな農家であっても、無理なくガストロノミーツーリズムに関与することが可能となっている。

食文化の価値を伝えるふうどガイドや料理人などの人材育成と受入体制を構築することで、ガストロノミーツーリズムの成功はもちろんのこと、農業と食文化を観光につなげる仕組みが構築されている。

＜事業の課題＞

一方で、本事業の発展にあたっては、いくつかの課題が顕在化している。

① ガストロノミーツーリズムの経済的波及効果の不透明さ

第一に、ガストロノミーツーリズムの経済的波及効果が十分に可視化されていない。鶴岡市の観光客数や宿泊者数は増加傾向にあるものの、その背景には出羽三山や加茂水族館など観光コンテンツなど複数の要因が存在しており、ガストロノミーツーリズムとその施策の効果を切り分けて示すことが難しい。

このため、関係者の間で「何が成果につながっているのか」が共有されにくく、投資や行政の判断に結びつきにくい状況となると考えられる。

② 農業×観光の収益性の不透明さ

第二に、農業×観光の取り組みでは収益性の不透明さがあり、参入判断が難しい。観光農園などの体験を含む農業×観光の事業は、初期投資等のコストに対して、観光客のニーズや追加の収益等により、どの程度の収益が見込めるのかが見えにくい。結果として、「通常の出荷の方が確実に収入になる」と判断されるケースも少なくない。

ヒアリングでは、実際に鶴岡市の楡引地域では観光農園が減少しており、収益性の不透明さが事業継続や新規参入の障壁となっている。

③ 農業の生産体制構築・担い手不足などの課題解決

第三に、農業の課題解決である。通常農家は日常の生産活動、生産基盤を守ることで手一杯で、観光に割ける時間や労力は限られている。その結果、農業×観光の取り組みは、意欲や余力のある一部の担い手に集中する状態になっていることがうかがえた。

農業×観光の取り組みを拡大するためには、農業における生産体制構築や担い手不足などの課題を解決する必要がある。

＜行政・支援機関への期待＞

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の四点の支援が求められると考える。

第一に、ガストロノミーツーリズムの経済的波及効果を可視化することである。ガストロノミーツーリズムという観光コンテンツおよび個別の施策に対して、観光消費、観光客数などの観光に関する指標、農産物の付加価値、雇用創出などの農業に関する指標を体系的に整理するとともに影響度を示すことが、関係者の理解促進と次の投資判断の基盤となる。

第二に、農業×観光の取り組みの収益性や成功事例を示すことである。第一の支援と付随して地域における農業×観光の事業のポテンシャルが見込めるのか、成功事例においてはどの程度の収益性があるのかを示すことで、不透明さや不安感を軽減することが期待される。

第三に、生産体制構築、担い手確保などの農業の課題解決と観光の取り組みを一体で進めることである。農家は、生産性向上や担い手不足が課題となっており、農業×観光の取り組みはその延長線上に位置付けられる必要がある。農業政策と観光政策を横断的に設計する視点が求められる。

第四に、観光事業者・飲食事業者・農家をつなぐ中間支援機能を整備することである。鶴岡市の成功要因のように、観光事業者・飲食事業者・農家を連携させて、旅行商品企画・実施・プロモーションを担う役割や組織を整備することが、地域としての農業×観光の事業の成功につながる。

<まとめ>

鶴岡市のガストロノミーツーリズムは、食文化という無形の地域資源を、観光と農業において役割分担と連携のもと事業を展開してきた点に本質的な価値がある。

その成功要因としては、①市や DMO を中心とした観光における食文化のブランディング、②市による農業における食文化の振興と保存・継承、③ふうどガイドや料理人による観光と農業の連携体制の構築などが挙げられる。

一方で、①ガストロノミーツーリズムの経済的波及効果の不透明さ、②農業×観光の収益性の不透明さ、③農業の生産体制構築・担い手不足などの課題解決、といった課題も顕在化しており、今後はさらなる取り組みの拡大に向けた段階に差し掛かっている。

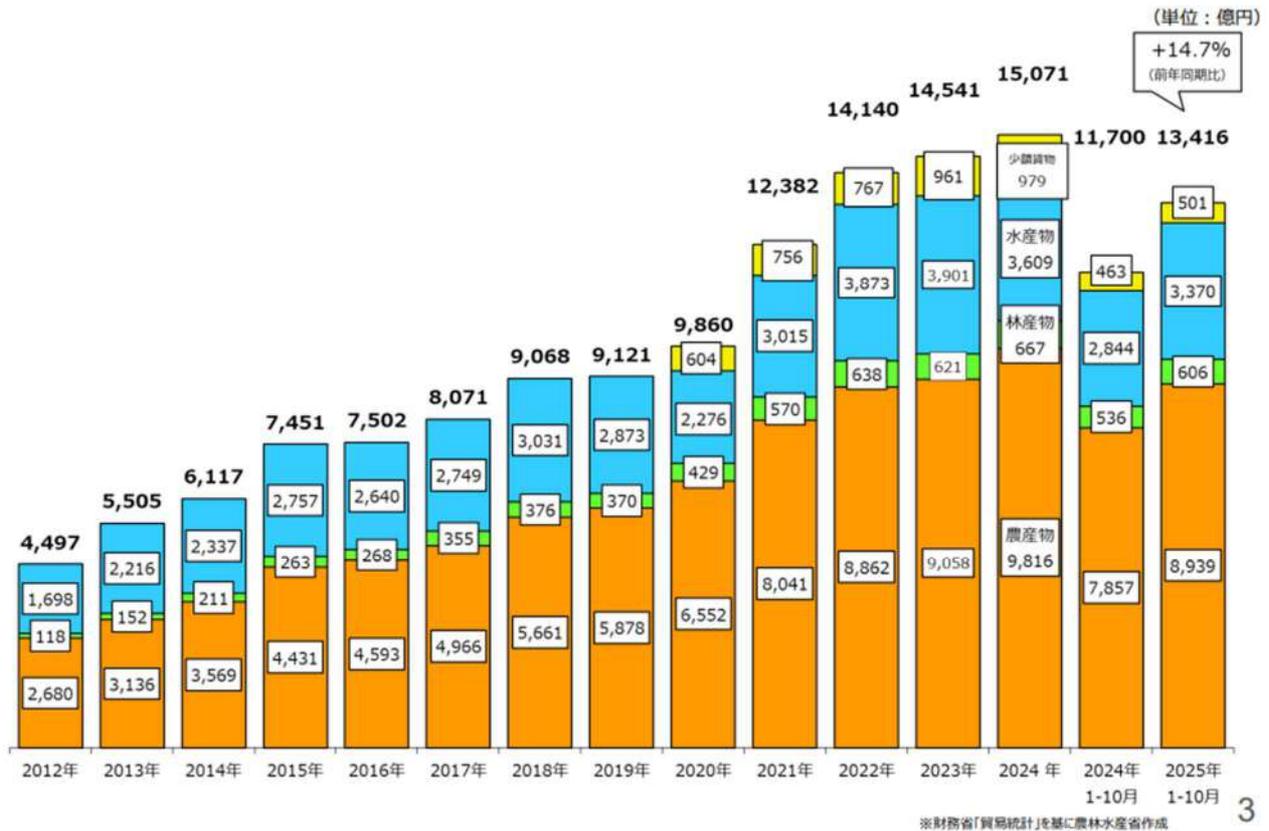
本事例は、ガストロノミーツーリズムを地域産業として定着させるための一つの到達点であり、同時に、次の挑戦に向けた出発点として位置付けられる。

3.5. 輸出

3.5.1. 市場概況

日本の農林水産物・食品の輸出額は、近年一貫して拡大を続けている。2024年には1兆5,071億円に達し、過去最高水準を更新した(図表 3-49)。このうち、農産物(加工食品を含む)に限ってみても9,816億円と、同様に増加傾向が確認できる。

図表 3-49. 農林水産物・食品 輸出額



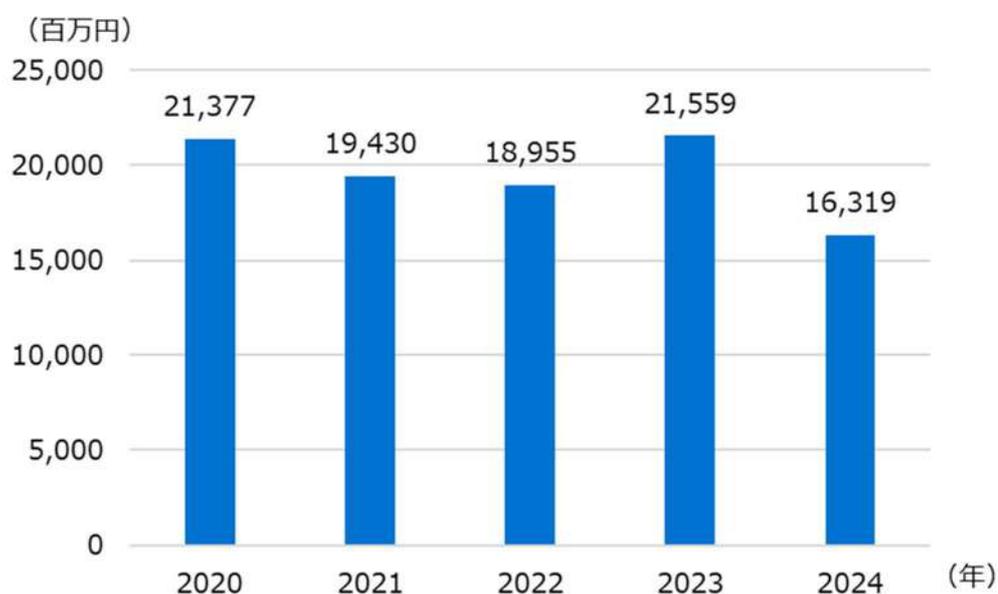
出所：農林水産省「農林水産物・食品の輸出に関する統計情報 令和7年(2025年)10月農林水産物・食品の輸出額」より引用

※グラフは、財務省「貿易統計」をもとに農林水産省が掲載

地域別に見ると、参考値ではあるものの、東北6県の税関官署に蔵置された輸出入貨物のうち、「食料品及び動物」の輸出額は2024年に163億円となっている（図表3-50）。これは、東北地域で生産され東北地域以外の税関官署に蔵置された輸出額を含まれないため、東北地域で生産されたすべての農産物を網羅した数値ではないものの、同地域における輸出規模は全国と比べて相対的に小さく、今後の伸びしろが大きな市場であることが示唆される。

国内市場に目を向けると、日本の人口減少に伴い、食品産業全体の成長余地は限定的になりつつある。このような制約の下では、農業・食品産業が持続的に発展していくための重要な選択肢として、海外市場の開拓、すなわち輸出の位置付けは今後一層高まると考えられる。

図表 3-50. 東北地域の食料品及び動物の輸出額



出所：横浜税関「2024年 東北地域の貿易概況（I）（確々報値）」より作成

※東北地域の貿易額は、宮城、福島、青森、岩手、秋田及び山形の各県に所在する税関官署の管轄区域に蔵置された輸出入貨物の通関額を集計したものである。したがって、東北地域で生産・消費された貨物であっても、東北地域以外に所在する税関官署の管轄区域に蔵置された輸出入貨物の通関額は東北地域の貿易額に含まれない。

※「食料品及び動物」には「生きた動物」も含まれる。

3.5.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

農業における輸出分野においては、単発の補助にとどまらず、生産から販売、物流、プロモーションに至るまでを視野に入れた「一体的支援」が設計されている。

特に、コンソーシアムや品目団体など、複数事業者が連携する輸出の取り組みに対する支援が手厚く、国際基準・認証取得への対応、GI制度の海外展開への活用なども含め、輸出に必要な基盤整備が幅広くカバーされている（図表 3-51、図表 3-52）。

図表 3-51. 輸出分野における国の主な支援策

農林水産物・食品の輸出促進	海外ニーズに対応した農林水産物・食品の輸出等に向け、需要・供給力の双方を拡大する取組を支援
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	国内生産者と海外販売者をつなぐ、一貫した新たなサプライチェーン構築に向けた取組を支援
プロジェクト計画作成等支援	国内生産者から海外販売事業者、および仲介する商社等を含めたコンソーシアムが、新たなサプライチェーンの構築に向けて取り組む計画作成等を支援
サプライチェーンの課題解決実証支援	コンソーシアムが作成した計画に基づき実証される、生産・流通・販売の各段階において、直面する課題の解決に向けた取組を支援
グローバル産地づくり推進事業	大規模輸出産地の形成や、輸出プロジェクトを活用した事業者支援、輸出産品などの課題対応等、輸出促進に向けた取組を支援
大規模輸出産地モデル形成等支援	海外の規制や需要に対応した大規模輸出産地の形成に向け、地域の生産・流通体制の転換を含むモデル的取組を支援
GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）において、輸出実現に向けた伴走支援、および人材育成やマッチング、情報発信等の支援を実施
品目等の課題に応じた取組支援	輸出リスクに対する事業者の保証料や金利負担の支援・低減に向けた取組を行うとともに、国際標準・認証等を活用した輸出を行うための環境整備の取組等を支援。
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	輸出先国の規制等に対応するための食品製造の施設・設備整備等の取組を支援
施設等整備事業	輸出拡大に向けた食品の製造・加工・流通に伴う施設・設備整備に関わる経費を支援
効果促進事業	施設整備効果を高めるため、整備に付随してコンサルティング等を受けるための費用支援
輸出環境推進整備事業	輸出先国の規制等に対応するための調査分析や手続改善および事業者の規制対応への取組
生産段階での食品安全規制等への対応強化	事業者が輸出先国の規制対応に取り組むための、検査や専門家招へい、認証取得、研修等の取組を支援
輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	各輸出事業者を現地から支援するべく、輸出先国に関連機関からなる輸出支援プラットフォームを設置・運営
輸出支援プラットフォーム推進事業	プラットフォームによる現地での商流・販路開拓や情報発信を実施
新市場開拓推進事業	国内団体やジェトロ等の機関による海外市場開拓や海外展開、食に関する日本の文化発信等を支援
品目団体輸出力強化支援事業	品目団体等が行う課題調査から体制整備、販路拡大からブランディング、および専門家や関連機関との相談・連携の取組等を総合的に支援
戦略的輸出拡大サポート事業	海外新市場開拓および輸出拡大に向けてジェトロ・JFOODOが行う各取組を支援
家畜・食肉等の流通体制の強化	家畜市場および食肉等の流通体制強化と輸出支援を行うために必要な取組・整備を支援
食肉等の流通体制の強化	食肉等の流通体制強化および輸出支援のため、コンソーシアムや事業者の各取組を支援
食肉流通再編合理化推進事業	畜産農家・食肉処理施設・流通事業者によるコンソーシアム実現による流通高度化・輸出拡大に向け、生産・流通に関する計画策定、および関連する取組を支援
食肉流通再編合理化施設整備事業	コンソーシアム実現計画に基づく、施設整備・機械導入等の取組を支援
輸出食肉処理施設機能高度化事業	輸出に取り組む食肉処理施設における省力化・高度化に向けた設備整備を支援
地理的表示活用推進支援事業	地理的表示(GI)保護制度活用と輸出促進に向け、申請から活用までを包括的にサポート
GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし	優良産品をGI制度を活用して保護するべく、主に登録までを支援する窓口等の設置
GI登録生産者団体支援	GI産品の販路拡大に向けた研修やイベント、および調査、商品開発、マーケティング等の取組を支援
海外でのGI等申請・侵害対策支援	海外でのGI申請や権利侵害対策等の取組を支援

出所：下記より作成

農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「農林水産物・食品の輸出促進」

農林水産省「地理的表示活用推進支援事業」

農林水産省「家畜・食肉等の流通体制の強化」

農林水産省「令和7年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）」

農林水産省 令和7年度当初予算（食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業）「食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 PR版」

図表 3-52. 輸出分野における国の支援のまとめ

		事業開始前	事業開始後
ヒト	教育研修	輸出入人材育成・研修(グローバル産地づくり推進事業・地理的表示活用推進支援事業・輸出環境整備推進事業)	
	専門職	支援機関やプラットフォームによる伴走支援(グローバル産地づくり推進事業・輸出支援プラットフォーム推進事業・戦略的輸出拡大サポート事業)	
	連携	輸出に向けた事業者連携・コンソーシアムの体制構築・計画策定・事業推進・販路拡大等 (サプライチェーン連結強化プロジェクト事業・食肉流通再編合理化事業・グローバル産地づくり推進事業・品目団体輸出強化支援事業)	
モノ	連携	支援機関やプラットフォームによるマッチング(グローバル産地づくり推進事業・輸出支援プラットフォーム推進事業・戦略的輸出拡大サポート事業)	
	モノ		食肉コンソーシアム内の食肉処理設備・機械導入 (食肉流通再編合理化施設整備事業) 国際規格・検疫に対応する施設整備 (食品産業の輸向けHACCAP等対応施設整備事業)
カネ	カネ		農畜水産物モニタリング検査への対応・食品・施設の認定獲得 (輸出環境整備推進事業) 国際規格・検疫・認証等に対応するための費用支援 (食品産業の輸向けHACCAP等対応施設整備事業・地理的表示活用推進支援事業) 輸出に伴う債務保証料負担軽減・金利負担軽減(グローバル産地づくり推進事業)
	情報	支援機関やプラットフォームによる情報発信(グローバル産地づくり推進事業・輸出支援プラットフォーム推進事業・戦略的輸出拡大サポート事業)	
サポート	情報	輸出に向けた課題・環境調査・分析 (品目団体輸出強化支援事業・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業) 規格・認証に関するセミナー・相談 (グローバル産地づくり推進事業・地理的表示活用推進支援事業)	
	サポート		ジェトロ・JFOODOによる現地商流開拓・プロモーション支援 (戦略的輸出拡大サポート事業)

出所：下記より作成

農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「農林水産物・食品の輸出促進」

農林水産省 「地理的表示活用推進支援事業」

農林水産省 「家畜・食肉等の流通体制の強化」

農林水産省 「令和7年度当初予算の概算決定の概要（輸出関連予算）」

農林水産省 令和7年度当初予算（食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業）「食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 PR版」

東北圏の自治体においては、各県がそれぞれの産業構造や強みを踏まえた支援策を展開している。秋田県では産品別のブランド化・輸出支援、宮城県では現地事務所を活用したマッチング支援など、県ごとに特色ある施策が確認できる（図表 3-53）。これらは、輸出を一部の先進事業者に限定せず、地域として裾野を広げていくための重要な基盤となっている。

図表 3-53. 輸出分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
東北農政局	輸出	園芸作物の輸出産地形成支援に係る北海道・東北ブロック説明会	輸出拡大のための施策の周知・相談会
青森県	輸出	新市場開拓用米新規拡大支援事業	「新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する取組に対して支援する。」
青森県	輸出	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	「（１）海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（１名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後２回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など） （２）外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費 （３）海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費」 （４）国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費」 （５）海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（３か月以内）」
青森県	輸出	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	「１ 施設等整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備 ２ 効果促進事業 施設整備事業一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施（施設等整備事業費の20%以内）」
青森県	輸出	海外ビジネス支援事業	ビジネスマッチング、商談会、展示会への出展等の支援を実施
青森県	輸出	青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金	下記該当事業への補助金 「１ 海外で開催される見本市・商談会への出展事業 ２ 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ３ 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 ４ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 ５ 海外向けインターネットショップ出店事業」
岩手県	輸出	農林水産物の輸出関連事業 (1)GFP グローバル産地づくり推進事業	「輸出事業計画の策定や計画の検証・改善を行う取組により、輸出目標を実現するための取組を支援」
岩手県	輸出	農林水産物の輸出関連事業 (2)食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業	「加工食品等の輸出拡大に必要な食品製造事業者等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援」
岩手県	輸出	海外輸出力強化事業費	情報発信、商談、販路開拓等の取組を促進 中国、北米、東南アジア等をターゲットとして、海外での展示会への出展、バイヤーの招へい等による輸出支援
岩手県	輸出	いわて海外展開支援施策インデックス	いわて海外展開支援施策インデックスに詳述の通り、食農に限らない海外展開において、相談窓口の設置、海外調査、セミナー等の情報公開、人材育成、マッチング、商談会、展示会への出店、販路開拓、個別支援、資金調達や知財等を含む包括的な支援を記載。

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
秋田県	輸出	農産物グローバルマーケティング強化事業	<p>「1 台湾・タイ輸出拡大促進事業 (1) 既存商流の拡大と新たな需要の開拓 ①実施内容 小売店でのP R販売(台湾、タイ)、飲食店等に対するねぎのP Rイベント(台湾) ②対象品目 りんご・ぶどう(台湾・タイ)、なし(タイ)、ねぎ(台湾) (2) 果樹栽培体系の確立 ①実施内容 輸出先国の規制に対応した防除体系、化学肥料等を使用しない栽培体系の確立 ②対象品目 りんご、なし」 2 シンガポール輸出ステップアップ事業 輸出拡大に向けた商談会を開催するとともに、実需者等を産地に招聘し、マッチングを行う。 (1) 実施内容 ①現地のバイヤー等による県内生産現場の視察、生産者等との意見交換 ②現地のバイヤー等を対象としたP R商談会の開催、商談後のフォローアップ支援 (2) 対象品目 米、青果物(すいか、りんご等)、6次化商品」</p>
秋田県	輸出	A K I T Aグローバルリーチ戦略展開事業	<p>「1 秋田県農畜産物輸出促進協議会スタートアップ事業(中略) (2) 取組内容 ①輸出促進フォーラム等の開催(基調講演、事例紹介) ②輸出事業計画検討(各品目の輸出拡大に向けた事業計画の策定) 2 課題解決型実証事業 (1) ねぎの物流実証業務委託 ①内容 低コストかつ高品質輸送が可能なねぎの輸送経路・形態に関する実証(中略) (2) 青果物等の栽培技術実証 ①内容 残留農薬基準に対応した防除体系など普及段階の技術実証(鹿角市、大館市、由利本荘市) ②対象品目 りんご」</p>
秋田県	輸出	あきたの魅力ある水田農業確立対策事業	<p>「5 秋田米需要獲得支援事業(中略) (1) 地域の米集出荷団体が行う取組への助成(中略) (2) 国際食品総合見本市への出展」</p>
秋田県	輸出	秋田牛ブランド推進事業	<p>「2 秋田牛輸出推進事業(中略) (1) タイ向け輸出の拡大対策 ①現地レストラン関係者等を招いたカット技術講習会の開催(1回) ②現地消費者を対象にしたプロモーションの開催(1回) (2) 台湾向け輸出の拡大対策 ①トップセールス(1回) ②観光と連携したイベントでの秋田牛P Rの実施(1回)」</p>
秋田県	輸出	秋田牛輸出促進コンソーシアム推進対策事業	<p>「更なる輸出拡大による生産者の収益性やブランドに対する訴求力の向上を図るため、秋田牛の台湾輸出拡大のためのプロモーション活動等への取組を支援」</p>

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
秋田県	輸出	県産加工品輸出拡大事業	<p>「1 台湾への県産品販路拡大強化事業 (1) 台湾現地コーディネーターによる販路開拓 (2) フード台北への出展」</p> <p>2 北東北三県・北海道ソウル事務所物産共同事業 4 道県で共同設置している同事務所を通じた物産のプロモーションを実施する。 (1) 輸入商品展示会への出展 (2) バイヤー招へいによる商談会の実施 (3) サンプルの提供を通じたマッチング」</p> <p>3 県産加工品海外販路開拓事業 輸出向け加工品のデジタルカタログを整備し海外バイヤーへ発信することで、海外での認知度向上を図る。 (1) 海外バイヤー向けデジタルカタログの制作 (2) 中国本土の大手越境ECモールへの出展支援 (3) 専門家による新規輸出商材の掘り起こし・磨き上げに係る助言の実施」</p> <p>4 日本酒の海外販路拡大事業【6月補正】 酒造業界の新規販路の開拓や既存商流拡大に係る取組への集中的な支援を実施する。 (1) 輸出拡大のためのスキルアップセミナーの開催 (2) 日本酒輸出海外展開モデル事業の実施 (3) 酒類イベントへの出展等」</p> <p>5 日本酒GI取得推進事業 業界団体が実施する地域GI指定及び県産日本酒の認知度向上に資する取組への支援。 (中略)</p> <p>6 香港への県産品販路拡大推進事業 香港における県産食品や県産酒の輸出拡大に向け、試飲試食会や現地バイヤー等の本県への招へいを実施する。 (1) 県産食品試飲試食会の実施等により現地市場の調査を実施 (2) 現地バイヤー・レストラン経営者等の本県への招へい」</p>
秋田県	輸出	あきた国際化推進プログラム（令和4～7年度）	あきた国際化推進プログラムにおいて、農業の食料供給力の強化が位置付けられている。
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業（輸出ビジネスサポート事業）	「・宮城県食品輸出促進協議会と連携し、事業者のレベルに応じた輸出セミナーの開催。 ・国際ビジネス推進コーディネーターによる貿易実務等の個別相談の実施。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業（地域産品輸出促進助成事業）	「・事業者の海外展開支援（海外商談会等への参加費用、国際認証取得費用等について経費の一部を助成）。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業（課題解決型輸出拡大バリューチェーンモデル構築事業（補助））	「・県内産の農林水産物や加工食品の生産・加工、流通、販売の事業者が連携して行う、付加価値の高い輸出モデル構築に向けた取組について、経費の一部を助成。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 欧米地域販路開拓事業	「・欧米地域の販路開拓に向けて、越境EC等と併せて現地プロモーションを実施するなど、リアルとデジタルを融合した効果的なマーケティング支援により販路開拓を促進。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 東南アジア宮城県産品マーケティング支援等事業（宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援事業）	「・現地のニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するためのハンズオン支援を実施。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 輸出基幹品目販路開拓事業	「・東日本大震災の影響を受けたホヤ・カキ等の販路開拓と輸出促進に向け、現地飲食店等でのプロモーションとアフターフォロー等を実施。 ・アルプス処理水の海洋放出により禁輸措置が講じられたことから、新たな海外市場の開拓に向け、メキシコ等においてプロモーション等を実施。」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） HACCP 等対応施設整備支援事業（国補助）	「輸出先のニーズに対応した HACCP 等の基準を満たすために食品製造事業者等が実施する、施設の改修及び新設、機器の整備に対する取り組みについて支援。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 姉妹友好関係等を活用した海外販路開拓事業	「2022 年度にデラウェア州と姉妹県州提携25 年を迎えることから、これまで培われた姉妹友好関係等のネットワークを活用した県産品のプロモーション等を実施。 ・米国の南加州人協会との関係を深化させるとともに、そのネットワークを活かしたイベント等の機会を活用し、県人会会員と連携して現地における「宮城」の認知語の向上を図るとともに、県産品の PR・商談等を実施。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 北米及び欧州における販路開拓・定着促進事業（米国シアトル都市圏及び有望地域における県産品プロモーション事業）	「シアトル都市圏において県産品の定着を図るため、2021 年度に実施した小売店での物産展プロモーションの結果を踏まえ、バイヤーとの商談等を実施するとともに現地でのセールス等を実施。 ・県内事業者の進出実現の可能性が高い米国内のその他の有望地域において、現地調査、関係者の招聘等を実施。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） みやぎの食材バリューチェーン展開プロジェクト（食材王国みやぎ喜ばれる商品づくり支援事業（補助））	「県内の食品製造業者等が行う地域の食材等を活用したマーケットイン型の商品づくりを支援。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 水産加工業経営課題解決サポート事業	「水産加工業者の経営状況・課題を把握するための相談体制の強化と、支援機関等と連携した支援を実施。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 県産水産物の販路開拓強化支援事業（補助）	「ジャパンインターナショナルシーフードショー等の大規模展示商談会に宮城県ブースを設置するとともに、水産加工業者のブース出展を支援。」
宮城県	輸出	宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略（2025年度版） 持続可能なみやぎの養殖振興事業（ASC/MSC/MEL 漁業認証支援事業）	「水産物の国際認証(MSC, ASC)および国内認証(MEL), 流通・加工の管理認証 (CoC) の取得に対する審査等に要する経費を支援。」
宮城県	輸出	I 宮城県の支援メニュー 国際ビジネス推進コーディネーター	「専門人材の配置が難しい中小企業に対し、貿易に関する相談への対応、海外バイヤーとのビジネスマッチング支援、生産から流通・輸出（販売）までの一貫した商流構築支援などを行います。」
宮城県	輸出	II シェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー 貿易投資相談	「海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種相談（輸出入手続／契約方法／海外の取引先や取引商品／海外見本市等）にお応えします。」
宮城県	輸出	II シェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー 海外見本市 ジャパンパビリオン	「海外主要見本市にジャパンパビリオンを設置し、県内企業の出展支援をします。」
宮城県	輸出	II シェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー 海外バイヤーとの商談会	「海外バイヤーを招聘し、県内企業とのマッチング商談会を行います。」
宮城県	輸出	II シェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー 農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス	「農林水産・食品分野の専門家が、製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、最終的には契約締結までお手伝いします。」
宮城県	輸出	II シェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー 各種セミナー	「時機に合ったテーマでの情報提供を、年間を通じて随時行います。」
宮城県	輸出	I 宮城県ソウル事務所による支援	「宮城県内企業等の韓国における活動支援／宮城県の観光 P R と韓国観光客の誘致／韓国経済に関する情報の収集・提供／韓国企業への各種情報提供等」
宮城県	輸出	II 宮城県大連事務所による支援	「宮城県内企業等の中国における活動支援／宮城県の観光 P R と中国観光客の誘致／中国経済に関する情報の収集・提供／中国企業への各種情報提供等」
宮城県	輸出	海外ビジネス相談窓口	海外ビジネス展開の窓口

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	輸出	県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業 地域産品輸出促進助成事業	「(1) 対象経費 生産者等が海外で開催される商談会、フェア、見本市等に参加して現地取引先を開拓する取組に係る経費」
宮城県	輸出	中小企業販路開拓総合支援事業（市場投入支援）	「マーケティング専門家と委託契約を締結し、海外への販路開拓を図る県内の中小企業者等が実施するマーケティング調査をサポートします。」
宮城県 （協議会）	輸出	宮城県食品輸出促進協議会	宮城県の食品の輸出のための協議会 商談会、海外フェアの開催、セミナーなどの開催、情報発信等を実施
山形県	輸出	基本戦略3 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携 戦略分野7 需要をとらえた生産とブランド化による所得向上 プロジェクト19 県産米ブランド戦略推進プロジェクト	「④米の輸出拡大に向けた生産・出荷体制づくりの促進 ・県産米の輸出拡大に向けた会議の開催 ・海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地形成等に向けた取組みの支援」
山形県	輸出	基本戦略3 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携 戦略分野7 需要をとらえた生産とブランド化による所得向上 プロジェクト27 安全・安心な県産畜産物生産プロジェクト	「①輸出相手国の基準に適合する食肉処理施設の整備 ・老朽化が進んでいる食肉処理施設の改修整備の推進 ・山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアムにおける県内の食肉処理施設の方向性に係る検討」
山形県	輸出	基本戦略3 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携 戦略分野8 国内外の市場に向けた県産農産物の販売拡大 プロジェクト34 県産農産加工食品等販路拡大プロジェクト	「①県産農産加工食品等販路拡大に向けた取組みへの支援 ・eコマースの導入やオンライン商談会、デジタルで生産者と実需者をつなぐ新たなツールの構築等、デジタル技術を活用した販路開拓・拡大の取組みに対する支援 ・流通や商品製造の専門家や関係団体と連携した、ビジネスの発展段階に応じた商談機会の創出による県内外や海外への販路拡大の支援」
山形県	輸出	基本戦略3 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携 戦略分野8 国内外の市場に向けた県産農産物の販売拡大 プロジェクト35 県産農産物等輸出拡大プロジェクト	「①県産農産物等の輸出拡大 ・山形県国際経済振興機構、J A全農山形、県食肉公社等と連携し、重点地域を中心とした輸出先国・地域への輸出拡大 ・海外での販路拡大に向け、これまで培ってきた人的ネットワークや現地輸出パートナーとの連携の強化 ・産業・農業・観光が一体となった本県の強みを最大限に発揮するプロモーションの展開 ②県産米の輸出拡大 ・県産米の輸出拡大に向けた会議の開催 ・輸出事業者等と連携したバイヤーの招へいや海外プロモーション等の展開 ③さくらんぼ等県産フルーツの輸出拡大 ・県産フルーツの輸出拡大に向け、輸出事業者等と連携したバイヤーの招へいや海外プロモーション等の展開 ④輸出事業者等の拡大 ・山形県国際経済振興機構やJETROなどの関係機関との連携による相談支援、各種セミナー、商談会、バイヤー招へい等による輸出事業者等の拡大」
山形県	輸出	輸出に取り組む事業者への支援 （農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金）	輸出事業者への補助金
山形県	輸出	第2次山形県国際戦略	第2次山形県国際戦略において、商談会、フェアへの参加、マッチング、プロモーションなどの包括的な支援の実施が位置付けられる。

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
福島県	輸出	5 福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業	「(3) 攻めの海外販路回復・拡大事業 原子力発電所事故による輸入規制の撤廃に向けて戦略的な情報発信を展開するとともに、日本産品の輸出が発展途上にある海外マーケットへ販路拡大を図る。 ア 有望輸出国への県産農林水産物等の魅力等発信事業 輸入規制が続く香港、台湾、韓国等を想定し、県産農林水産物等の風評払拭及び輸入規制撤廃を目的に、県産農林水産物等の魅力や安全性を発信する情報コンテンツの作成・配信、有識者等の招へい及び交流事業の実施、試食会・商談会等を開催する。 イ 農産物等海外販路開拓支援事業 輸出に意欲的な県内農業者団体等が海外販路開拓のために実施する商談会や展示会出展等の活動を支援する。」
福島県	輸出	11 園芸グローバル産地育成強化事業	「(1) グローバル化実践支援事業 輸出相手国のニーズにマッチした品種、収穫時期、鮮度保持技術の実用レベルの実証や、重要病害対策等のコスト削減の実証等に取り組む団体等を支援する。 (2) ふくしまブランド産地整備事業 輸出相手国の拡大と産地における輸出向け果実の安定的な供給体制の整備(施設化、防除機導入、保冷库、乾燥機、省力技術導入等)に取り組む生産者等に対し、その導入費用の一部を支援する。」
福島県	輸出	25 花き輸出体制構築支援事業	「(1) 花き産地と輸出事業者の連携体制構築 ア 県産花きの輸出を拡大するため、輸出事業者を花き産地に招へいし、輸出診断や商談会などを行い、花き産地と輸出事業者の連携構築を図る。 イ 花きの輸出を目指す産地において、海外販路の拡大や輸出環境の整備に係る経費を補助することで、戦略的かつ継続的に輸出に取り組むための計画づくりと計画に基づく実践を支援する。 (ア) 海外販路拡大 海外でのPR イベント、海外百貨店等における出店や販売促進、海外輸出のための情報収集等に係る経費を支援する。 (イ) 輸出環境整備 輸出対象国が求める検疫や輸出事業者が求める品質等の条件への対応、戦略的かつ継続的な輸出の検討に係る研修会の開催等に係る経費を支援する。 (2) 試験研究 県産花きの輸出拡大のため、長期輸送に適した梱包方法や鮮度保持技術を開発する。」
福島県	輸出	43 作物保護適正管理推進事業	「(1) 農薬適正使用推進事業 (中略) イ 輸出検疫業務支援事業 農産物輸出に係る検疫業務や農薬の適正使用指導等を行い、輸出拡大を支援する。」
福島県 (協議会)	輸出	福島県貿易促進協議会 貿易振興事業	海外販路開拓のため、アジア地域を中心に現地業者に対して商談等を実施
福島県 (協議会)	輸出	福島県貿易促進協議会 人材育成・情報収集提供事業	人材育成のための支援や、各種セミナーなどの情報公開を実施
福島県	輸出	第3期・福島県産品振興戦略	海外市場戦略において、認知度向上、販路拡大が位置付けられ、ブランド・販路拡大戦略や人材育成等の包括的な戦略が位置付けられている

出所：下記より「」内引用の上、作成

東北農政局「園芸作物の輸出産地形成支援に係る北海道・東北ブロック説明会」

青森県「令和7年度 一農業構造政策推進ハンドブッカー」

青森県「海外ビジネス支援事業」

青森県「青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金」

岩手県「令和7年度 農業振興のための施策一覧」

岩手県「海外輸出力強化事業費」

岩手県「いわて海外展開支援施策インデックス」

秋田県「令和7年度 秋田県農林水産業関係施策の概要」

秋田県「あきた国際化推進プログラム」

宮城県「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略(2025年度版)」

宮城県「7（6）海外に輸出したい（1）」「7（6）海外に輸出したい（2）」「7（6）海外に輸出したい（3）」
「7（6）海外に輸出したい（4）」「7（6）海外に輸出したい（5）」

宮城県食品輸出促進協議会

山形県「第5次 農林水産業元気創造戦略」

山形県「輸出に取り組む事業者への支援（農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金）」

山形県「第2次山形県国際戦略」

福島県「令和7年度 事業計画書」

福島県「福島県貿易促進協議会」

福島県「第3期・福島県県産品振興戦略」

新潟県「農林水産業施策の概要（令和7年度） 第3 主な事業の概要」

新潟県「新潟県産農林水産物輸出拡大実行プラン」

加えて、JETROをはじめとする支援機関が、ポータルサイト運営、専門家派遣、海外プロモーション、資金支援などを通じて包括的な支援を担っており、輸出初心者から一定規模の事業者まで幅広く対応できる体制が整えられている（図表 3-54）。

図表 3-54. 輸出分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
JETRO	輸出	農林水産物・食品の輸出支援ポータル	JETROの各サービス、海外ビジネス情報などをまとめた情報ポータルサイト
JETRO	輸出	海外情報	海外・国内の市場・規制動向の情報、コーディネーターによる輸出支援サービスまで手掛ける
JETRO	輸出	輸出のノウハウ	輸出の専門家による個別支援サービスから「新輸出大陸コンソーシアム」およびそのほかセミナー等の情報共有を手掛ける
JETRO	輸出	農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム	米国、EU、アジア等の10カ国・地域（16拠点）などの輸出先国・地域に輸出支援プラットフォームを設置 カントリーレポートの作成、プロモーション、事業者への支援、日本食レストラン等と連携した日本食の普及等を実施
JETRO	輸出	JFOODO	農産物の輸出・ブランディングのためのプロモーションを担う組織マーケティング戦略策定からプロモーションの実施、商談などに必要なツールの作成などを支援
JETRO	輸出	日本からの輸出に関する制度	農林水産物・食品を輸出するために、各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができるサイト
JETRO	輸出	海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス	海外に配置する農林水産・食品分野の専門家（海外コーディネーター）によるEメール等での相談回答
JETRO	輸出	農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス	専門家（輸出プロモーター）による輸出戦略策定から契約締結までの一貫したサポート
JETRO	輸出	農林水産物・食品輸出相談窓口	農林水産物・食品の輸出にあたり、各種相談にアドバイザーが回答
JETRO	輸出	海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画	海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナー等の情報を掲載
JETRO	輸出	ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）	農林水産・食品関連の情報提供
JETRO	輸出	ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト	農林水産物・食品を輸出のための各種協力企業全体（商社や物流企業、保険など）のリスト
日本政策金融公庫	輸出	農林水産物・食品輸出基盤強化資金	認定輸出事業計画に従って実施する事業を対象に、農林水産物・食品の輸出事業者向けの融資制度を運用
日本青果物輸出促進協議会	輸出	日本青果物輸出促進協議会について	下記の事業を実施 「(1)国内外での国産青果物等のP R (2)展示会・セミナー等の実施 (3)海外マーケティング調査 (4)産地間連携及び輸出環境整備等に関する検討会の開催 (5)国産青果物等の輸出事業者による輸出活動等の支援 (6)その他協議会の目的を達成するために必要な事業」

出所：下記より「」内引用の上、作成

JETRO「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」

JETRO「海外情報」

JETRO「輸出のノウハウ」

JETRO「農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム」

JETRO「JFOODO」

JETRO「日本からの輸出に関する制度」

JETRO「海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス」

JETRO「農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス」

JETRO「農林水産物・食品輸出相談窓口」

JETRO「海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画」

JETRO「ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）」

JETRO「ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト」

日本政策金融公庫「農林水産物・食品輸出基盤強化資金」

日本青果物輸出促進協議会「日本青果物輸出促進協議会について」

3.5.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

輸出分野における商流・物流などの一連にわたる課題を把握するため、本調査では生産者個別の事例ではなく、農産物・食品全般を扱い、複数産地を束ねて輸出を行う商社を対象とすることとした。

具体的には、東北経済連合会と連携した取り組みを展開している九州農水産物直販株式会社をヒアリング対象として選定した。同社は九州を主軸としつつ、東北地域の農林水産物輸出にも実績を有しており、地域を越えた輸出モデルの実態を把握する上で適切な対象であると判断した。

3.5.4. 先進的なビジネスモデル：九州農水産物直販株式会社

<事業概要>

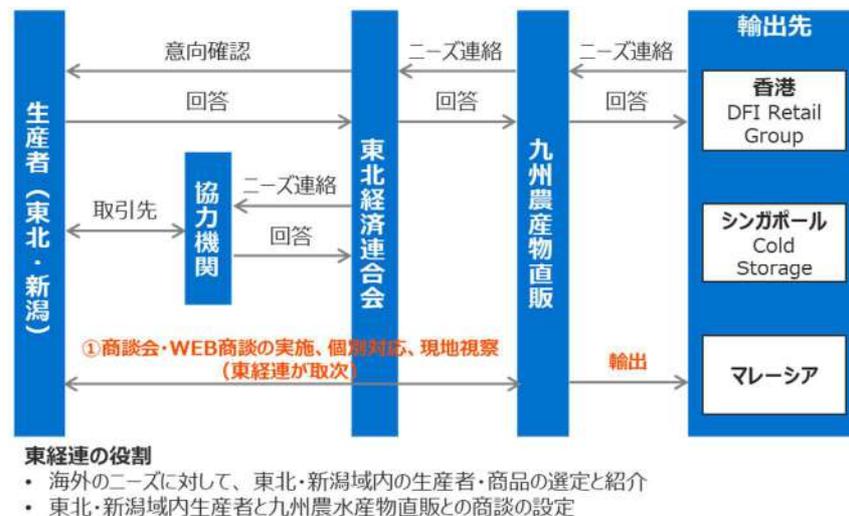
九州農水産物直販株式会社は、福岡県に本社を置く農畜水産物およびその加工食品の商社であり、九州をはじめとする全国の産地と海外市場を結ぶ役割を担っている。東北圏においては、東北経済連合会と連携し、地域産品の輸出拡大に取り組んでいる（図表 3-56）。

図表 3-55. 九州農水産物直販事業概要

項目	内容
企業名	九州農水産物直販株式会社
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目12-10 第7グリーンビル7F
資本金	1,890万円
事業内容	農産物、水産物、畜産物及びその加工食品の販売及び輸出入業 など
事業規模	2025年度 達成目標 ・ 純売上高 20億円 ・ 事業展開 5カ国・地域

出所：九州農水産物直販株式会社「企業方針」「会社案内」より引用

図表 3-56. 九州農水産物直販と東北経済連合会のビジネスモデル



出所：東北経済連合会「東経連 2024 年アジア圏向け農水産物輸出実績について」より改変

同社は、生産地からの直接仕入れと、海外小売事業者への直接販売を基本とする商流を構築している（図表 3-57）。香港に本社を置く DFI Retail Group Holdings（旧 Dairy Farm）をはじめとする海外小売事業者との継続的な取引を軸に、計画的な輸出を行うことで、価格競争力の確保と取引の安定化を図っている。

仕入先となる生産者との関係は、生産者からの直接の問い合わせに加え、GFP（農林水産物・食品輸出促進プロジェクト）等のマッチングサービスを通じて構築されている。これにより、特定の産地や生産者に限定することなく、販売先の要件に適合する産品を国内から探索・調達する体制を整えている。

物流面では、生産者のもとへ回収に赴く場合と、生産者側に配送を依頼する場合の双方があるが、可能な限り、生産者側で空港・港湾近くの倉庫まで搬入する形を採用している。

以上のように同社は、生産地と海外小売りを直接つなぐ商流のもと、輸出に必要な調達から物流までの一体的な体制を構築している。

図表 3-57. 九州農水産物直販のビジネスモデル



出所：下記およびヒアリングより作成
 東北経済連合会「東経連 2024 年アジア圏向け農水産物輸出実績について」
 九州農水産物直販株式会社「事業内容」

<事業の経緯>

九州農水産物直販は、九州経済連合会が主要となって 2015 年に立ち上げた会社である。

2015 年に九州経済連合会で「九州から日本を動かす」というキャッチフレーズを掲げ、九州の強みを検討した際に第一次産業が盛んな地域であるため、農畜水産物の輸出をベースに九州を盛り上げていくことを決めた。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

＜事業の成功要因＞

九州農水産物直販の輸出事業が成立している背景には、ニーズをもとに生産量と品質を担保するためのビジネスモデルがある。

① 消費者・小売り・海外バイヤーのニーズ起点での品目・規格による輸出

同社の輸出事業は、消費者・小売り・海外バイヤーから寄せられる具体的なニーズを起点として展開されている。

具体的には、香港の Dairy Farm 社など、主要な取引先から求められた品目を国内で探し、生産者やメーカーとつなぐ形を基本としている。また、バイヤーから加工食品の要望を受け、適合するメーカーを探索して輸出につなげた事例や、輸出先国の健康志向などの消費動向を踏まえた提案から加工食品の輸出につながった事例も存在している。加えて、輸出に供する農産物については、品質や見た目が良く消費者が手に取りやすいこと、時期ごとの品質変動に対応できることなどの小売りのニーズに基づいて輸出を行っている。実際に、キャベツなど一部の農産物については、輸送性の高い品種について数量・重量など一定の規格に定めて出荷を行っている。

このように、消費者・小売り・海外バイヤーという川下のニーズに基づく、確度の高い輸出事業が進められている。

② 輸出基準に耐えうる検品・品質保証体制の構築

農産物の輸出では、現地到着時の品質が取引に大きな影響を及ぼす。

具体的には、腐れ、傷み、虫の付着などの品質の問題により輸出先で販売できない場合、輸出側で赤伝処理（不良品などによる取り消し処理）の対応が必要となり、場合によっては生産者に負担してもらう形となる。

そのため、同社では、検品による品質保証を重要な工程として位置づけている。

立ち上げ当初は、同社が市場から仕入れて検品まで対応していたが、現在は事業規模の拡大に伴い、生産者側で検品まで対応してもらう体制へと移行している。生産者の協力が得られない場合には、物流事業者へ検品を依頼するなど、現場の実情に即した対応が行われている。

このように事業規模の拡大に対応できる形で検品体制を構築することにより、規模拡大と輸出農産物の品質の安定の両立が図られている。

③ 安定供給可能な生産体制と生産者集約

農産物の輸出においては、安定した生産体制が重要となっている。

輸出に取り組むにあたり生産者には、輸出に前向きであることに加え、規制などへの柔軟な対応が可能であること、一定の出荷量を確保できることという安定した生産体制が求められる。逆に、国内市場の相場が高い時期に、国内への出荷を優先して輸出の出荷を少なくしてしまうなど安定供給の保証ができない生産者との取引は困難となる。また、生産量や品目の制限で出荷量が小規模になる場合、適切な物流が見つからず、輸出につながらない場合もある。

それに対して、同社は生産者からの輸出出荷量確保のために、キャベツをシーズンを通して同価格で買い取りを行うなど輸出事業者から一定の価格設定をすることで、安定した取引関係を形成している。

また、同社は単一生産者での数量確保が難しい品目は、JA等を通じて複数生産者を取りまとめる形で対応している。

このように、安定した生産体制と価格設定によって、取引関係を形成している。また、その前段階として生産量を確保するために、生産者を集約することで輸出に成功するケースも見られる。

<事業の課題>

同社の輸出事業は、農家の生産体制構築、検品への対応、川下のニーズに応じた輸出により成立している。一方で、同社にとどまらず、農業全体として、さらに輸出を拡大するにあたっては、いくつかの課題が顕在化している。

① 輸出への認知拡大、興味・関心の醸成

ヒアリングにおいて、輸出に関するセミナー等は開催されているものの、輸出が国内市場の延長ではなく、新規市場の開拓であるという理解が進んでいないという意見が見られた。成功要因で述べたように、一定価格での安定した取引などのケースを含めて、農家にとって新規の収入源として理解されることで、さらなる取り組みの拡大に期待がかかる。

② 販路開拓の負担

同社は、日本の果物などの現地マーケットへの定着のため、自社負担で試食販売を行っている。ヒアリングにおいて、海外のバイヤーなどから試食販売のニーズがあるという意見も見られ、販路拡大、なかでも、農作物の現地マーケットへの定着、ブランド構築のためには、試食のような体験が重要になると考えられる。一方で、同社のように特定企業単独での取り組みでは限界があると考えられ、農産物のブランド構築とその負担軽減のための支援が必要となってくる。

③ 検品・品質管理における対応の負担

上述の通り、同社では輸出先での出荷のため、農家に検品を依頼する形で品質管理を実施している。これにより品質の保証につながる一方で、農家には追加での作業負担が生じている。

こうした国内流通と海外輸出の商慣習や制度などの差への対応は、事業を継続・拡大するうえで避けて通れないものの、農家への負担の増大という課題を抱えており、労働力不足が進む農業において輸出に取り組む際の課題になると考えられる。

④ 小規模・供給量変動への対応の困難

輸出ではバイヤー側から品目・数量・納期などについて一定の要請が示される一方、農業は天候などの影響を受け、作柄、供給量が年や時期によって変動する。また、前述の通り、供給量が小規模になる場合は、物流で採算が取れずに輸出が困難になる可能性がある。

こうした供給量の変動や小規模な事業者への対応の難しさは、輸出取引を継続的に拡大していくうえでの課題となる。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の四点の支援が求められると考える。

第一に、輸出への認知拡大のための情報発信である。輸出という取り組み自体の認知に加え、一定価格で取引されるケースなどのメリットも認知されることで、取り組みの拡大に期待がかかる。また、輸出先国ごとの規制や基準は、生産者や新規参入者にとって把握が難しく、参入障壁となりやすいと考えられる。さらに、JAや行政のような地域の生産者とのつながりの強い主体がチャンネルとなって情報発信をすることで、輸出に意欲的でない農家の理解が醸成されると考える。

第二に、販路開拓、とりわけ試食販売等を通じた海外市場定着に向けた継続的支援である。農産物の販路開拓・消費者理解の醸成には、試食体験などが重要であるが、事業者への負担が大きいと思われる。また、農産物がブランドを構築するまでには時間を要すると考えられ、民間事業者が市場形成に取り組むための継続的な支援が重要である。

第三に、検品・品質管理や生産者の集約・連携といった輸出の基盤機能を、個別事業者の努力に依存させない仕組みづくりへの支援である。輸出に不可欠なこれらの機能を、地域や関係機関と連携して共通基盤として整備することが、輸出の持続性確保と裾野拡大につながる。

第四に、出荷量の大規模化と供給量変動の解消である。上述の通り、輸出においては小規模、供給量の変動が課題となる。それに対して、大規模生産者の育成と、品質管理や生産量などについて輸出商社と安定した取引関係の構築が必要となることは明確である。さらに、九州農水産物直販はJAを通じて複数の生産者のとりまとめを行っているように、小規模な農家であっても生産者同士をとりまとめることで、出荷量を大規模化することが可能になる。また、産地リレーを行うことで、供給量の変動を平準化することも考えられる。生産者や産地のとりまとめに際し、行政や支援機関が中心となり広域でマッチングすることが支援策として考えられる。

以上のように、行政・支援機関には、民間事業者が担っている調整・負担を制度的に補完し、先進事例を地域全体に展開していくための支援や基盤整備が期待される。

<まとめ>

九州農水産物直販の事例は、ニーズに基づき、生産量と品質を担保するための役割分担を通じて、輸出を継続可能な「事業」として成立させた点に大きな意義がある。

その成功要因は、① 消費者・小売り・海外バイヤーのニーズ起点での品目・規格による輸出、② 輸出基準に耐えうる検品・品質保証体制の構築、③ 安定供給可能な生産体制と生産者集約である。

一方で、同社にとどまらず、輸出をさらに拡大していくにあたっては、① 輸出への認知拡大、興味・関心の醸成、② 販路開拓の負担、③ 検品・品質管理における対応の負担、④ 小規模・供給量変動への対応の困難という課題も顕在化している。

本事例は、農産物輸出を一部の先進的取り組みにとどめず、地域産業として展開していくための一つの到達点を示している。同時に、行政・支援機関が市場形成や基盤整備を補完することで、東北地域において輸出を持続的な選択肢として定着させていくための出発点として位置付けられる。

3.6. 福祉

3.6.1. 市場概況

農福連携とは、障がい者をはじめ、生活困窮者、ひきこもり状態にある人、さらには犯罪からの立ち直りを目指す人などの就労・社会参画を促す取り組みである。

現在、国は「農福連携等推進ビジョン（2024年改訂版）」のもと、地域内ネットワークの構築、マッチング、実習受け入れ、地域協議会の設置など、地域単位での取り組みへと政策を進化させている（図表 3-58）。また、事業者の取り組みとしては、① 農業経営体による障がい者雇用、② 障害者就労施設の農業参入、③ 多様な困難を抱える人材の活躍の場の創出などがあげられる（図表 3-59）。

図表 3-58. 農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

○ 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

- 地域で広げる**
 - 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、**地域単位の推進体制づくり**を後押し
 - 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
 - 地域での多様な連携やノウハウ商品のブランド化
 - 現場で**農業と福祉をつなぐ専門人材の育成**
- 未来に広げる**
 - 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
 - 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
 - ノウフクの日(11月29日)等による**企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開**
- 絆を広げる**
 - 社会的に**支援が必要な人たちの農業での就労**
 - 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としての**ユニバーサル農園の拡大**
 - **林福・水福連携の推進**

- **地域協議会の体制イメージ**
都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画
- **地域協議会で想定される取組**
 - ・ **農業と福祉のネットワークづくり** (交流会、体験会等)
 - ・ **地域内の農福連携のルールづくり** (作業単価の設定等)
 - ・ **マッチングや農業実習の受け入れ**
 - ・ **事業者間で共同した販路開拓** 等



那覇市農福連携ネットワーク(北海道)



大崎半島ノウハウコンソーシアム(鹿児島県)

- **ユニバーサル農園とは**
世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、**農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場**



NPO法人士と福の舎
こえどファーム(埼玉県)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

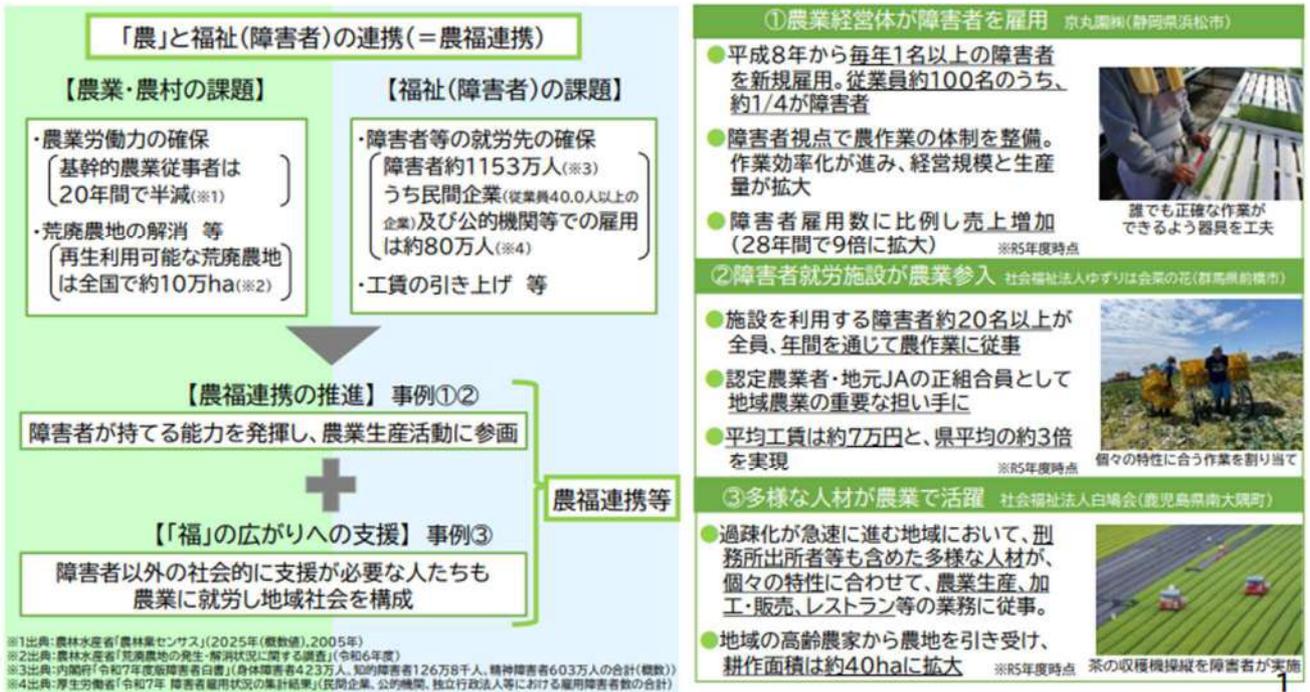
KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

6

出所：農林水産省「農福連携をめぐる情勢」より引用

図表 3-59. 農福連携の具体的な取り組みについて



出所：農林水産省「農福連携をめぐる情勢」より引用

取り組み主体は着実に増加しており、2024年度末時点で8,277件に達した（図表 3-60）。内訳を見ると、農林水産業経営体・JA等が3,918件、障害者就労施設（A型・B型）や特例子会社等が4,019件と、農業側・福祉側の双方が参画している（図表 3-60）。

図表 3-60. 農福連携等に取り組む主体数

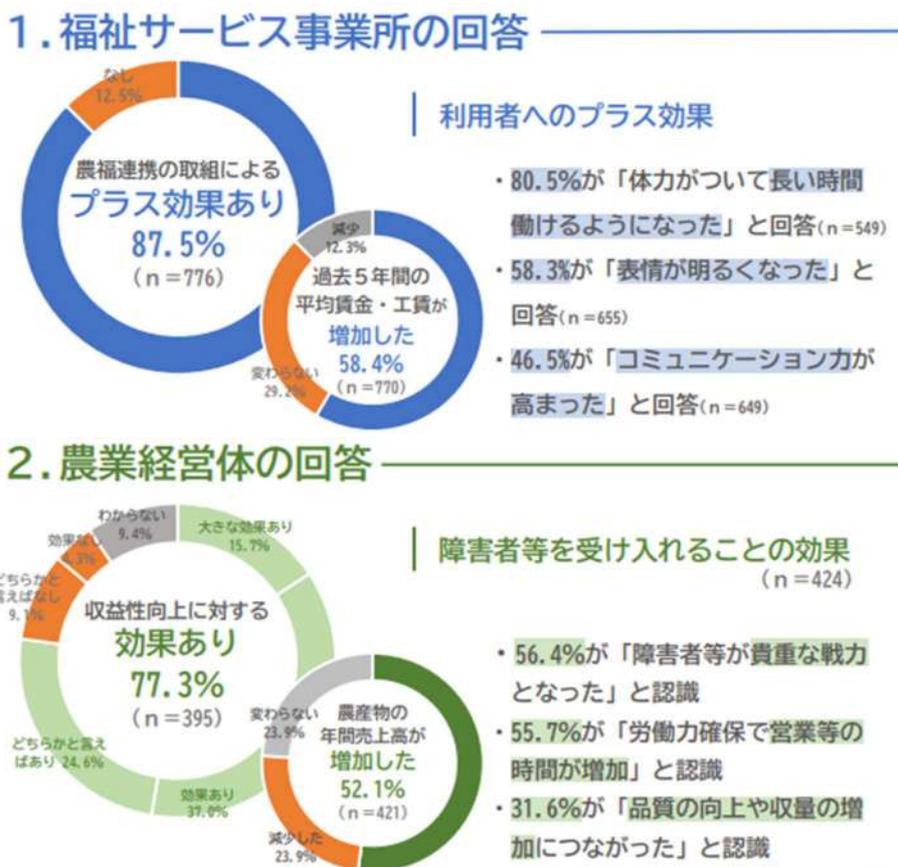


出所：農林水産省「農福連携をめぐる情勢」より引用

注目すべきは、その「成果」である。福祉サービス事業所では平均賃金・工賃の上昇が確認され、農業経営体においても労働力確保や収益向上といった効果が報告されている（図表 3-61）。

すなわち農福連携は、労働力確保を通じて、農業経営の持続性を高める合理的な選択肢として定着しつつあると言える。

図表 3-61. 農福連携の効果



出所：農林水産省「農福連携をめぐる情勢」より引用

※グラフは、一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月17日）をもとに農林水産省が掲載

3.6.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

農業における福祉分野の国の支援策としては、「地域資源活用価値創出対策」の一環として農福連携を位置づけ、事業者が連携に踏み出すための初期投資・体制整備・人材育成を包括的に支援している。具体的には、体制整備、教育研修、マニュアル整備、農園・加工施設整備への補助に加え、普及啓発や専門人材（コーディネーター等）の育成まで支援対象としている点が特徴である（図表 3-62、図表 3-63）。

図表 3-62. 福祉分野における国の主な支援策

農山漁村振興交付金	農山漁村活性化に向けた多様な取組を支援
地域資源活用価値創出対策	農山漁村の多様な資源を活用した付加価値向上の取組を支援
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）	農福連携推進に向けた事業者の環境整備および普及促進のための取組を支援
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型） 農福連携支援事業	農福連携実施に向けた教育研修やマニュアル、施設などを含めた体制整備や、地域での普及を推進
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型） 普及啓発・専門人材育成推進対策事業	普及啓発の取組や農福連携の専門人材育成を支援
地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	生産・加工・販売施設等農福連携の取組で利用する施設整備を推進

出所：農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目農山漁村振興交付金「地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）」より作成

図表 3-63. 福祉分野における国の支援のまとめ

		就農前	就農後
教育研修	ヒト	専門人材育成支援 (普及啓発・専門人材育成推進対策)	
			研修受講・視察 (農福連携支援事業)
事業者連携	ヒト	地域協議会の設立・運営 (農福連携支援事業)	
労働環境 (ソフト)	モノ		分業体制の構築支援 (農福連携支援事業)
労働環境	モノ		ユニバーサル農園開設 (農福連携支援事業)
			障害者等が就労する農園・加工販売施設整備 (地域資源活用価値創出整備事業農福連携型)
生活環境	モノ		移動式トイレやその他衛生・安全設備整備 (農福連携支援事業・地域資源活用価値創出整備事業農福連携型)
カネ		事業推進・環境整備支援全般に関わる資金交付(地域資源活用価値創出整備事業農福連携型)	
情報		事例の普及 (普及啓発・専門人材育成推進対策)	

出所：下記より作成

農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目農山漁村振興交付金「地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）」

農林水産省 「令和 7 年度農山漁村振興交付金地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）」

東北圏の自治体においては、こうした国の施策を踏まえつつ、仕組みづくりと地域特性に応じた独自展開が進んでいる。

青森県「ユニバーサル農業推進事業」、岩手県社会福祉協議会、宮城県「オーダーメイド型農活支援費」、山形県「多様な働き手確保プロジェクト」、福島県「農福連携受入体制づくり支援事業」においてマッチングの支援が行われ、仕組みとして農福連携を根付かせることを志向している。

特に注目されるのが、各県で作成されている事例集・ガイドブック・作業マニュアルである。農作業を分解し、誰でも理解できる形に「翻訳」するこうした取り組みは、農福連携の最大の障壁である「お互いが何をやっているのか分からない」という壁を崩す実践知の蓄積と言える（図表 3-64）。

図表 3-64. 福祉分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
東北農政局	農福連携	農福連携推進東北ブロックセミナー	セミナーの開催、事例紹介、施策紹介
東北農政局	農福連携	東北就労ネット（東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク）	農業における障がい者雇用の情報提供のネットワーク
青森県	農福連携	青森県ユニバーサル農業推進方策	<p>「1 ユニバーサル農業の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県HPやJA広報誌等を活用した情報発信 ・取組内容や方法を紹介する研修会等の開催 ・障害者就労施設や農業者の優良事例の紹介 ・JAによる取組の普及 ・農業者や福祉事業所との交流会の開催 ・農業者が委託できる農作業の切り出し ・ユニバーサル農業の検証 ・農、林、水産業のチャレンジ農福の拡大 ・ユニバーサル農業に取り組むためのガイドブックの作成 <p>2 ユニバーサル農業を進める体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ窓口機能の整備・強化 ・マッチング体制の強化について検討 ・農業側と福祉側のマッチング人材の育成 ・農作業受委託可能な福祉事業所の拡大 ・障がい者が働きやすい環境整備に向けた補助事業等の活用支援 ・工賃・賃金向上への支援 <p>3 ユニバーサル農業の輪の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウマルシェの開催 ・ノウハウJA Sの活用促進 ・特別支援学校における農業実習の充実 ・営農大学校や農業高校においてユニバーサル農業を学ぶ取組の推進 ・障がい者雇用への理解促進と雇用拡大に向けたPR活動 ・障害者職業訓練校における農業に関する技能訓練 ・ノウハウ商品開発や6次産業化の推進 ・林福、水福のモデル事例の創出 ・ひきこもり者や高齢者等対象領域の拡大」
青森県	農福連携	農山漁村振興交付金（3）地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）	「障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
青森県	農福連携	ユニバーサル農業推進事業 【農山漁村振興交付金（農福連携対策）、工賃向上計画支援等事業】	「1 地域の状況を踏まえたマッチングの支援 （1）福祉事業所における就労内容の見える化 ・福祉事業所ごとの作業内容データの充実と情報提供 （2）ワンストップ窓口の体制の確立 ・中南、三八、上北の事業所に対する活動支援 ・コーディネーターの実務研修 （3）地域連絡会議を活用したマッチングの促進 ・農業側と福祉側へ個別巡回による普及啓発 ・活用希望する農業者と福祉事業所の橋渡しによる取組拡大 2 特別支援学校新卒者の雇用就農の促進 （1）農業高校と特別支援学校の農業交流促進 （2）特別支援学校生徒の農家実習の実施（教育庁との連携） （3）特別支援学校教員と農業法人等との雇用就農に向けた座談会の実施（教育庁との連携） 3 取組の輪の拡大 （1）ユニバーサル農業推進会議の開催 （2）生きづらさを感じている人たちの対象領域拡大に向けた先進事例調査」
青森県	農福連携	県内におけるユニバーサル農業の取組事例	青森県のHPにおいて農福連携の事例を紹介
青森県	農福連携	青森県ユニバーサル農業推進研修会	農福連携の人材育成のための研修会
青森県	農福連携	青森県ユニバーサル農業推進講座	農福連携の研修（ノフクJAS、青森県のユニバーサル農業、取組事例の紹介など）
青森県	農福連携	福祉事業所データベース	青森県内のユニバーサル農業に係る福祉事業所のデータベース
青森県	農福連携	農福連携テキストブック	農福連携の方法や事例を紹介した資料
岩手県	農福連携	岩手県農福連携応援マーク交付事業の実施	農福連携の認知度向上、取組の応援を目的として、「岩手県農福連携応援マーク」を交付
岩手県(岩手県社会福祉協議会)	農福連携	岩手県社会福祉協議会	農福連携コーディネーターの配置 農福連携マッチング支援 研修会・セミナーの開催 農福マルシェの開催等
秋田県	農福連携	地域農業を担う経営体発展支援事業【地域活性化対策基金】 6 農業労働力確保対策事業	「③多様な人材の確保（観光業との連携、農福連携等）に向けた検討等」
秋田県	農福連携	あきたの農山村を支える活力創造事業【中山間地域土地改良施設等保全基金】 2 地域づくり総合推進事業 （3）地域づくり推進事業	「農福連携研修会の実施」
秋田県	農福連携	令和5年度農福連携研修会	農福連携の研修（取組事例、支援策の紹介など）
秋田県	農福連携	農福連携ガイドブック	農福連携の方法や事例を紹介した資料
秋田県 (社会就労センター協議会)	農福連携	令和6年度農福連携セミナーを開催します	農福連携の研修（取組事例、現地視察など）
宮城県	農福連携	農林水産業担い手対策事業 (3) オーダーメイド型農活支援費	「新規就農者への包括的な支援・助成、障がい者や外国人材などの多様な人材が活躍する取組への助成、農福連携に係る「みやぎ農福連携ネットワーク」活動支援、農業者と福祉事業者とのマッチング支援。」
宮城県	農福連携	みやぎ農福連携推進ネットワーク	農福連携に関連する事業者によるネットワーク 下記が事業内容 「農福連携に係る構成員同士の情報交換・共有（会議・意見交換会の開催等） 農福連携に係る調査・研究（各種セミナー・現地視察会の開催） 農福連携に関する県内の情報収集等」
宮城県	農福連携	みやぎの農福連携事例集～農福連携成功のポイント～	農福連携の事例集

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
山形県	農福連携	基本戦略1 人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成 戦略分野1 産地を担う農業経営体の育成 プロジェクト4 多様な働き手確保プロジェクト	「①農福連携等の推進 ・福祉分野と連携した障がい者就労モデル事業の展開 ・農福連携による優良事例や農業経営体への情報発信 や産地と福祉施設とのマッチング支援」
山形県	農福連携	山形県農福連携推進センター	農業者等と障がい者施設のマッチング、農業生産を行う障がい者施設に対する技術的助言等の支援、窓口業務などを実施
山形県	農福連携	農福連携事例集	農福連携の事例集
山形県	農福連携	令和6年度山形県農福連携セミナーの開催について	事例や農産漁村交付金の紹介によるセミナー
山形県	農福連携	山形県農福連携「農業体験会」の開催について	障がい者施設向けの農業体験会
山形県	農福連携	令和7年度「ノウフクランチ&こしゃたなマルシェin庄内総合支庁」の開催	農福連携の理解度、商品の認知度向上のためのランチ・マルシェの開催
福島県	農福連携	12 中山間地農業ルネサンス推進事業（農村振興）	「（1）市町村推進事業 中山間地農業の振興を図るために各市町村や地域協議会が行う農産物の市場調査、農福連携やデジタル技術の導入等の取組に必要な経費を交付する。」
福島県	農福連携	農福連携マニュアル	農福連携のマニュアル（概要、手順、事例等を紹介している）
福島県	農福連携	農福連携作業紹介資料	農福連携での実施作業の紹介資料
福島県授産事業振興会	農福連携	農作業分解シート	農福連携で障害者のマニュアル作成のための作業工程の作成見本、シート
新潟県	農福連携	農福連携受入体制づくり支援事業	「① 農福連携普及啓発推進事業 関係団体によるマッチング体制の構築支援や、農業・福祉双方のニーズ把握を踏まえた障害者等の受入実践モデルを育成 ② 農福連携受入環境整備支援事業 障害者雇用や施設外就労に取り組む農業法人等が、受け入れに必要な簡易な設備の設置等を支援」
新潟県	農福連携	新潟県農福連携推進連絡会議	農福連携の事業者間の情報共有のためのプラットフォーム
新潟県	農福連携	農福連携コーディネーター配置事業	農作業の受注開拓や調整等を行う農福連携コーディネーターを配置
新潟県	農福連携	農福連携受入環境整備支援事業	農福連携の機器などの整備の支援
新潟県	農福連携	農福連携はじめてみませんか？（パンフレット）	農福連携の普及のためのパンフレット
新潟県	農福連携	多面的機能支払交付金を活用した農福連携事例	令和元年度 活動取組事例集において農福連携の事例を掲載
新潟県	農福連携	新潟県における「農福連携」の取組事例集	新潟県の農福連携の事例集
新潟県	農福連携	令和7年度新潟県版農福連携技術支援者研修について	農福連携の実務的なアドバイスが可能な「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」を育成する研修

出所：下記より「」内引用の上、作成
 東北農政局「農業分野における障がい者等の就労」
 青森県「青森県ユニバーサル農業推進方策の概要」
 青森県「令和7年度 ー農業構造政策推進ハンドブックー」
 青森県「ユニバーサル農業を推進しています」
 青森県「福祉事業所データベース」
 青森県「農福連携テキストブック」
 岩手県「岩手県農福連携応援マーク交付事業の実施」
 岩手県社会福祉協議会「農福通信」
 秋田県「令和7年度 秋田県農林水産業関係施策の概要」
 秋田県「令和5年度農福連携研修会」
 秋田県「農福連携ガイドブック」
 秋田県社会就労センター協議会「令和6年度農福連携セミナーを開催します」
 宮城県「令和7年度 宮城県農業行政の概要」
 宮城県「みやぎ農福連携推進ネットワーク」
 宮城県「みやぎの農福連携事例集～農福連携成功のポイント～」
 山形県「第5次農林水産業元気創造戦略」
 山形県「山形県農福連携推進センター」
 山形県「農福連携事例集」

山形県「令和6年度山形県農福連携セミナーの開催について」
山形県「山形県農福連携「農業体験会」の開催について」
山形県「令和7年度「ノウフクランチ&こしゃたなマルシェ in 庄内総合支庁」の開催」
福島県「令和7年度 事業計画書」
福島県「農福連携マニュアル」「農福連携作業紹介資料」
福島県授産事業振興会「農作業分解シート」
新潟県「農林水産業施策の概要（令和7年度） 第3 主な事業の概要」
北陸農政局「新潟県農福連携推進連絡会議」
新潟県「農福連携コーディネーター配置事業」
新潟県「農福連携受入環境整備支援事業」
新潟県「農福連携はじめてみませんか？（パンフレット）」
新潟県「多面的機能支払交付金を活用した農福連携事例」
新潟県「新潟県における「農福連携」の取組事例集」
新潟県「令和7年度新潟県版農福連携技術支援者研修について」

さらに、支援機関による情報発信や販路支援も広がっている。日本農福連携協会、日本基金、日本フィランソロピー協会、農協観光などが、情報プラットフォーム、EC サイト、資金支援、作業受託などを通じ、農福連携を事業として成立させる環境を整えている（図表 3-65）。

図表 3-65. 福祉分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
一般社団法人 日本農福連携 協会	農福連携	日本農福協会	農福連携のプラットフォームでHP上では、ノウフク・アワード 2025の募集などの農福関連の情報提供を実施 協会としては、販路開拓、情報提供、調査研究、普及啓発、人材育成などに取り組む
一般社団法人 日本農福連携 協会	農福連携	農福市場	JA全農の産地直送通販サイト「JAタウン」に「農福市場」を出店し、農福連携に携わる会員事業所の生産品を販売
一般社団法人 日本農福連携 協会	農福連携	農福スポット.com	農福連携の体験・実習・視察スポットの案内サイト
一般社団法人 日本基金	農福連携	ノウフクWEB	「ノウフクを知る」において、農福連携の事例紹介や都道府県の相談窓口等の情報公開 「ノウフクマガジン」での記事、「ノウフクアワード」での表彰結果、「ノウフク・ラボ」での調査研究等の各種農福連携の情報を公開している
一般社団法人 日本基金	農福連携	農福連携等応援コンソーシアム	農福連携等に関する情報提供、マッチング等、普及・啓発のイベント等の企画開催、「ノウフク・アワード」による優良事例の選定などを実施しているコンソーシアム
一般社団法人 日本基金	農福連携	ノウフク ONLINE SHOP	農福連携のECサイト
公益財団法人 日本フィランソ ロピー協会	農福連携	農福連携による共生社会創造事業	日本フィランソロピー協会と株式会社農協観光が、コンソーシアムを形成し、休眠預金を活用して農福連携に資金分配を行う
株式会社 農協観光	農福連携	農福連携による農業労働力支援事業	農協観光が、障がい者を農業事業者で紹介し、委託された農作業を障がい者がサポーターとともにこなす事業。

出所：下記より作成

一般社団法人日本農福連携協会

一般社団法人日本農福連携協会「農福市場」

一般社団法人日本農福連携協会「農福スポット.com」

一般社団法人日本基金「ノウフク WEB」

一般社団法人日本基金「ノウフク・オンラインショップ」

一般社団法人日本基金「農福連携等応援コンソーシアム」

公益財団法人日本フィランソロピー協会「農福連携による共生社会創造事業」

株式会社農協観光「農福連携による農業労働力支援事業」

3.6.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

農業者と福祉事業者にまたがる「現場の運用」の本質的な課題を把握するため、本調査では農業者と福祉事業所の双方を結びつける中間支援のあり方に着目し、全国自治体で初めて「ノウフクアワード 2024 優秀賞」を受賞した弘前市をヒアリング対象として選定した。

同市では、農家と福祉事業所のマッチングを通じ、2,426 人の障がい者が農業に従事するなど、実績が数字として明確に表れている点を高く評価した。

3.6.4. 先進的なビジネスモデル：弘前市

<事業概要>

弘前市は、市が前面に立つ「中間支援型モデル」により、農福連携を地域に定着させてきた。

農政課を窓口とし、農業者からの問い合わせを受け付け、hugwork 農福連携部門等と連携し、最適な福祉事業所をマッチングする体制を構築している（図表 3-67）。マッチングののち、事前に農業者と福祉事業所の指導員が打ち合わせを行い、指導員を介して障がい者に農作業内容を伝える形で作業を行う。

図表 3-66. 弘前市事業概要

項目	内容
取組地域	弘前市
取組内容	農福連携
取組内容 (詳細)	<ul style="list-style-type: none">• 市の中間支援による農業者と福祉事業者のマッチング• 農福連携実践マニュアルの作成• 農福連携に取り組む農業者を支援する「お試しノウフク」• 障害者の農作業の様子や受入れの工夫を発信する「シェアノウフク」など
事業規模	農作業に関わった障がい者数：2,426人（R5年） 農福連携に取り組んだ農業者：のべ60人（R5年） 作物の種類：7種（R5年）

出所：農林水産省「農福連携等 事例集（令和6年度版）」およびヒアリングより作成

図表 3-67. 弘前市の農福連携の実施体制



出所：農林水産省「農福連携等 事例集（令和6年度版）」より引用

加えて、市は「農福連携実践マニュアル」を作成し、農福連携までの流れ、作業日の流れ、作業の細分化、工夫点などを可視化した（図表 3-68）。

結果として、2023年度には、障がい者2,426人（年間延べ人数）、農業者延べ60人、作物7品目という規模にまで拡大している（図表 3-66）。

さらに、ノウフクマルシェやりんご販売などによる周知活動も展開している。

図表 3-68. 農福連携実践マニュアル

令和5年度版 農福連携 実践マニュアル

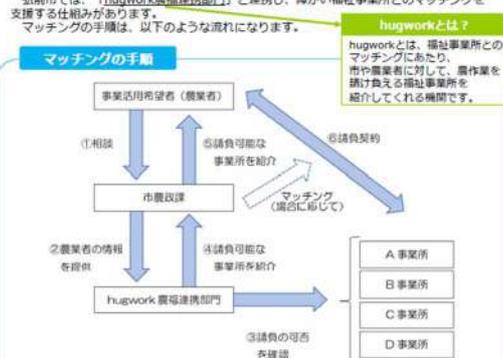


弘前市 農林部 農政課

3. 農福連携の流れ

農業者が農福連携に取り組みたいと思っても、どのように始めれば良いかわからないという方も多いと思います。弘前市では、「hugwork農福連携部門」と連携し、障がい福祉事業所とのマッチングを支援する仕組みがあります。マッチングの手順は、以下のような流れになります。

マッチングの手順



hugworkとは？

hugworkとは、福祉事業所とのマッチングにあたり、市や農業者に代り、農作業を請け負える福祉事業所を紹介してくれる機関です。

1 市農政課に相談

2 農業者の情報をhugworkへ提供

3 hugworkにて農作業の請負可能な事業所を確認

4 hugworkから市へ請負可能な事業所を紹介

5 市から農業者へ請負可能な事業所を紹介

6 農業者と事業所が請負契約を結び農作業開始！

農福連携とは

農福連携とは、農業分野と福祉分野が連携し、障がい者等が農業生産活動に携わることで、農業分野における新たな働き手の確保につながるだけでなく、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すことが期待される取組です。

このマニュアルは、これから農福連携に取り組んでみようと考えている農業者向けに、農福連携の流れや留意事項等について知ってもらうために作成しました。

目次

1. 主な障がい福祉事業所の種類について 1
2. 農福連携を希望する障がい福祉事業所一覧 2
3. 農福連携の流れ 3
4. 農福連携の作業日の流れ 4～5
5. 農福連携モデル事業の分析結果 6～23
 - 分析結果の良方 6
 - 作業分析一覧 7
 - おおむね就労可能な作業
 - ① 剪定枝片付け 8
 - ② 粗皮削り 9
 - ③ 人工授粉 10
 - ④ 玉回し 11
 - ⑤ 反射シート敷き（ピン留め） 12
 - ⑥ 反射シート片付け 13
 - ⑦ 収穫（手かご掃除） 14
 - ⑧ 収穫（手かご洗浄） 15
 - 工夫することでおおむね就労可能な作業
 - ① 摘果（一つ成り） 16
 - ② 収穫（がらもき） 17
 - やや就労は難しい作業
 - ① 摘花・摘果（新梢） 18
 - ② 摘花（一つ成り） 19
 - ③ 袋かけ 20
 - ④ 袋はぎ 21
 - ⑤ 葉取り 22
 - ⑥ 反射シート敷き（シート配膳） 23
6. 農福連携の効果・心構えについて 24
7. 農福連携に取り組む農業者への支援について 25
8. 障がい福祉施設利用結果 26

おおむね就労可能な作業

剪定枝片付け

○就労の可否
A型：おおむね就労可能 B型：おおむね就労可能

No.	①作業の細分化 (作業工程「一割」)	②農業者からの評価	
		A型	B型
1	落ちている枝を拾い、一か所にまとめる	5 (◎)	3 (◎)
2	枝をはさみで横かく切る	4 (◎)	—
3	枝をソリ等で運搬する	5 (◎)	3 (◎)

③工夫点

- ・ 枝が手に刺さる可能性があることから、安全面を考慮し手袋を付けて実施（A型・B型）
- ・ 枝の運搬場所が分かりやすいように、枝を一つ所に積み上げておくことで、運搬場所を明確化（B型）

④課題・自由意見

- ・ 大きな枝が得意な人や小さい枝が得意な人など、力仕事の側で個人によって得意分野がある。（B型）

市の分析・考察

○事業所職員によるサポート：不要

○課題への対応例：

- ・ 型に分かれて作業を実施
 - 例) 力仕事が得意な人：重負が大きい大きな枝を扱う作業を行う。
 - 力仕事が不得意な人：重負が軽い小さな枝を扱う作業を行う。
- ※ 班分けについては、事業所職員が利用者の特性に応じて決める必要がある。

○作業を依頼する際のアドバイス

- ・ 枝を集積場所まで運ぶソリや運搬器具を用意する。

出所：弘前市 農林部 農政課 HP より引用

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。ヒアリングにおいては、株式会社小堀農園にも同席いただいている。

＜事業の成功要因＞

弘前市の農福連携が一過性の施策にとどまらず、地域に定着した取り組みとして機能している背景には、行政が現場で直面する具体的な課題に対する取り組みと支援の仕組みの整備がある。

① 行政による一元的マッチングを通じた取り組みの創出

同市では、行政が農業と福祉の間に立ち、翻訳者かつ調整役として機能している。

農福連携においては、農業者は「どこに相談すればよいのか分からない」、福祉事業所は「どのような農業者でどのような農作業があるのか分からない」などの、双方が「どのような相手がいるか、相手が何を求め、何ができるのかが分からない」ことが課題となる。同市では、こうした情報の断絶を解消するため、農政課を窓口とし、農業者・福祉事業所双方からの相談を一元的に受け付けている。

マッチングにあたっては、福祉事業所側の派遣可能な人数、農業者側の作業内容や規模が異なるため、双方が希望する条件に基づき、適切なマッチングを行っている。また、事業者側から相談を受けた際に農福連携に興味があるという段階でとどめず、実際に農福連携に取り組むところまで進めるために、どのような事業者であっても連携する可能性があればできる限りマッチングするよう努力している。

この姿勢により、農福連携に興味のある事業者同士で希望する作業内容や規模などの条件が最適なマッチングが成立しやすくなっており、取り組みが広がる基盤となっている。

② マニュアルによる可視化と見学会による農作業への不安・疑問の解消

同市では、マニュアルや見学会を通じて、農作業を分かりやすく可視化し、関係者の心理的ハードルを下げている。

農業者からは「どの作業を、どこまで任せられるのか分からない」、福祉事業所からは「どのような農作業があるのか」といった連携に際した作業への疑問が聞かれていた。これに対し、「農福連携実践マニュアル」を作成し、農作業を工程ごとに細分化したうえで、留意点や工夫点を整理した。このマニュアルは、単なる手順書ではなく、農業者による委託できる作業への理解、福祉事業所による農作業への理解を促進することで、農福連携に取り組みやすくしている。

さらに、令和7年度から同市は農作業見学会を開催し、農業者・福祉事業所双方が実際の作業現場を確認する機会を設けている。実際に、見学会を通じて、心配の解消や委託できる作業への理解等の意見がみられた。また、見学会後にはマッチング会を実施し、作業内容や懸念点を率直に共有するとともに、実際にマッチングが成立し、理解を深めたうえで連携が進められている。

マニュアルや見学会などの取り組みにより、農業者と福祉事業所の双方において、作業への理解、疑問点の解消による信頼、実行という流れを創出している。

③ 実務を配慮した現場での作業への工夫・支援

同市では、実際に農福連携をするための実務面への細やかな配慮として現場での作業の支援を行っている。

農作業の開始にあたっては、事前に農業者と、福祉事業所で国によって配置が義務付けられている指導員が打ち合わせを行い、作業内容を共有する。実際の作業指示は、指導員を介して障がい者に伝えられるため、農業者側の負担が過度に増えることはない。また、指導員が農作業に慣れているほど連携は円滑に進む傾向があり、福祉事業所内で作業内容を引き継ぐ工夫も行われている。

安全管理についても、事例の共有を通じて注意喚起を行うなど、現実的な対応が取られている。

加えて、農福連携に限定しない形で仮設トイレの設置支援などの環境整備への補助も行っている。これは、障がい者に限らず、女性活躍などを含めた多様な人材が働きやすい農業現場づくりにつながっている。

このように弘前市では、マッチングによる取り組みの創出、マニュアルや見学会による不安・疑問の解消、現場での作業への支援が行われることで、単なる事業者の引き合わせにとどまらず、実際の農福連携の取り組みを拡大している。

<事業の課題>

一方で、弘前市の農福連携には、事業の安定的な継続および今後の拡大に向けて、いくつかの課題が顕在化している。

① 福祉事業所側の人員不足

第一に、福祉事業所側の人員不足によるマッチングの制約である。

同市では、農福連携の周知が進むにつれ、農業者側の人手確保のニーズは年々高まっているが、現状では福祉事業所の人員が限られており、需要に対して十分な供給が追いついていない。市内の福祉事業所のみでは対応が難しい場面も多く、市外の事業所を含めたマッチングや情報共有を行っているものの、市内の人材リソースそのものの不足という構造的な制約は解消されていない。

② 農園の立地による移動負担および実施の制約

第二に、農園の立地による移動負担および実施上の制約がある。

農福連携の現場となるりんご農園などは、山間部や公共交通機関から離れた場所にある場合が多く、交通費が事業所側の負担となるなど、移動手段の確保自体が難しく、農福連携の実施が困難となるケースもある。

こうした立地の条件や移動手段の制限が、農業者側のニーズがある場合でも、農福連携が成立しない要因となっている。

③ 農作業の季節ごとの偏在による事業の不安定

第三に、農閑期に福祉事業所が対応できる作業が少ないことによる事業の不安定さがある。福祉事業所側としては、事業の安定運営や収益確保の観点から、年間を通じた継続的な作業機会を求める声が聞かれているが、現状では農繁期と農閑期の作業量の差が大きく、安定的な仕事の確保には至っていない。

作物ごとに作業時期が異なることから、複数の作物や農園を組み合わせる通年化を図る構想も検討されているものの、対象作物の選定や対応可能な事業所の確保が難しく、具体的な仕組みとしては確立されていない。

この農作業の季節ごとの偏在という課題は、農福連携を一時的な人手補完にとどめ、持続的な取り組みへと発展させる上での課題となっている。

<行政・支援機関への期待>

弘前市の事例は、農福連携が個々の農業者や福祉事業所の努力だけでは成立しないことを示している。以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の三点の支援が求められると考える。

第一に、現場へのアクセスを支える基盤整備である。農園は公共交通から離れていることがあり、移動手段の確保は農福連携の成立を左右する要素となる。送迎体制の構築支援や、複数主体による共同利用の仕組みづくりなど、行政が関与することで、参加可能な人材と農地の範囲は大きく広がる。

第二に、中間支援機能を担う人材・組織への継続的支援である。窓口、マッチング、調整といった業務は、農福連携の成否を左右する中核的機能である。行政には、直営・外部委託を問わず、この機能を安定的に維持するための体制整備への支援が求められる。

第三に、人材の拡大を後押しする制度設計である。弘前市では、市職員の農業における副業解禁で、行政職員が率先して副業という形で人材を拡大する先進的な取り組みを実施している。こうした人材の拡大が、他自治体や民間企業への波及することで人材確保という課題解決につながる事が期待される。

<まとめ>

弘前市の農福連携は、行政が調整役として主体的に関与し、現場目線で仕組みを構築してきたことで地域に定着している。

その成功要因は、① 行政による一元的マッチング体制による取り組みの創出、② マニュアルによる可視化と見学会などによる農作業への不安・疑問の解消、③ 実務を配慮した現場での作業への工夫・支援である。

一方で、① 福祉事業所側の人員不足、② 農園の立地による移動負担および実施の制約、③ 農作業の季節ごとの偏在による事業の不安定といった課題も顕在化している。そのため、弘前市のような行政による継続的な中間支援に加え、立地による制約の課題解決などにより、さらなる関係者が関与できる仕組みづくりが求められる。

本事例は、農業の労働力確保と地域における包摂的な雇用創出を同時に実現するモデルとして、他地域にとっても示唆に富むものであり、今後の他地域への横展開が期待される。

3.7. 外国人材

3.7.1. 市場概況

農業分野における外国人材の受入れは、「一部の先進事例」ではなく、産業の持続性を左右するテーマとなりつつある。

現在、農業分野で活用されている主な在留資格は、実習を目的とした在留期間最長 5 年の「技能実習」と、就労を目的とした「特定技能」である（図表 3-69）。

図表 3-69. 農業分野の外国人材の在留資格制度

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	特定技能1号：通算5年(1年を超えない範囲の在留期間を更新) 特定技能2号：上限なし(3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	特定技能1号：耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等) 特定技能2号：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能 ※特定技能2号受験資格は以下のとおり。 ①耕種農業(畜産農業)の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業(畜産農業)の現場における3年以上の実務経験
技能水準	—	特定技能1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 特定技能2号：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号は、技能実習(3年)を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	特定技能1号：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 ※日本語能力試験(N4以上)及び「日本語教育の参照枠」A2相当以上の水準等。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・直接雇用(農業者等) ・労働者派遣(派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者)
在留者数	31,635人 (令和6年12月末現在 入管庁公表)	35,454人 (令和7年6月末現在 入管庁公表)

8

出所：農林水産省「農業分野における外国人材の受け入れ」より引用

このうち「特定技能」については、従来は在留期間通算 5 年、一定の知識・経験を要する水準の「特定技能 1 号」のみが対象であった。しかし、2023 年 8 月 31 日以降、在留期間の上限がなく、より熟練した技能水準を求める「特定技能 2 号」が新たに開始され [37]、農業分野における外国人材活用は質的にも高度化する段階へと移行しつつある。

実際、日本全体における農業分野の外国人材数は増加基調にあり、2024年12月時点で6万人を突破している（図表 3-70）。就労を目的とする特定技能外国人も同様に増加しており、2024年時点で特定技能1号は29,157人、特定技能2号は174人に達している（図表 3-71）。

この動きは東北圏においても例外ではない。2024年時点で、特定技能1号は1,485人、特定技能2号は12人と、全国同様に着実な増加が確認されている（図表 3-72）。

以上から、日本全体、そして東北圏においても、農業分野における外国人材の活用は「試行段階」を超え、現実的な労働力確保手段として定着しつつあることが読み取れる。

図表 3-70. 農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数

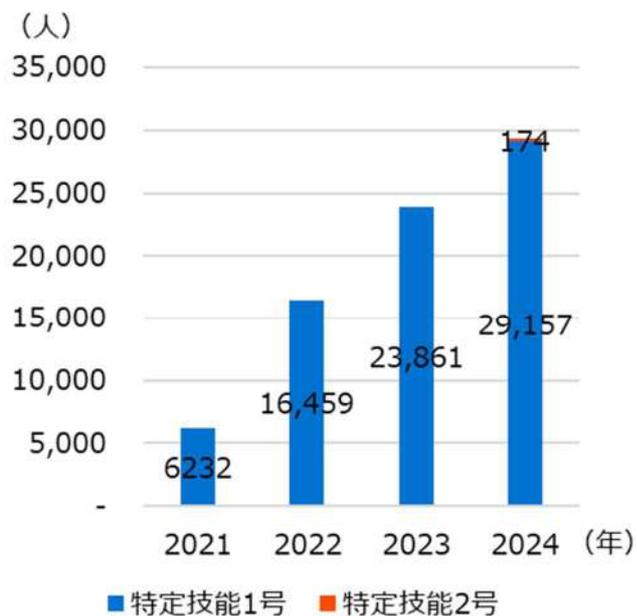


資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」（令和6年12月末現在）及び
 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和7年6月末現在）
 を基に農林水産省で作成

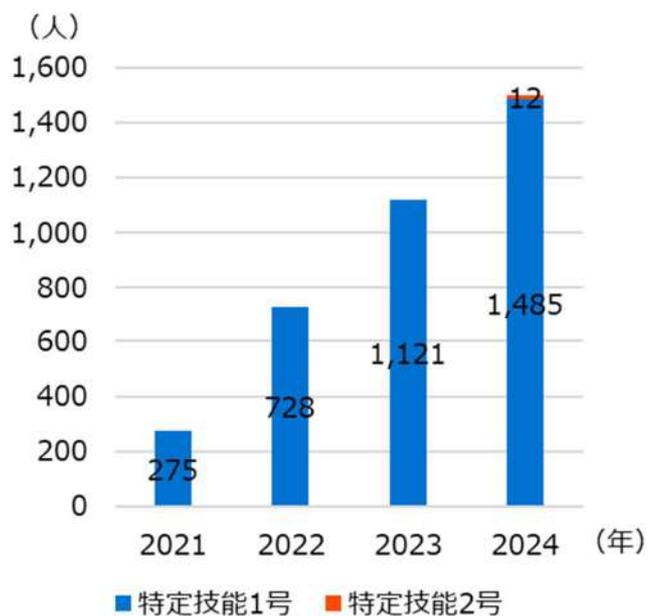
出所：農林水産省「農業分野における外国人材の受け入れ」より引用

※グラフは、出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和7年6月末現在）をもとに農林水産省が掲載

図表 3-71. 日本における農業分野の
特定技能外国人数



図表 3-72. 東北圏における農業分野の
特定技能外国人数



図表 3-71、図表 3-72 出所：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」より作成
※グラフはすべて12月末時点

3.7.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

外国人材分野における国の支援策としては、「外国人材受入総合支援事業」が挙げられる（図表 3-73）。同事業では、海外からの人材呼び込み、知識・技能把握テスト、講習会の実施といった入口段階の支援に加え、実際の就労を見据えた労働環境調査、相談窓口の設置、雇用主へのサポートなど、定着を意識した包括的な支援が展開されている（図表 3-73、図表 3-74）。

図表 3-73. 外国人材分野における国の主な支援策

外国人材受入総合支援事業	外国人材確保と適切な受入れのため、海外現地での説明・教育から就農後の環境整備までを支援
技能試験の円滑な実施	外国人材の知識・技能を把握するための試験実施を支援
外国人材が働きやすい環境の整備	外国人材向け相談窓口の設置や労働環境整備に向けた調査・分析、助言、情報発信等を支援
雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援	外国人材向け現地での説明・相談会や農業教育に向けたカリキュラム・研修の整備を支援

出所：農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目「外国人材受入総合支援事業」より作成

図表 3-74. 外国人材分野における国の支援のまとめ

		就農前	就農後
エデュケーション		知識・技能把握テストの実施 (技能試験の円滑な実施)	
		農業講習会の実施 (外国人材の呼び込み体制強化)	
インフォメーション		外国人材向け相談窓口の設置 (外国人材が働きやすい環境の整備)	
		雇用環境優良事例の収集・周知 (外国人材が働きやすい環境の整備)	
		労働環境調査 (外国人材が働きやすい環境の整備)	
		海外現地説明・相談会の実施 (外国人材の呼び込み体制強化)	雇用主への助言等サポート (外国人材が働きやすい環境の整備)

出所：農林水産省 令和 7 年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和 7 年度農林水産予算概算決定の主要項目「外国人材受入総合支援事業」より作成

東北圏において、東北農政局が中心となり、農業分野における特定技能人材活用を目的とした協議会が設置されているほか、各県において外国人材活用に関する相談窓口や支援制度が整備されている。特に、宮城県県の「Work in MIYAGI」、新潟県の「Work in NIIGATA」では、コーディネーターによるワンストップ型支援が導入され、採用から定着までを一貫して支援する体制が構築されている（図表 3-75）。

図表 3-75. 外国人材分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
東北農政局	外国人材	東北地域農業特定技能協議会	東北地域の農業における特定技能人材の活用のための協議会
青森県	外国人材	農業労働力確保促進事業（国庫・新規）のうち県外・外国人材の雇用受入環境整備	「（２）県外・外国人材の雇用受入環境整備支援 雇用受入拡大に必要となる居住環境の整備（既存住宅や空き家の改修等）を支援 ① 補助対象設備 居住スペース、トイレ、浴室（シャワー室）、空調設備、Wi-Fi設備、その他（県が必要と認めるもの）」
青森県	外国人材	青森県外国人材雇用サポートデスク	外国人材活用の窓口 出張での相談等も可能
岩手県	外国人材	いわて外国人県民相談・支援センター	外国人材向けの相談窓口
岩手県 （公益財団法人岩手県国際交流協会）	外国人材	公益財団法人岩手県国際交流協会	農業に限らず、岩手県内の外国人材活用を包括的に支援 （いわて外国人県民相談・支援センターの運営、受入体制整備、環境整備に向けた検討、外国人材向けインターンシップ、ワークショップなど）
秋田県	外国人材	秋田県外国人材 受入サポートセンター	外国人材活用の窓口 セミナー、出前講座、出張相談会、専門家による支援なども実施
秋田県	外国人材	秋田県外国人材定着支援事業費補助金	就労・生活環境の整備、日本語教育、定着・地域との共生に係る費用を支援
宮城県	外国人材	農林水産業担い手対策事業 (3) オーダーメイド型農活支援費	「新規就農者への包括的な支援助成、障がい者や外国人材などの多様な人材が活躍する取組への助成、農福連携に係る「みやぎ農福連携ネットワーク」活動支援、農業者と福祉事業者とのマッチング支援。」
宮城県	外国人材	外国人材採用・定着支援業務 Work in MIYAGI	コーディネーターによるワンストップ支援を実施 （交流、受入体制の構築、採用基準の設定、手続き、教育、求人票作成、選考試験フォロー、内定辞退予防、居住環境整備、フォローアップなど） その他、事業内容は以下の通り 「外国人材に対し県内企業への就職を支援 受け入れ企業開拓、受け入れ体制構築／採用の支援 入社後教育、社内制度づくりをサポート 企業内での活用／フォローアップノウハウを提供 海外進出、販路開拓に関わる支援 更なる外国人材採用をサポート」 「外国人・企業プラットフォームの形成、企業相談窓口の開設、外国人／企業セミナーの実施、企業訪問ツアーの実施、合同企業説明会の実施、企業アンケートの実施、企業と外国人材の交流会の実施、中長期インターンシップの実施」
宮城県	外国人材	がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金	「1. 日本語学習及び日本語能力を測定するための試験の受験に対する支援 2. 技能習得及び技能水準を測定するための試験の受験に対する支援」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	外国人材	令和6年度外国人材高度化転換支援事業	下記の費用を支援 「技能実習生の特定技能資格への在留資格の変更登録支援機関への委託 外国人材に提供する日本語学習 外国人材の日本語検定等受験 外国人材が業務上必要な技能の習得」
宮城県	外国人材	県内企業における外国人材向け日本語講座	外国人材への、企業ごとの特性、業務内容に応じた日本語講座
山形県	外国人材	基本戦略 1 人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成 戦略分野 1 産地を担う農業経営体の育成 プロジェクト 4 多様な働き手確保プロジェクト	「②農業における外国人材の活躍促進 ・特定技能外国人等の受入希望者に対する情報提供、研修会の開催 ・他県産地と連携したリレー派遣等のマッチング支援」
山形県	外国人材	農業における外国人材受入トライアル事業	「農繁期の異なる他県と連携した外国人材の短期派遣（以下「リレー派遣」という。）の拡大に向け、試行的に取組む農業経営体等に派遣費用の一部及び受入環境整備費用の一部を支援」
山形県	外国人材	外国人材の受入に取り組む受入農家 現地見学会	リレー派遣で外国人材を受け入れている農家の見学会
山形県	外国人材	農業分野における外国人材活用セミナー	外国人材受け入れのためのセミナー
山形県	外国人材	山形県外国人総合相談ワンストップセンター	外国人相談窓口、企業向け外国人雇用窓口、外国人材採用支援デスクを実施
福島県	外国人材	外国人雇用セミナー	外国人材活用のためのセミナー
福島県	外国人材	合同企業説明会	外国人材と企業のマッチングのための説明会
福島県	外国人材	外国人材雇用サポートデスク	外国人材活用の窓口 相談、採用活動、入社後の定着に関する相談までワンストップでサポート対応
新潟県	外国人材	令和7年度の補助事業等のご案内（外国人材受入れ・若手社員の職場定着）雇用能力開発課	「(1) 外国人材受入サポートセンターによる相談・人材紹介（中略） (2) 外国人材受入促進のためのセミナーの開催（中略） (3) 県内外国人留学生との合同企業説明会/交流会の開催（中略） (4) 人材マッチングイベントの開催【新規】（中略） (5) インターンシップ受入促進【新規】/外国人材活躍企業のPR（中略） (6) 外国人材の受入れ・定着に関する補助金【新規】」
新潟県	外国人材	新潟県外国人材受入サポートセンター Work in NIIGATA	コーディネーターによるワンストップ支援を実施 「・外国人材の受入に関する相談対応（無料） ・人材マッチング（ただし、人材の紹介には所定の手数料負担が必要な場合があります） ・外国人材受入促進のためのセミナーの開催（出張対応も可） ・マッチングイベントの開催 ・合同企業説明会の開催 ・企業と外国人材の交流会の開催 ・インターンシップの受入促進」
新潟県	外国人材	令和7年度新潟県外国人材受入環境整備事業費補助金について	交付対象 「外国人労働者日本語学習支援事業 外国人材受入・定着支援事業」
新潟県	外国人材	外国人労働者のための相談窓口のご案内	外国人労働者のための相談窓口とその案内

出所：下記より「」内引用の上、作成

東北農政局「東北地域農業特定技能協議会」
青森県「令和7年度 一農業構造政策推進ハンドブック」
青森県「青森県外国人材雇用サポートデスク」
岩手県「いわて外国人県民相談・支援センター」
公益財団法人岩手県国際交流協会「令和6年度 事業計画書」
秋田県「秋田県外国人材 受入サポートセンター」
秋田県「秋田県外国人材定着支援事業費補助金」
宮城県「令和7年度 宮城県農業行政の概要」
宮城県「外国人材採用・定着支援業務 Work in MIYAGI」
宮城県「がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金」

宮城県「令和6年度外国人材高度化転換支援事業」
宮城県「県内企業における外国人材向け日本語講座」
山形県「第5次 農林水産業元気創造戦略」
山形県「農業における外国人材受入トライアル事業 要望調査実施要項」
山形県「外国人材の受入に取り組む受入農家 現地見学会」
山形県「農業分野における外国人材活用セミナー」
山形県「山形県外国人総合相談ワンストップセンター」
福島県「外国人雇用セミナー」「合同企業説明会」
福島県「外国人材雇用サポートデスク」
新潟県「令和7年度の補助事業等のご案内（外国人材受入れ・若手社員の職場定着）」
新潟県「新潟県外国人材受入サポートセンター Work in NIIGATA」
新潟県「令和7年度新潟県外国人材受入環境整備事業費補助金について」
新潟県「外国人労働者のための相談窓口のご案内」

さらに、支援機関の役割も重要である。YUIMEをはじめとする特定技能派遣事業者コンソーシアムでは、農業分野に特化した特定技能人材の派遣サービスが展開されている。また、技能実習については、日本農業法人協会が中心となり、監理・研修を実施している。加えて、日本農業法人協会、YUIME やマイナビなどの人材会社は、企業に代わって外国人材の支援を行う「登録支援機関」としての役割を担っている（図表 3-76）。

その支援内容は、事前ガイダンス、出入国時の送迎、住宅確保、生活契約支援、日本語学習機会の提供、行政手続きへの同行、定期面談、トラブル対応に至るまで多岐にわたる。外国人材が安心して働き、生活できる環境を整える「見えないインフラ」として、登録支援機関の存在は欠かせない。

図表 3-76. 外国人材分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
YUIME 株式会社	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
YUIME 株式会社	外国人材	登録支援	外国人材を受け入れる企業が、外国人材に行うべき義務的支援を、「登録支援機関」として受入企業に代わり支援する。入国、就業、就業中の支援まで一気通貫したサポート
株式会社アルプス アグリキャリア	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
株式会社グロップ	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
PERSOL Global Workforce 株式会社	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
株式会社 ショブ・エル	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
株式会社 Mプランニング	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
スタッフ・パートナーズ株式会社	外国人材	—	特定技能派遣事業者コンソーシアムの人材派遣会社
日本農業法人協会	外国人材	外国人技能実習生農業研修会	農業分野の技能実習生に向けた研修会を開催。農業の一般知識、専門知識・用語修得を支援。
日本農業法人協会	外国人材	Ⅱ.当協会が実施する特定技能支援事業について ①調査業務	特定技能制度の活用状況や課題等の調査を実施 「2021年版農業法人白書」で取りまとめ
日本農業法人協会	外国人材	Ⅱ.当協会が実施する特定技能支援事業について ②相談窓口	特定技能外国人材のための相談窓口を設置 就業や生活支援等の相談を実施
日本農業法人協会	外国人材	Ⅱ.当協会が実施する特定技能支援事業について ③登録支援機関業務	外国人材を受け入れる企業が、外国人材に行うべき義務的支援を、「登録支援機関」として受入企業に代わり支援する。
日本農業法人協会	外国人材	外国人技能実習生監理事業	一般監理団体として、外国人技能実習生の監理を実施。入国から帰国まで対応
一般社団法人 全国農業会議所	外国人材	農林水産省補助事業 外国人材呼び込み体制強化支援事業のうち現地説明・相談会の開催支援	農林水産省の事業にて海外で現地説明・相談会を開催 技能実習や特定技能の制度を周知し、農業で働く魅力をPR
株式会社 NINAITE	外国人材	特定技能外国人派遣事業	特定技能人材の派遣事業を実施
株式会社 NINAITE	外国人材	特定技能外国人 人材紹介事業×登録支援機関事業	特定技能外国人の人材紹介、「登録支援機関」としての業務を実施
株式会社 マイナビグローバル	外国人材 (農業に限らない外国人材事業)	外国人採用 登録支援機関	外国人採用、「登録支援機関」としての業務を実施
株式会社 フルキャストホールディングス	外国人材 (農業に限らない外国人材事業)	特定技能による外国人採用支援サービス	人材紹介、「登録支援機関」としての業務を実施

出所：下記より作成

農林水産省「農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要」

YUIME 株式会社「登録支援」

公益社団法人日本農業法人協会「外国人技能実習生農業研修会」

公益社団法人日本農業法人協会「Ⅱ.当協会が実施する特定技能支援事業について」

公益社団法人日本農業法人協会「外国人技能実習生監理事業」

一般社団法人全国農業会議所「海外現地説明会・相談会」

一般社団法人全国農業会議所「農林水産省補助事業 外国人材呼び込み体制強化支援事業のうち現地説明・相談会の開催支援」

株式会社 NINAITE「特定技能外国人派遣事業」

株式会社 NINAITE「特定技能外国人 人材紹介事業×登録支援機関事業」

株式会社マイナビグローバル「外国人採用」

外国人採用サポネット「登録支援機関「マイナビグローバル」の特定技能人材支援事例 3 選」

株式会社フルキャストホールディングス「特定技能による外国人採用支援サービス」

3.7.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

本調査では、外国人材活用の実態と成功要因を具体的に把握するため、売上 61 億円を誇る日本有数の農業法人であり、かつ外国人材を経営戦略の中核に位置付けている株式会社舞台ファームをヒアリング対象として選定した。

同社は、令和 4 年度「Work in MIYAGI」外国人材活用モデル企業にも選定されており（図表 3-77）、先進性と再現性の両面から分析に適した事例である。

3.7.4. 先進的なビジネスモデル：株式会社舞台ファーム

<取り組み概要>

株式会社舞台ファームは、宮城県仙台市に本社を置く農業法人であり、野菜・米の生産・販売、農産物加工を中核に、農業経営コンサルティング、さらには農業関連電力を扱うグリーンエネルギー事業までを展開する、全国的にも先進性の高い経営体である。（図表 3-77）。

舞台ファームにおける外国人材活用は、人口減少・労働力減少という産業構造の変化を前提に、農業における経営を将来にわたり持続させるための中長期的な経営戦略の一部として位置付けられている点に大きな特徴がある。

ヒアリングによると、舞台ファームでは全体で 60 名、そのうち、美里グリーンベース（レタス工場）では、従業員全体の約半数にあたる 29 名の外国人材が活躍している。日本人・外国人の別なく、能力や役割に応じた配置・評価を行う方針を徹底しており、実際にインド人材が工場長として現場マネジメントを担うなど、国籍にとらわれない人材活用が実践されている（図表 3-77）。

図表 3-77. 舞台ファーム事業概要

項目	内容
企業名	株式会社舞台ファーム
住所	宮城県仙台市若林区日辺字田中11番地
資本金	5,000万円
従業員数	231名（グループ全体）
事業内容	野菜・お米の生産・販売 農産物加工・販売 農業経営に関するコンサルティング グリーンエネルギー事業 (農業生産・食品加工に掛かる電力関連事業)
外国人材に関する事業規模	外国人材 ・ 60名（舞台ファーム全体） ・ 29名（美里グリーンベース） また、キャリアとしても国籍に関係なく平等に接しており、実際に美里グリーンベースはインド人材が工場長を務めている
実績	令和4年度「Work in MIYAGI」 外国人材活用モデル企業として選定

出所：下記およびヒアリングより作成

株式会社舞台ファーム「会社概要」

Work in MIYAGI「モデル企業 留学生・外国人材マッチング支援事業 ワークイン宮城」

<取り組みの経緯>

舞台ファームが外国人材活用に本格的に取り組む背景には、日本農業が直面する産業構造の課題に対する危機感がある。

農林業センサスによれば、直近5年間で基幹的農業従事者の4人に1人が離農しており [38]、労働力不足が産業における構造的な課題となっている。そこで、同社では日本人材の確保と並行して、外国人材活用を戦略的に進めてきた。

また、同社は「電力連携」、「種の提供」、「農業人材」という「三本の矢戦略」を推進しており、外国人材活用を単独の解決策でなく、「農業人材の確保」の一角を担う存在として位置付けている（図表 3-78）。自動化・省力化と並行して、人的資源をどのように確保するかという、戦略的な判断に基づく取り組みである。

図表 3-78. 舞台ファーム 三本の矢戦略



出所：株式会社舞台ファーム「全国展開ならびにオープンプラットフォーム構想を発表」より引用

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

<取り組みの成功要因>

舞台ファームの外国人材活用の成功の背景には、外国人材に日本の農業や文化へ包括的にフィットさせる取り組みとDXの活用がある。

① 就業環境の整備による農業へのフィット

舞台ファームの外国人材活用における成功要因は、外国人材に日本の農業や文化へ包括的にフィットする環境を作っている点である。中でも就業環境は、最初から理解して働くことができる仕組みを作っている点にある。

具体的には、農作業や植物工場における作業工程をすべてビデオ化し、研修段階から共有することで、現場に入る前に作業内容を把握できる仕組みを整えている。また、資材管理は日本語表記ではなく番号管理とし、日本語発話後に外国語へ自動翻訳されるコミュニケーションツールを導入するなど、言語能力に依存しない現場づくりを徹底している。

これらの取り組みにより、作業工程などを含む就業環境を整えることで誰もが力を発揮できる環境をつくっている。

② 生活環境の整備・文化面の取り組みによる生活・文化におけるフィット

舞台ファームでは、外国人材の定着において、就業環境だけでなく、生活環境や文化面への配慮が不可欠であるとの認識を持っている。

具体的な取り組みとして、外国人材向け社員寮の整備（仙台市では一人一部屋の社員寮を整備、美里町では40人規模の社員寮を建設予定）、忘年会などの社内行事を通じた交流、外国人材を地域の草刈り作業に派遣するなど地域社会との心理的距離を縮める取り組みも継続的に行っている。

結果として、外国人材受入れ以降、大きな問題は生じていない。これは、企業が受入れ主体として生活面まで含めた環境整備を丁寧に進めてきた成果といえる。

③ DXを労働の「基盤」として活用

舞台ファームにおけるDXの位置付けは、単なる業務効率化や省力化にとどまらない。同社では、DXを労働の基盤として位置付け、属人的・経験依存になりがちな農業現場を、誰でも理解し、一定水準で業務を遂行できる現場へと構造的に転換してきた。

具体的には、レタスの出荷数量をカメラで自動判別する仕組みや、レタスの送付システムを構築し、作業者の経験や言語能力に依存しない業務運営を実現している。さらに、海外向け社内報の発信や、デジタルツールを活用した社員間コミュニケーションの活性化により、新たに参画した外国人材が組織に早期に溶け込める環境づくりにも寄与している。

こうしたDXの推進は、外国人材のみならず、日本人を含む人材全般にとっても働きやすい現場づくりにつながっている。これらの取り組みが評価され、同社は東北DX大賞を複数回受賞している。

<取り組みの課題>

一方で、外国人材の活用を各地で拡大するにあたっては、いくつかの課題が顕在化している。

① 外国人材の価値観変化と人材獲得競争

第一に、外国人材の価値観変化と人材獲得競争である。外国人材の働く目的や価値観は、近年大きく変化している。出稼ぎのために働く人材に加え、現在では日本での生活や余暇の充実を重視する人材も存在している。

また、都市部志向による離職がある一方、都市生活になじめず地方に戻る事例も見られた。このように、外国人材にとって価値観とのフィットが重要であり、この変化に対応できなければ、他国との人材獲得競争において、日本が選ばれなくなる可能性がある。

② 文化・宗教・慣習の違い・偏見への対応

第二に、文化や宗教観の違いに起因する調整や対応である。また、日本人と同様の行動をしていても偏見から問題視されるケースもあり、企業単独では対応が難しい社会的課題も浮き彫りになった。

③ 制度・手続きの分かりにくさ

第三に、外国人材活用にあたり、入国管理や関連制度が分かりにくいということである。

外国人材の活用のための制度自体が、企業側から見ると「もう少し分かりやすく、使いやすい仕組みであってほしい」というのが率直な意見である。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には、制度・手続きの分かりやすさなどの現場目線での支援が求められると考える。

具体的には、入国管理や在留資格などの制度・手続きなど、企業単独では対応が困難な領域において、現場の使いやすさを重視した改善が求められる。

また、行政が企業とともに外国の価値観の変化への対応に取り組むことや、地域社会への理解促進などを含む、多様な文化を尊重した働きやすさ・住みやすさを作ることが期待される。

<まとめ>

舞台ファームの外国人材活用は、「人手不足対策」という短期的対応を超え、農業の構造転換を見据えた経営戦略として展開されている。

その成功要因は、① 就業環境の整備による農業へのフィット、② 生活環境の整備・文化面の取り組みによる生活・文化におけるフィット、③ DXを労働の「基盤」として活用である。

一方で、① 外国人材の価値観変化と人材獲得競争、② 文化・宗教・慣習の違い・偏見への対応、③ 制度・手続きの分かりにくさといった課題も顕在化しており、今後は企業努力と行政支援の適切な役割分担が一層重要となる。

本事例は、東北地方に限らず、全国の農業法人や自治体にとって、外国人材活用を個別施策ではなく経営戦略の一部として捉える重要性を示す、極めて示唆に富んだ先進事例である。

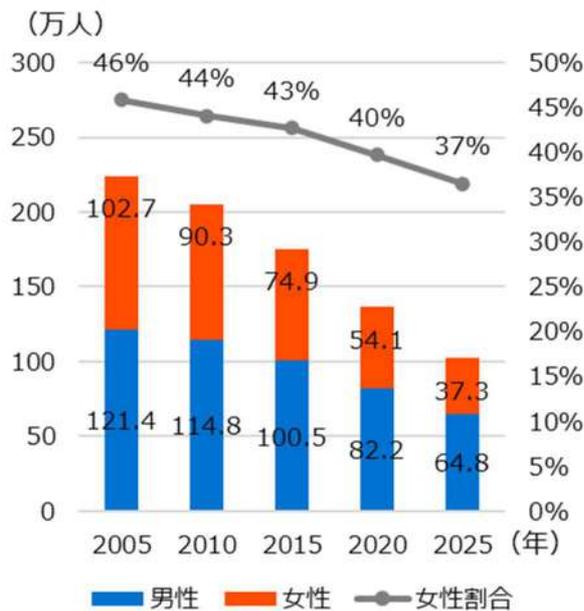
3.8. 女性活躍

3.8.1. 市場概況

農業分野における女性活躍をめぐる現状は、人数は減っているが、価値が存在する。

全国における女性の基幹的農業従事者数は年々減少し、2025年時点では37.3万人、基幹的農業従事者全体に占める女性の割合は37%にまで低下している（図表 3-79）。東北圏においても同様の傾向が見られ、2025年時点で7.9万人、割合は36%と、量的には縮小局面にある（図表 3-80）。

図表 3-79. 全国における女性の
基幹的農業従事者数



図表 3-80. 東北圏における女性の
基幹的農業従事者数



図表 3-79、図表 3-80 出所：農林水産省「農業センサス」より作成

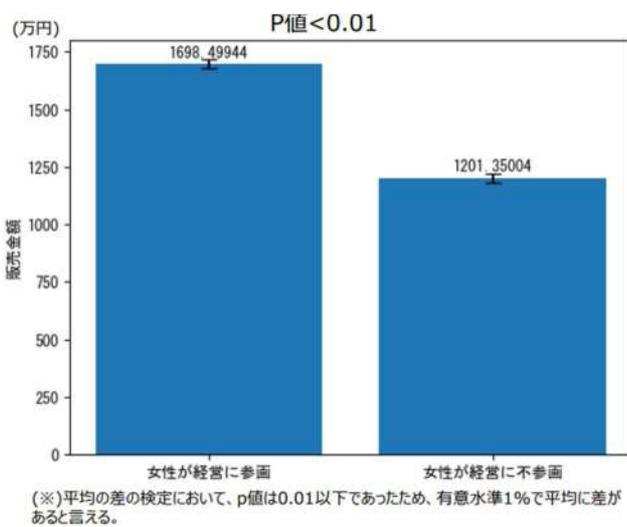
※農業センサスのデータの都合上、2025年は令和7年2月1日現在の概数値（令和7年11月28日公表）、また、2015年以前は販売農家における人数、2020年以降は個人農家における人数

※組み換え集計を行っている農林水産省の類似データとは数値が異なる可能性がある

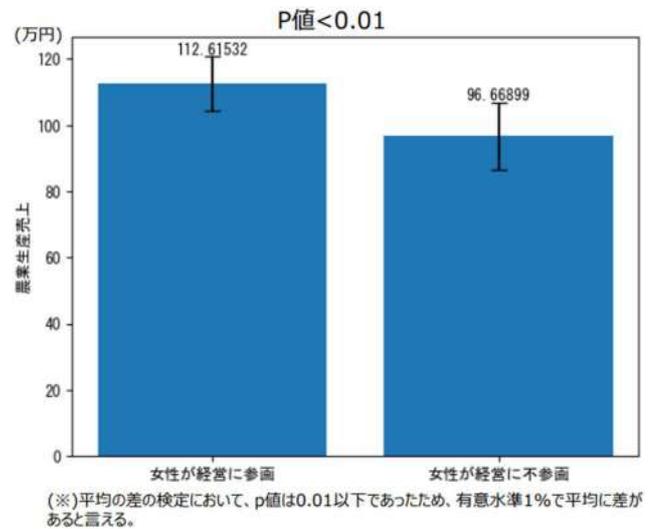
しかし、ここで注目すべきは「数」ではなく「成果」である。

2020年農業における女性活躍に関する特徴把握分析レポートによれば、女性が農業経営に参画している個人経営体は、参画していない経営体と比べて、農産物販売金額、農業生産関連事業の売上金額のいずれも有意に高いことが確認されている（図表 3-81、図表 3-82）。法人経営においては明確な有意差は見られない（図表 3-83 図表 3-84）、かつ、この要因が「女性に特有」なのか、「単純な労働力の増加」なのかを断定することはできないものの、少なくとも個人経営体においては、女性の関与が経営成果の向上と結びついていることは否定しがたい。

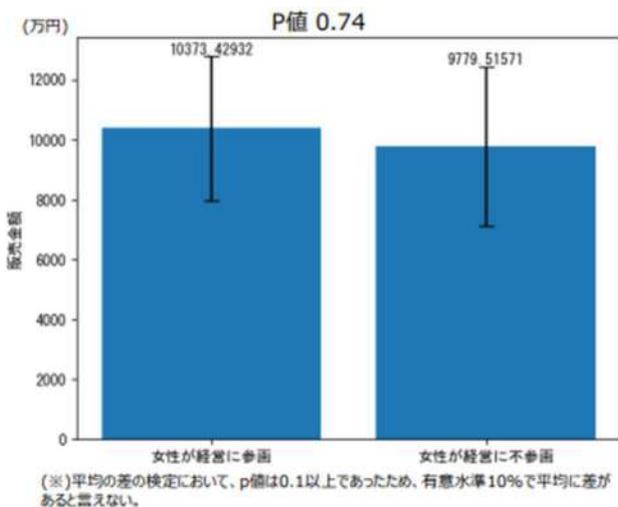
図表 3-81. 農産物販売金額（個人経営体）



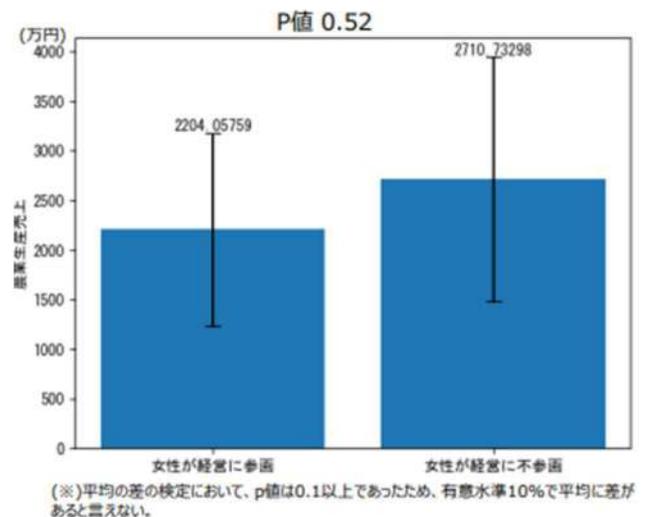
図表 3-82. 農業生産関連事業売上金額（個人経営体）



図表 3-83. 農産物販売金額（法人経営体）



図表 3-84. 農業生産関連事業売上金額（法人経営体）



図表 3-81~図表 3-84 出所：農林水産省「農業における女性活躍に関する特徴把握分析レポート」より引用

※農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園など」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」等を指す。

こうした背景を踏まえ、農林水産省では「女性が変わる未来の農業推進事業」を通じて、女性活躍の理解促進、女性グループ活動の支援、女性リーダーの育成、さらには働きやすい環境整備まで、多面的な施策を展開している（図表 3-85）。女性が「いる」だけでなく、「生きる」ための環境づくりが、政策の中心に据えられつつある。

図表 3-85. 女性が変わる未来の農業推進事業

女性が変わる未来の農業推進事業

【令和7年度予算額 60（74）百万円】
 （令和6年度補正予算額 1,275百万円の内数）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用に向けた意思決定層の意識啓発、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和7年度まで]）
- 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）
- 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（15% [令和7年度まで]）
- 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）
- 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 女性が変わる未来の農業推進事業

① 女性活躍に向けた全国事業

農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及の取組を支援します。

② 地域における女性活躍推進事業（地域事業）

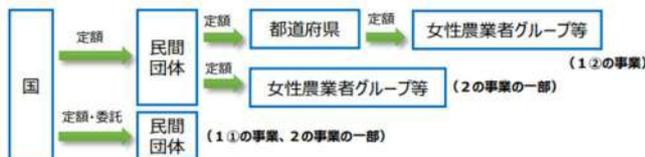
各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援します。

2.（令和6年度補正予算）

雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業

男女別トイレや更衣室の確保等の女性が働きやすい環境の整備や全国女性リーダー育成研修の実施、女性グループの活動支援等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

女性活躍に向けた Stage	農業・農村への呼び込み	農業・農村への定着	経営参画 経営発展	地域の 方針策定 への参画
令和7年度予算	全国事業	社会参画の推進	地域組織の意思決定層のコミットメント強化 女性活躍リーダーサミットの開催	女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及
	地域事業	社会参画の推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施
令和6年度補正予算	全国事業	社会参画の推進	女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知	女性活躍の理解促進 女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等
	地域事業	社会参画の推進	女性農業者グループの活動推進 企業との協働や都道府県を越えて活動する女性グループの事業活動や研修会の開催等	リーダー育成 全国女性リーダー育成研修の実施
環境整備	環境整備	女性が働きやすい環境の整備 男女別トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、アシストスーツ等の確保		

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

出所：農林水産省「農業における女性の活躍推進について」より引用

3.8.2. 国・自治体・支援機関の支援策等

女性活躍について、国の施策の中核をなすのが「女性が変わる未来の農業推進事業」である。本事業では、全国事業と地域事業の双方を通じて、リーダー育成・グループ活動や労働環境など多面的に女性農業者の活躍を推進している。

具体的には、女性リーダー育成のための研修・イベント、地域に根ざした女性グループ活動への補助、情報発信などが展開されている。また、男性向けの理解促進研修、育児・農作業サポートへの補助、作業場における女性用トイレや更衣室の整備など、生活や現場の労働環境に踏み込んだ支援が行われている（図表 3-86、図表 3-87）。

図表 3-86. 女性活躍分野における国の主な支援策

女性が変わる未来の農業推進事業	女性農業者の活躍に向け教育研修・活動支援・環境整備・情報発信等の取組を総合的に支援
女性が変わる未来の農業推進事業	同上
女性活躍に向けた全国事業	女性活躍に関する情報発信や、女性活躍に向けた経営者育成のための全国イベント開催等の取組を支援
地域における女性活躍推進事業(地域事業)	各地域における女性活躍のためのリーダー育成やグループ活動、労働環境整備等を支援
雇用就農金融対策のうち女性の就業環境改善・活躍推進事業	女性が働きやすい環境形成に向け、労働環境・資材・施設等整備などの取組支援

出所：農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「女性が変わる未来の農業推進事業」より作成

図表 3-87. 女性活躍分野における国の支援のまとめ

		就農前	就農後
ヒト	教育研修	男性向け女性活躍理解研修実施 (女性活躍に向けた地域事業)	
			女性リーダー育成研修の実施 (女性活躍に向けた地域事業) 女性農業者グループの事例調査・研修会支援 (女性活躍に向けた地域事業)
モノ	事業者連携		地域住民とのマッチング (女性活躍に向けた地域事業) 女性農業者グループの立ち上げ (女性活躍に向けた地域事業)
		労働環境	アシストスーツ等導入支援 (女性の就業環境改善・活躍推進事業)
カネ	生活環境		トイレ・更衣室・託児スペース等設備整備 (女性の就業環境改善・活躍推進事業)
			女性農業グループの取り組み・育児サポート・地域住民による農作業のサポートに関わる資金交付 (女性活躍に向けた地域事業)
情報	女性農業者活躍事例の普及・表彰 (女性活躍に向けた全国事業)		
		家族経営協定策定相談会の開催 (女性活躍に向けた地域事業)	
		女性活躍リーダーサミットの開催・情報発信 (女性活躍に向けた全国事業)	

出所：農林水産省 令和7年度農林水産予算概算決定の概要 IV.令和7年度農林水産予算概算決定の主要項目「女性が変わる未来の農業推進事業」より作成

東北圏の自治体において、女性活躍支援は県ごとに独自色をもって展開されている。

青森県や岩手県では調査研究を通じた実態把握と課題整理、青森県や秋田県、山形県、福島県では起業・経営・リーダー育成を後押しする支援、岩手県、秋田県、福島県などでは女性グループ活動への支援が行われるなど、各県がそれぞれの地域性や課題に応じた支援策を講じている点が特徴的である（図表 3-88）。

図表 3-88. 女性活躍分野における自治体の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
東北農政局	女性活躍	女性の活躍支援ネットワークメール	メールでの情報発信
東北農政局	女性活躍	東北農業における女性の活躍を推進する取組情報	地域の農業女子グループの設立支援 (事例としては、青森県弘前市・鱒ヶ沢町ノウタノ、秋田県アグリヴィーナス等がある)
青森県	女性活躍	農山漁村女性の活躍応援事業	「1 女性起業の人財育成 (1) 活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施 (2) 起業活動に対する事業経費の補助 新規参入、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 2 若手農山漁村女性の組織活動の推進 (1) 若手農山漁村女性の育成と組織化に向けた取組支援 女性同士のつながりや地域との連携強化及び女性リーダー育成のための学習活動を実施 (2) 組織活動のモデル実証 若手女性の定着や活躍促進につながる組織活動の実証を委託」
岩手県	女性活躍	幸せ創る女性農林漁業者育成事業	「(1) 経営力の向上及び生産物の高負荷価値化に向けた調査研究等 (中略) (2) グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等」
秋田県	女性活躍	女性が変わる未来の農業推進事業	「秋田県農業委員会女性協議会が実施する女性農業委員の登用促進に向けた取組や各地域での活動に要する経費を助成する。」
秋田県	女性活躍	青少年育成普及事業のうち農業士育成事業	「(省略) 女性農業者の社会的評価を高めるとともに、農業・農村活性化の女性リーダーとしての活動を促進する」 「1 農業士の育成 (1) 農業士の認定」 「2 家族経営協定 家族経営協定推進情報交換会の開催 (1) 家族経営協定の普及啓発・締結への誘導 (2) 家族経営協定締結についての事例紹介、情報交換、既締結者に対するフォローアップ」
秋田県	女性活躍	青少年育成普及事業のうち普及指導協力委員活動促進事業	「2 研究会開催・先進事例調査活動、情報収集活動 女性農業者先進事例調査活動」
秋田県	女性活躍	次世代あきたアグリヴィーナス応援事業	「1 あきたアグリヴィーナス育成事業【地域女性活躍推進交付金】 (1) 起業活動研修会の開催 (中略) (2) アグリヴィーナスネットワークの活動支援」 「2 直売所魅力アップ支援事業 (1) 直売所研修会の開催」

自治体・機関	ジャンル	事業名、ページタイトル	内容
宮城県	女性活躍	みやぎ農業次世代育成プロジェクト推進事業	「(1) 農業体験ツアー等の実施による農業の魅力体感就農につながる支援 (中略) ②農業の魅力体感コース 内容: 地域で輝く女性農業者のもとでの農業体験等」
宮城県	女性活躍	女性農業者サポート事業	輝け農業女子! 機械セミナー (県南編) (農業女子のための機械作業のセミナー) を実施
宮城県	女性活躍	農山漁村女性活動支援	農山漁村における男女共同参画の推進について意識啓発を図るため、農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会を実施
山形県	女性活躍	基本戦略1 人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成 戦略分野1 産地を担う農業経営体の育成 プロジェクト3 農業経営体育成・発展プロジェクト	「④先導的な農業経営を実践する優良経営体の育成支援 (中略) ・女性や従業員の経営力向上に向けた支援」
山形県 (公益財団法人やまがた農業支援センター)	女性活躍	やまがた女性農業者 応援・相談窓口	女性農業者の相談窓口
福島県	女性活躍	女性が変わる未来の農業推進事業	「(1) 女性リーダー育成研修会事業 地域を牽引する女性リーダーの育成研修会を開催する。 (2) 女性グループ事業活動支援事業 女性グループの事業活動や研修会開催等の取組に対して支援を行う。」
新潟県	女性活躍	にいがた農業「新3K」人づくり事業	「② 園芸参入塾や女性農業者の育成研修会等による「感動する農業」の伝承 ⑦ 女性農業者の社会参画推進、働きやすい環境づくりの取組支援 (補助金)」

出所：下記より「」内引用の上、作成

東北農政局「女性の活躍を応援します!」

青森県「令和7年度ー農業構造政策推進ハンドブッカー」

岩手県「令和7年度 農業振興のための施策一覧」

秋田県「令和7年度 秋田県農林水産業関係施策の概要」

宮城県「令和7年度 宮城県農業行政の概要」

宮城県「輝け農業女子! 機械セミナー (県南編) のお知らせ」

宮城県「農山漁村女性活動支援」

山形県「第5次 農林水産業元気創造戦略」

公益財団法人やまがた農業支援センター「やまがた女性農業者 応援・相談窓口」

福島県「令和7年度 事業計画書」

新潟県「農林水産業施策の概要 (令和7年度) 第3 主な事業の概要」

さらに、支援機関では、日本農業法人協会による「農業の未来をつくる女性活躍経営体 100 選 (WAP100)」や、マイファームによる女性農業者向け情報発信など、ロールモデルの可視化と情報アクセスの改善が進められている (図表 3-89)。

女性活躍を「個人の努力」に委ねるのではなく、「社会として後押しする」仕組みが徐々に整いつつある。

図表 3-89. 女性活躍分野における支援機関の主な支援策

自治体・機関	ジャンル	タイトル	内容
公益社団法人 日本農業法人 協会	女性活躍	農業の未来をつくる女性活躍経営体100選 (WAP100)	「農水省補助事業の取組としてWAP100の認定を実施 ※ 現在は停止
公益社団法人 日本農業法人 協会	女性活躍	さあはじめよう！\イキイキ家族の/ 「家族経営協定」スタートブック	家族間での取り決めである家族経営協定の作成手引きの 公開
株式会社 マイファーム	女性活躍	女性農業者のための学習コンテンツ& お役立ち情報サイト	「農林水産省 補助事業 女性が変える未来の農業推進事 業」の実施主体として、研修動画や国の支援策、表彰、 イベント等の情報公開
その他はマイナビ農業における農業女子の記事などの情報公開にとどまる			

出所：下記より作成

公益社団法人日本農業法人協会「農業の未来をつくる女性活躍経営体 100 選 (WAP100)」

公益社団法人日本農業法人協会「さあはじめよう！\イキイキ家族の/「家族経営協定」スタートブック」

株式会社マイファーム「女性農業者のための学習コンテンツ&お役立ち情報サイト」

株式会社マイナビ「マイナビ農業 × 農業女子 農業を選んだワケ | マイナビ農業」

3.8.3. ヒアリング調査の目的・対象選定の考え方

女性農業者をめぐる課題は、就農、営農、経営、労働環境、家庭との両立など、多層的かつ複雑であると考えられる。そのため、本調査では特定の立場に限定せず、多様な声を横断的に把握できる存在として、多くの女性農業者が所属する地域グループに着目した。

具体的には、山形県内で約 60 名が所属する「やまがた農業女子ネットワーク」をヒアリング対象とし、女性農業者が直面する課題と、それを乗り越えるための実践知を掘り下げた。

3.8.4. 先進的なビジネスモデル：やまがた農業女子ネットワーク

<事業概要>

やまがた農業女子ネットワーク（愛称：あぐっと）は、山形県内の女性農業者が主体となって活動する地域グループである。研修会や交流会、情報発信、マルシェの開催、教育機関との連携など、活動内容は多岐にわたる（図表 3-90）。現在、県内各地から約 60 名が参加しており、「農業を学びたい」と感じた女性たちが自発的に集っている。

図表 3-90.やまがた農業女子ネットワーク事業概要

項目	内容
団体名	やまがた農業女子ネットワーク
取組地域	山形県
取組内容	女性グループ
取組内容 (詳細)	<ul style="list-style-type: none">・ 研修会開催・ 交流会開催・ 情報発信・ 食と農の大切さを伝える取り組み<ul style="list-style-type: none">・ 食農絵本の読み聞かせ活動・ マルシェ等のイベントの開催・ 教育機関との連携<ul style="list-style-type: none">・ 山形大学農学部と連携・ 農業を志す学生の発掘や動機付け、意識の向上のため講演 やワークショップを実施
事業規模	60名が所属(2025年8月現在)
活用した支援策	女性の労働環境整備・活躍強化事業

出所：やまがた農業女子ネットワーク「令和 5 年度女性の労働環境整備・活躍強化事業（女性農業者グループの活動支援）計画書」およびヒアリングより作成

組織体制は、代表・副代表・会計の三役のもと、総会、研修、販売、庶務、広報の5班制を採用している（図表 3-91）。全員が何らかの役割を担うことで、特定のメンバーに負担が集中することを防ぎ、「受け身にならないネットワーク」が形成されている。

図表 3-91. やまがた農業女子ネットワークの体制



出所：やまがた農業女子ネットワーク提供資料より引用

主な事業内容として、2024年にはエクセル、マーケティング、経営など、実務に直結する研修を実施し、2025年には交流を重視したプログラムへと展開している。

また、LINEなどのSNSを活用し、補助金や研修案内などの情報を日常的に共有することで、メンバー間の情報格差を埋める「ハブ」としての機能も果たしている。さらに、メンバー同士が少額ずつ資金を出し合い、土づくりなどの研修を共同で開催したり、既存のマルシェに参加したりするなど、自発的な協働の動きも生まれている。

<事業の経緯>

設立の背景には、「誰が農業をしているのか分からない」「女性農業者が見えない」という孤立感があった。仙台で開催された東北エリアの農業女子PJの研修に参加した4名が、山形にも女性グループがほしいと感じたことが出発点である。

ヒアリングを踏まえて、成功要因と課題を以下に整理した。

＜「女性活躍」において成果を上げている要因＞

やまがた農業女子ネットワークが女性活躍において成果を上げている背景には、女性農業者同士のネットワークを最大限活用する取り組みがあった。

① 女性活躍における課題解決の土台としての「居場所」「つながり」

やまがた農業女子ネットワークが女性活躍において果たす役割としては、課題解決の土台としての「居場所」「つながり」を創出していることがある。

ヒアリングからは、女性農業者は、結婚を機に農業に入った、地域外から移住してきた、親から事業継承した、農業に強い関心があったわけではない、といった多様な背景を持っていることが明らかになっている。また、農業知識も経営知識もない状態からのスタートだった、方言が分からず電話が怖かった、地域の慣習に戸惑った、など農業のみでなく生活面まで課題は多岐にわたる。

そうした多様な背景や課題をもつ女性活躍のための土台として、同ネットワークは「ともに学び、成長する」というビジョンのもと、安心して集える「居場所」「つながり」をつくってきた。

② 現場の困りごとから出発する、実践的で等身大の学びの設計

同ネットワークの活動内容は「現場の困りごと」から設計されている。

ヒアリングでは、人材確保、機械の使い方、事務作業の負担、クレーム対応まで、農業経営のリアルな課題が数多く語られた。

同ネットワークの研修や活動は、こうした日常の悩みを起点に組み立てられている。補助金や用具の選び方といった情報共有から、メンバーの希望をもとに、エクセル、マーケティング、経営、機械の使い方といったテーマの研修まで行なっているのは、「カッコいいから」ではなく、「今、本当に困っているから」である。農作業は昼間、事務作業は夜間という厳しい生活の中で、少しでも経営を楽にしたい、無駄を減らしたいという切実な思いが、学びへの高い意欲につながっている。

また、ヨガ研修や過去の部活動のように、健康や気持ちの余白にも目を向けている点も特徴的である。成果や効率だけを求めるのではなく、続けられることを大切にする。その等身大の学びの設計が、無理のない形で女性の力を引き出している。

③ 女性同士のつながりの経営への活用

同ネットワークでは、女性同士のつながりが、単なる精神的支えにとどまらず、実際の経営を支える力として機能している。農繁期には作業の声かけを行い、余力のあるメンバーが他の農家を手伝う。贈答品が足りない場合には、同じ作物や別の作物を融通し合う。こうした行動は、ネットワーク内で、自然な連携として定着している。

この背景には、同じ女性農業者として、農繁期の厳しさを理解し合っているという共通基盤がある。また、経験のある人材が柔軟に動けることは、経営上の大きな強みとなる。

やまがた農業女子ネットワークは、女性同士のつながりを、労働力の補完に結び付けることで、結果として経営の安定性を高めている。この点において、同ネットワークは「女性活躍の場」とすると同時に、「経営を支える仕組み」として機能しているといえる。

＜「女性活躍」における課題＞

一方で、女性活躍にとどまらず農業全体における課題も存在する。

① 農業の現場における「見えにくい負担」

第一に、農業における事務作業などの農作業以外の負担が、制度や仕組みに回収されないまま、個人の努力として積み上がっていく構造である。

ヒアリングでは、昼間は農作業、夜は請求書、クレーム対応、確定申告等の事務作業、さらに家事・育児を担うという三重構造が常態化している生活実態が語られた。一方で、事務員を雇いたくても費用面の制約があり、税理士への委託も限定的にならざるを得ない。

この状況は、短期的には経営を支えているように見えるが、長期的には心身の疲弊や離農リスクを高める要因となる。農業の現場を支える事務作業などの見えにくい負担を軽減するための、支援の仕組みが必要となってくる。

② 農業経営が「先を描きにくい」ことによる、将来不安の常態化

第二に、「将来の見通しの描きにくさ」である。ヒアリングでは、「今でも生き延びるのに必死」「ずっと不安感はある」という率直な言葉が語られている。

また、同ネットワークと大学とのグループワークの中では、就農に対して経営が不安で農業が儲かるのかわかりにくいという意見が寄せられていた。さらに、農業は天候リスクが高く、実際に雪害や豪雨によりハウスが倒壊するという話も聞かれた。

加えて、農繁期の人材確保が年々厳しさを増している。ヒアリング先では、シルバー人材に支えられているという話であったが、10年後にはその担い手が減少することも見据えなければならない。

この農業における収益の不確実性や労働力不足、それに伴う不安の存在は大きな課題となっている。

③ 支援制度や外部サービスが、現場の実態と噛み合っていない現実

第三に、支援制度や外部サービスが一定程度整備されているにもかかわらず、現場の実態と十分に噛み合っていない点である。

子供手当や子供への医療費助成など、農業に限らない生活面での支援は充実している。一方、農業における女性活躍の課題に直接応える支援は限定的であるという認識が示されている。

例えば、女性グループの補助金を活用しているものの、申請や報告に大きな労力を要する。女性グループの活動は、自身の営農に加えてのボランティア的な性格を持つため、補助金対応そのものが経営や生活を圧迫してしまうという逆転現象も起きている。また、研修講師を呼びたくても費用負担が重く、結果として活動の規模や頻度に制約が生じている。さらに、農業の隙間バイトやシルバー人材の活用も進められているが、作業を教える手間や付随的なコストを考えると、万能な解決策とは言い難い。

<行政・支援機関への期待>

以上のヒアリングを踏まえて、行政および支援機関には以下の三点の支援が求められると考える。

第一に、生活全般の支援から農業特有の課題に即した支援へと進化させることである。ヒアリングにおいて、子育て支援や医療費助成など、生活面での行政支援が一定程度充実している点については高く評価され、女性農業者が地域で暮らし続ける上で重要な下支えとなっている。一方で、農業に特有の課題、とりわけ女性農業者が直面する現場の困難に直接応える支援は、まだ十分とは言い難い。例えば、圃場におけるトイレの設置は、女性が安心して働くための前提条件であるが、こうした点への支援はようやく整い始めた段階である。今後、行政に求められるのは、一般的な生活支援にとどまらず、「農業の現場で、女性が継続的に働くために何が必要か」という視点から支援策を再設計することである。農業特有の労働環境や季節性を踏まえた、きめ細かな支援が期待されている。

第二に、女性グループの活動を支える支援制度の「使いやすさ」を高めることである。やまがた農業女子ネットワークでは、国や県の補助金を活用しながら研修や交流活動を行ってきた。国の補助金については、用途の自由度が比較的高く、マルシェ用の備品やのぼり、研修開催など幅広く活用できる点が評価されている。一方で、補助金の申請や事後の報告に要する負担は大きく、女性グループの活動実態と必ずしも噛み合っていないという課題も明確に示されている。行政・支援機関には、申請手続きの簡素化や、報告負担の軽減、講師派遣など現物支援の充実など、現場の実情に即した制度運用が求められている。「支援を受けるために疲弊する」という状況を生まない設計が、女性活躍を持続させる鍵となる。

第三に、点在する支援や情報をつなぐ「相談・マッチング機能」の整備である。ヒアリングを通じて強く示されたのが、「どこに相談すればよいか分からない」という声である。他分野融合、加工、輸出、販路開拓、気候変動への対応、新たな作物選択など、農業経営を巡る課題は多岐にわたるが、それぞれの相談先が分散しており、個々の農家が自力で情報を探し当てるには限界がある。やまがた農業女子ネットワークでは、ネットワーク内での情報共有や、個別に研修へ参加することで対応してきたが、本来は「ここに行けば全体像が分かる」「次に何をすべきか整理してもらえる」相談窓口の存在が望まれている。また、他分野融合については、一つの農家では取り組むことができないが、複数の農家で集まれば取り組むことができる可能性があるとの意見も見られた。行政・支援機関には、農業分野全体において、相談窓口や事業者同士や異分野とのマッチングを促すプラットフォーム的な役割が期待されている。それは単なる情報提供ではなく、「つなぐ」「伴走する」機能であり、農業を次の段階へ進めるための基盤となる。

<まとめ>

やまがた農業女子ネットワークの取り組みは、女性活躍を推進する上で重要な役割を果たしてきた。

その要因は、① 女性活躍における課題解決の土台としての「居場所」「つながり」、② 現場の困りごとから出発する、実践的で等身大の学びの設計、③ 女性同士のつながりの経営への活用である。これらの取り組みは、女性活躍を理念ではなく、実効性のある仕組みとして機能させている点で高く評価できる。

一方で、① 農業の現場における「見えにくい負担」、② 農業経営が「先を描きにくい」ことによる、将来不安の常態化、③ 支援制度や外部サービスが、現場の実態と噛み合っていない現実といった農業全体における課題も顕在化している。

今後は、行政・支援機関が農業特有の課題に踏み込み、女性グループ活動を支える使いやすい制度設計や、点在する支援や情報をつなぐ相談・マッチング機能を強化していくことが求められる。女性活躍を地域全体で支える仕組みへと発展させることが、農業経営の持続性と地域の活力を高める鍵となる。

3.9. 他分野融合、多様な人材の活躍において共通する構造的特徴と構造的課題

3.9.1. 他分野融合に関する構造的特徴と構造的課題

本調査では、再生可能エネルギー、カーボンクレジット、農泊、ガストロノミーツーリズム、輸出という五つのテーマごとに先進事例を取り上げ、事業特性に応じた成功要因、課題、行政・支援機関への期待を整理・確認した。

これらの知見は、あくまで個々の先進事例であり、すべての農家や事業者に一律に当てはまるものではない。しかしながら、今後、農業において他分野融合を進めようとする農家、他分野の事業者、それらを支援する自治体・経済団体にとっては、多くの示唆を含むものといえる。

そのうえで先進事例を俯瞰すると、五つの事例はテーマこそ異なるものの、共通した構造的特徴を有していることが確認できる。

図表 3-92. 他分野融合の先進事例調査結果のポイント（要約表）

	再生可能エネルギー （舞台ファーム）	カーボンプレジット （フェイガー）	農泊 （遠野ふるさと 体験協議会）	ガストロミーツーリズム （鶴岡市）	輸出 （九州農水産物 直販）
事業の 位置付け	営農とエネルギーを 両立する 営農型多角化事業	営農を環境価値に 転換する 制度活用型事業	農業、農村、観光を 一体で支える 地域統合型観光事業	農業×食文化による 地域ブランディング 観光事業	農家を輸出市場に 繋ぐ販売・流通事業
農家の 立ち位置	地域の中核・ 営農を担う事業主体	環境価値生産者・ 農産物生産者	観光コンテンツ・ 農産物生産者	在来作物の生産者な ど	安定供給可能な 生産者
成功要因 ①	地域との強固な連携 を前提とした事業構築	プログラム型クレジット による制度対応の 一括代行と農家支援	分業構造を前提とした 「地域一体型」の ビジネスモデル	食文化を核とした 官民連携による一貫 した都市ブランド化	消費者・小売り・ 海外バイヤーの ニーズ起点での 品目・規格による輸出
成功要因 ②	営農技術・ノウハウを 前提とした事業構築	既存営農の延長で 対応可能な設計とし、 少ない収量影響と 作業負担の最小化	農業の実態に即した 「無理のない参画」を 可能とする柔軟な 仕組み	農業における食文化の 振興と保存・継承	安定供給可能な 生産体制と 生産者集約
成功要因 ③	地域還元型モデルによ る地域の価値向上	クレジット認証後の 全量買い取りによる 早期の農家への 収益還元	中間支援組織と 事業者による継続的 な商品・サービス開発 と改善の積み重ね	行政と DMO が機能 分担し、食文化を 観光商品・ プロモーションへ貫し て落とし込む推進体制	輸出基準に耐える 検品・品質保証体制 の構築
拡大における 課題	① 事業構想段階にお ける地域との連携の 難易度の高さ ② 営農型太陽光 発電のイメージ向上・ 認知拡大	① 農家への認知拡 大と参加ニーズの把握 ② J-クレジット制度の 運用厳格化による 対応の難易度上昇	① コンテンツの増加に 伴う中間支援組織の 負担増加 ② 農泊における農家 への収益の定着 ③ 自立的な事業の 確立	① ガストロミーツーリ ズムの経済的波及 効果の不透明さ ② 農業×観光の 収益性の不透明さ ③ 農業の生産体制 構築・担い手不足な どの課題解決	① 輸出への認知 拡大、興味・関心の 醸成 ② 販路開拓の負担 ③ 検品・品質管理に おける対応の負担 ④ 小規模・供給量 変動への対応の困難
行政・支援機 関への期待	・事業構想段階にお ける地域との連携構築 への関与・支援 ・営農型太陽光発電 に関する認知拡大	・J-クレジット制度に 関する認知拡大の ための情報提供 ・制度対応に伴う農家 の事務負担軽減に 向けた補完的支援 ・地域単位での支援	・中間支援組織や コーディネーター機能の 構築・維持に対する 継続的な支援 ・成功のパターン化と パターンに対応するた めの柔軟な支援制度 の整備 ・自立的運営への 移行を後押しする 支援	・ガストロミーツーリ ズムの経済的波及効果 を可視化 ・収益性の可視化に よる農業×観光事業 への不安感の解消 ・生産体制構築、 担い手確保などの 農業の課題解決と 観光の取り組みを 一体で進めること	・輸出への認知拡大の ための情報発信 ・販路開拓、海外 市場定着に向けた 継続的支援 ・輸出の基盤機能を、 個別事業者の努力に 依存させない 仕組みづくり ・出荷量の大規模化と 供給量変動の解消

出所：東北活性研作成

＜構造的特徴＞

① 事業上の主要な活動を最も適切にコントロールできる主体による明確な役割分担

第一の特徴は、事業上の主要な活動について、それを最も適切にコントロールできる主体が担うよう、あらかじめ明確に役割分担が設計されていることである。

成功要因①などに記載の通り、舞台ファームでは、営農型太陽光発電事業に不可欠な地域での合意形成を同社が担っていた。フェイガーでは、カーボンクレジットの高度かつ煩雑な制度対応や販売を、プログラム型のクレジットとして同社が担っていた。遠野市では、観光における主要な活動である商品造成や販売を中間支援組織が担っていた。鶴岡市では、観光における体制構築を協議会、旅行商品造成を DMO、プロモーションを協議会及び DMO が分担していた。さらに、九州農水産物直販では、輸出先のニーズに応じた品目・規格の設定や販路開拓を事業者が担っていた。

このように、農家がすべての役割を抱え込むのではなく、地域からの反発や規制・政策動向、市場動向などのリスク・不確実性を含む主要な活動について、役割を適切な主体に切り分けることが、他分野融合を成立させている共通の特徴である。

② 農家が参画しやすく設計されたビジネスモデル

第二の特徴は、農家がゼロから事業を構想・設計するのではなく、あらかじめ設計されたビジネスモデルに農家が参画している形がとられていることである。

成功要因②などに記載の通り、舞台ファームでは、営農技術を前提として営農型太陽光発電事業をしており、さらに生産者の販路のとりまとめを行っている。フェイガーでは、J-クレジット制度への対応プロセス（認証取得、販売）が事業者側で一体的に設計されており、農家は証憑登録などの限定的な作業負担と日常の営農行為を通じて制度に参加する構造となっている。遠野市では、農家は宿泊、体験、食材提供など様々な形で関与できるビジネスモデルを構築している。鶴岡市では、協議会と DMO が商品造成やプロモーションなど観光事業の中核を担い、農家は主として生産を担う役割分担のもとでビジネスモデルが構築されている。九州農水産物直販では、安定供給可能な農家が、同社が持つ販路を活用した輸出のビジネスモデルに参画する構造となっている。

このように、「農家が単独でゼロから事業に挑戦する」のではなく、農家が無理なく関与できるように設計されたビジネスモデルを構築することが、他分野融合を現実的な選択肢とする上での重要な構造的特徴である。

③ 農業と他分野をつなぐ「翻訳・接続機能」

第三の特徴は、農業と他分野の間に存在する価値・制度・商習慣などの違いを調整する「翻訳・接続機能」が、ビジネスモデルの中に組み込まれている点である。

成功要因③などに記載の通り、舞台ファームでは、前述の地域や農家との連携に加え、地域内でのエネルギー還元といった仕組みを通じて関係性の構築・調整を行っている。フェイガーでは、前述の制度対応に加え、早期に農家への収益還元を行うことで現場の負担感を軽減している。遠野市では、前述の中間支援組織による販売などの連携に加え、市場の変化を踏まえて農泊の取り組み全体の改善をおこなっている。鶴岡市では、農業の価値を観光客や消費者に伝える役割を、ガイドや料理人が担っている。九州農水産物直販では、国内流通と海外市場の制度・商習慣の違いを事業者が農家に伝え、それを遵守させる仕組みを構築している。

このように、農業と他分野において「翻訳・接続機能」をビジネスモデルに組みこむことにより円滑な連携を図るとともに、連携を通じてさらなるメリットを生み出していることが構造的特徴である。

次に他分野融合の先進事例においてみられる共通の構造的課題を3点に整理して考察する。

<構造的課題>

① 農家への他分野の事業の認知拡大・理解醸成・マッチング

第一の課題は、農家に対する他分野事業の認知拡大・理解醸成である。

表中の課題に記載の通り、再生可能エネルギーやカーボンクレジット、輸出といった分野では農家側の認知不足が課題となっている。また、農泊やガストロノミーツーリズムにおいては、収益性が課題として挙げられており、成功事例や市場性に関する具体的な情報共有が必要なことがうかがえる。また、上述の構造的特徴の通り、他分野融合においては事業者によるビジネスモデルの設計、明確な役割分担、関係者間の連携が重要であり、それら要件を実現できる他分野の事業者と農家とのマッチング機会を創出することも重要と考えられる。

以上をまとめると、農家に対する認知拡大、成功事例などを通じた取り組み内容への理解醸成、その後のマッチング機会の創出という一連の流れを構築することにより、他分野融合の取り組みを拡大していくことが求められる。

② 他分野融合の成立における特定事業者の能力の必要性和農家の適性

第二の課題は、他分野融合を成立させる上で求められる特定事業者の能力の必要性和参画する農家の適性である。

表中の課題に記載の通り、営農型太陽光発電においては地域との合意形成が不可欠であり、またカーボンクレジットにおいては制度の厳格化への継続的な対応が今後の取り組みにおける課題となる。一方で、整理した構造的特徴に記載の通り、先進事例では、事業上の主要な活動やビジネスモデルの設計、農業と他分野の連携などの高度な活動を特定の事業者や行政、中間支援組織が引き受けている。

また、輸出においては一定規模の生産量が必要となること、再生可能エネルギーについては“3.1.4 先進的なビジネスモデル：株式会社舞台ファーム”に記載の通り、事業に適した農家の条件があるなど、農家側の適性についても考慮が必要である。

そのため、前項で述べたマッチングにおいては、十分な能力のある事業者と適性のある農家を適切に組み合わせるための助言や調整が必要となってくる。

③ 支援策等に関する農家への情報の分散

第三の課題は、支援策等に関する情報の分散である。

本調査で取り上げた他分野融合の先進事例では、補助金や支援制度を組み合わせながら事業を構築しているが、これらは制度に精通した事業者や行政関係者が関与しているからこそ可能となっている側面が大きい。

一般の農家にとっては、どの段階で、どの制度を、どこに相談すればよいのかが分かりにくく、結果として制度が存在していても活用に至らないケースがあると考えられる。

なお、同様の課題は、多様な人材活躍に関する事例において確認されており、分野を超えた農業全体の構造的課題といえる。

3.9.2. 多様な人材の活躍に関する構造的特徴と構造的課題

本調査では、福祉、外国人材、女性活躍といった多様な人材が農業において活躍している先進事例を取り上げ、それぞれの成功要因、課題、行政・支援機関への期待を整理した。

これらの事例は、人材属性や活躍の形態こそ異なるものの、労働力の縮小が深刻化する中で、農業経営を持続させるための現実的な対応として戦略的に位置付けられている。

そのうえで先進事例を俯瞰すると、多様な人材の活躍が成立している事例には、共通した構造的特徴が確認できる。

図表 3-93. 多様な人材活躍の先進事例調査結果のポイント（要約表）

	福祉 (弘前市)	外国人材 (舞台ファーム)	女性活躍 (やまがた農業女子ネットワーク)
主体	基礎自治体（弘前市）	農業法人（株式会社舞台ファーム）	女性農業者が主体となって活動する地域グループ
取り組みの位置づけ	農業と福祉の構造的接続	人口減少を前提とした中長期の経営戦略の中核	女性活躍を起点とした農業経営の持続性向上
成功要因①	行政による一元的マッチングを通じた取り組みの創出	就業環境の整備による農業へのフィット	女性活躍における課題解決の土台としての「居場所」「つながり」
成功要因②	マニュアルによる可視化と見学会による農作業への不安・疑問の解消	生活環境の整備・文化面の取り組みによる生活・文化におけるフィット	女性同士のつながりの経営への活用
成功要因③	実務を配慮した現場での作業への工夫・支援	DXを労働の「基盤」として活用	現場の困りごとから出発する、実践的で等身大の学びの設計
拡大における課題	① 福祉事業所側の人員不足 ② 農園の立地による移動負担および実施の制約 ③ 農作業の季節ごとの偏在による事業の不安定	① 外国人材の価値観変化と人材獲得競争 ② 文化・宗教・慣習の違い・偏見への対応 ③ 制度・手続きの分かりにくさ	① 農業の現場における「見えにくい負担」 ② 農業経営が「先を描きにくい」ことによる、将来不安の常態化 ③ 支援制度や外部サービスが、現場の実態と噛み合っていない現実
行政・支援機関への期待	・人材の拡大を後押しする制度設計 ・現場へのアクセスを支える基盤整備 ・中間支援機能を担う人材・組織への継続的支援	・制度・手続きの分かりやすさ ・多様な文化を尊重した働きやすさ・住みやすさ	・生活全般の支援から農業特有の課題に即した支援へと進化させること ・女性グループの活動を支える支援制度の「使いやすさ」を高めること ・点在する支援や情報をつなぐ「相談・マッチング機能」の整備

出所：東北活性研作成

＜構造的特徴＞

① 農業の持続性や経営安定性を高める「戦略」としての多様な人材の位置付け

第一の特徴は、福祉対象者、女性、外国人材といった多様な人材を、農業経営を安定・持続させるための戦略の要素として明確に位置付けている点である。

弘前市では、福祉対象者の活躍をりんごの病害対策の作業に位置付けたことをきっかけとして、農業全般における慢性的な労働力不足への対応を実現している。舞台ファームでは、「三本の矢戦略」の一部に外国人材を含む農業人材を設定することで、事業規模拡大への対応力を高めている。やまがた農業女子ネットワークでは、女性農業者のネットワーク化を通じて、経営や技術、販路に関する知見の共有や労働力の相互補完が図られている。

このように、先進事例では多様な人材の活躍が一時的な対応としてではなく、農業を持続させるために不可欠な経営戦略の一部として明確に位置付けられている点が特徴である。

② 人材活躍のための施策における組織的な対応及び関係主体との役割分担

第二の特徴は、多様な人材の活躍のための負担が、特定の農家や個人の努力に依存するのではなく、組織的あるいは関係主体との役割分担の中で対応されている点である。

成功要因に記載の通り、弘前市では、就労支援を行っている福祉事業所と農家をマッチングする体制が整備されているほか、作業内容に関するマニュアルの作成や現場での工夫がなされている。舞台ファームでは、組織として DX の活用と並行して、外国人材の就業環境や生活環境を含めた働きやすい環境を仕組みとして整備されている。やまがた農業女子ネットワークでは、ネットワーク自体が相談・情報共有・学習の場として機能し、個々の農業者が孤立せずに活動できる環境を整えている。

このように、先進事例では戦略実行のための施策を農家個人に集中させるのではなく、調整・支援機能を組織化・外部化している点が共通する構造的特徴である。

次に、多様な人材活躍の先進事例にみられる共通の構造的課題を2点に整理して考察する。

＜構造的課題＞

① 農家と多様な人材のマッチング

第一の課題は、農家と多様な人材の接点の創出である。

先進事例では、構造的特徴に記載した通り、弘前市による福祉事業所とのマッチング、舞台ファームによる外国人材の受け入れ、やまがた農業女子ネットワークによるネットワーク組織など、組織的な対応や関係主体による役割分担を通じて農家と人材の接点が意図的に創出されている。

一方で、一般の農家では「どのような人材が、どの作業に、どのような形で関われるのか」が見えにくく、自ら適切な人材や関係主体にたどり着くことは容易ではない。

そのため、この課題は農家側の理解や努力不足に起因するものではなく、ゆえに農家と人材を結び付ける情報や関係性を仕組みとして可視化・共有する必要がある。

② 多様な人材の活躍におけるノウハウの共有

第二の課題は、多様な人材の活躍を支えるためのノウハウの共有である。

先進事例では、構造的特徴に記載した通り、弘前市におけるマニュアルによる作業内容の可視化や、舞台ファームにおける就業環境・生活環境の整備、女性グループによる研修の機会の提供など、多様な人材を受け入れ、育成し、定着させるための工夫が随所に見られ、事業者や支援主体が蓄積してきた経験やノウハウに支えられている。

弘前市におけるマニュアル整備の背景にあった課題の通り、個別事例の成功にとどまらず、多様な人材活躍を広げていくためには、これらの取り組みにおける具体的・実践的なノウハウを体系化し、その上で他地域や一般の農家も含めて共有し、実行まで伴走的な支援をする仕組みが必要となると考えられる。

3.9.3. 事例調査の総括

本調査では、農業における「他分野融合」と「多様な人材活躍」という二つのテーマについて、複数の先進事例を取り上げ、それぞれの成功要因と課題を整理してきた。テーマや手法は多様であるものの、各事例を横断的に分析した結果、両者は本質的に共通した構造を有していることが明らかとなった。

他分野融合の先進事例では、農家が参画しやすく設計されたビジネスモデルにおいて、事業上の主要な活動を最も適切にコントロールできる主体が担い、「翻訳・接続機能」により農業と他分野の連携がなされることで、事業が円滑に推進されていた。

多様な人材活躍の先進事例では、福祉対象者、外国人材、女性といった多様な人材が、農業経営の持続性や安定性を高める戦略的要素として明確に位置付けられていた。そのうえで、戦略実行の施策が農家個人の負担に過度に依存することなく、組織内の分担や外部主体との連携によって担われ、現場負担を過度に高めない構造が構築されていた。

これら二つのテーマは、一見すると異なる課題を扱っているように見える。しかし、先進事例の構造を突き詰めてみると、「マッチング」「事業化・定着支援」「情報共有（認知拡大・理解醸成、制度・情報整理）」といった共通の課題が浮かび上がり、同じ支援の枠組みで支えることが可能な取り組みであることが分かる。

以上の分析から、他分野融合と多様な人材活躍の双方に共通して求められる機能として、

- ① 認知拡大や理解醸成、制度・支援策の整理・提示のための情報共有・窓口機能
- ② 農家と他分野の事業者や人材を結び付けるマッチング機能
- ③ 事業構想や人材育成・定着を支える伴走型の支援・アドバイス機能

の3点に整理できる。

これらの機能は、個々の農家や事業者に委ねるべきものではなく、自治体、経済団体、関係機関が関与しながら、地域として一体的に整備していくことが不可欠である。

次章では、本調査で得られたこれらの示唆を踏まえ、他分野融合と多様な人材の活躍を地域において持続的かつ再現的に展開していくためのプラットフォーム機能について具体的に提言する。

4. 提言

—他分野融合と多様な人材の活躍を支える 「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築に向けて—

本調査を通じて明らかになったのは、農業分野における他分野融合と多様な人材の活躍が、いずれも共通する構造的特徴や構造的課題を抱えているということである。

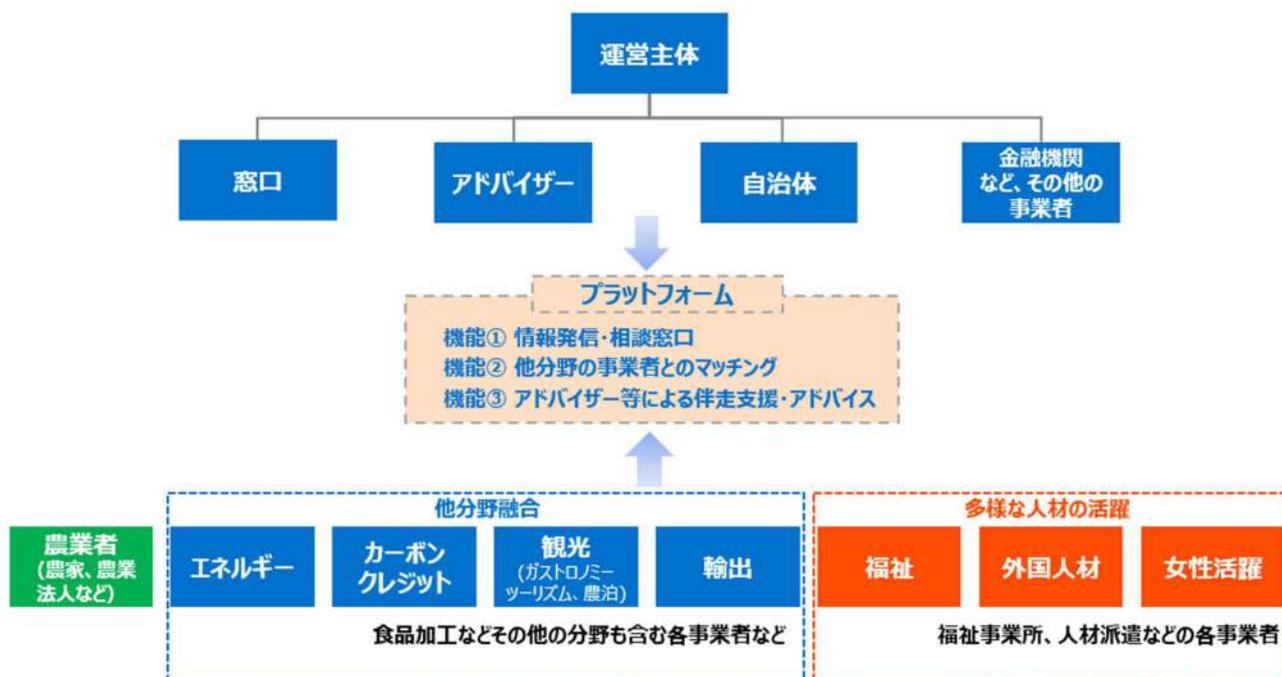
すなわち、他分野融合や多様な人材の活躍は事業者、行政、中間支援組織と農家の間で役割分担と連携がなされることではじめて円滑に推進される。これらの取り組みは、再生可能エネルギーの「地域での合意形成」、カーボンクレジットの「制度対応」、観光の「ブランディング、商品造成、販売」、輸出の「販路開拓」、農福連携の「マッチング」、女性活躍の「ネットワーク、研修」、外国人材の「就業・生活環境の整備」、そのほか事業開発や人材育成・定着の取り組みなど、多様な機能・仕組みを前提として初めて成立する。

先進事例においては、結果としてこれらの機能が、特定の事業者、行政、中間支援組織などによって個別に担われてきた。しかしそれは、あくまで「できる主体が、できる範囲で引き受けてきた」ものにとどまっており、地域全体として意図的に設計・整備された仕組みではない。

今後、これらの取り組みを一過性の成功事例に終わらせることなく、地域において持続的かつ面的に展開していくためには、個別事例を支えてきた機能や役割を「見える化」し、誰もが利用可能な形で共有する仕組みが不可欠である。

その中核として、他分野融合と多様な人材の活躍の双方を横断的に支える「東北版農業他分野融合プラットフォーム」（図表 4-1）の構築を提言する。

図表 4-1. 東北版農業他分野融合プラットフォーム



出所：東北活性研作成

以下では、本調査の分析結果を踏まえ、当該プラットフォームにおいて整備すべき中核機能を、三点に整理して示す。

＜求められるプラットフォームの3つの機能＞

① 認知拡大や理解醸成、制度・支援策の整理・提示のための情報共有・窓口機能

第一に、認知拡大や理解醸成に取り組むとともに、制度や補助金、各種支援策を、農家・事業者の視点に立って分かりやすく整理・提示する情報共有・窓口機能が求められる。

他分野融合では認知拡大が課題であることに加え、収益性などに対する懸念点を和らげるための成功事例や事業の実態に関する情報共有も必要となる。また、多様な人材の活躍においてもノウハウの体系化などにより、人材が農業現場でどのように活躍するのかについて具体的な情報を共有する必要がある。

さらに、“3.9.1 他分野融合に関する構造的特徴と構造的課題”＜構造的課題＞③ 支援策等の農家への情報の分散」に記載の通り、農家からは「どこに相談すればよいか分からない」という声も見られた。先進事例では、複数の制度や支援策を組み合わせながら事業を構築しているが、その多くは制度を熟知した主体が関与しているからこそ可能となっている。一方で、一般の農家や事業者にとっては、「どの段階で、どの制度を、どのように活用すればよいのか」が見えにくく、結果として制度が存在していても活用に至らないケースも想定される。

今後は、認知拡大、成功事例やノウハウの共有による理解の醸成とともに、事業の立ち上げから運営・定着に至るプロセスに沿って支援策を整理・提示し、それらの窓口を統一することで、他分野融合や多様な人材の活躍を現実的な経営の一部に位置付けることが可能となる。

② 農家と他分野の事業者や人材を結び付けるマッチング機能

第二に、農家と他分野の事業者、多様な人材とを結び付けるマッチング機能である。

他分野融合では事業者などとの適切な役割分担、連携が重要であり、多様な人材の活躍についても農家と人材との接点を意図的に創出する必要がある。

今後は、どのような他分野の事業者が存在するのか、どのような人材が、どの作業・工程で活躍可能なのか、どのような関わり方や役割分担が現実的なのか、といった情報を体系的に整理・可視化し、農家や事業者が容易にアクセス可能な環境を整えることが重要である。

③ 事業構想や人材育成・定着を支える伴走型の支援・アドバイス機能

第三に、他分野融合や多様な人材の活躍を、構想段階から実装・定着に至るまで一貫して支える伴走型の支援機能である。

先進事例では、事業化や人材育成・定着といった工程を、能力・経験を有する特定の主体が引き受けることで事業が成立してきた。しかし、これらの工程を一般の農家や事業者が単独で担うことは現実的ではなく、この点が他分野融合や多様な人材の活躍の大きな参入障壁となっている。

そのため、地域として、事業構想や役割分担の整理、制度対応や契約関係の整理、人材の受入・育成・定着に関する助言などを行う第三者的なアドバイザー機能を整備し、農家や事業者が過度なリスクを負うことなく挑戦できる環境を構築することが不可欠である。

＜プラットフォームの参画主体＞

以上の機能を有する「東北版農業他分野融合プラットフォーム」は、特定の主体のみで完結するものではなく、分野横断的な関係主体の参画と連携を前提とするものである。

具体的には、エネルギー、カーボンクレジット、観光、農泊、輸出等に関わる他分野事業者に加え、労働力確保の観点から、福祉事業所、外国人材や女性を含む人材派遣・支援機関、さらには事業構想や制度対応を支援するアドバイザー、自治体、金融機関等も重要な参画主体として想定される。

これらの関係主体が、それぞれの専門性や役割を持ち寄り、連携することで、他分野融合と多様な人材の活躍を一体的に支える実効性の高い支援基盤が形成されることが期待される。

＜プラットフォームを主導する主体とその役割＞

本提言において想定する「東北版農業他分野融合プラットフォーム」は、県域を越えた広域的な取り組みを前提とするものであり、立ち上がり当初においては、東北圏全体を所管する国の行政機関が主導的な役割を果たすことが期待される。

具体的には、国の行政機関が「東北圏農業他分野融合コンソーシアム事業（仮称）」のような事業スキームを設け、他分野融合および多様な人材の活躍を支えるプラットフォーム形成を目的とした公募事業を行うことが考えられる。その際、

- 他分野融合、多様な人材の活躍に向けたコンソーシアム運営（参加企業・関係主体の招聘）
- 認知拡大や理解醸成、制度・支援策の整理・提示のための情報共有・窓口機能
- 農家と他分野の事業者や人材を結び付けるマッチング機能
- 事業構想や人材育成・定着を支える伴走型の支援・アドバイス機能

といったプラットフォーム機能を一体的に担う運営主体として、民間事業者を選定し、運営を委託することが想定される。

このような形をとることで、行政は制度設計や全体方針の提示に注力しつつ、現場に近い民間主体が、柔軟かつ機動的にプラットフォーム機能を担うことが可能となる。

また、プラットフォームの成熟段階においては、行政主導にとどまらず、他分野事業者や金融機関等からの出資や参画を得ながら、民間主体が中心となって運営を担い、自立的に機能する体制へと移行していくことも想定される。

<プラットフォームを実装・定着させるための現実的ステップ>

「東北版農業他分野融合プラットフォーム」を実効性ある仕組みとして機能させるためには、初期段階から完成形を目指すのではなく、段階的に機能を積み上げていくアプローチが有効である。

特に、行政予算を活用して立ち上げる初期フェーズにおいては、過度に広範な取り組みを一挙に展開するのではなく、成果が見えやすく、再現性を確認できるステップ設計が求められる。

以下では、プラットフォームが実際に機能し、参加主体が着実に増えていくことを想定し、三段階のステップとして整理する。

ステップ1：モデル案件創出型フェーズ（立ち上げ期）

－ まず「動く案件」を確実につくる段階 －

初期段階において最も重要なのは、他分野融合や多様な人材の活躍が実際に成立する具体的なモデル案件を意図的に生み出すことである。

このフェーズでは、広く参加者を募ることよりも、実証的な案件を確実に成立させることを優先する。

具体的には、国の行政機関が主導する事業のもとで、

- 他分野融合や多様な人材の活躍に意欲を有する農家・地域を数件選定、
- プラットフォーム運営主体が中心となって、他分野事業者や人材、関係機関をマッチング、
- 事業構想から制度対応、実装に至るまでを集中的に伴走支援する。

この段階では、案件数をあえて絞り込み、成立に至るまで責任を持って支援する体制を構築することが重要である。

ステップ2：参加型・拡張フェーズ（展開期）

－ 成功事例を「型」にして、他地域へ広げる段階 －

モデル案件が一定数成立した段階では、プラットフォームの役割を、個別案件の成立支援から、成功事例を他地域へと展開する段階へと移行させる。

このフェーズで重視すべきポイントは、成功事例を単に紹介することではなく、「なぜ成立したのか」「何があれば他地域でも再現できるのか」を整理し、共有することである。

具体的には、

- モデル案件について、関係主体の役割分担、活用した制度・支援策、事業化までのプロセスを簡潔に整理、
- 他地域の農家や事業者が参照可能な形で可視化する。

そのうえで、類似の条件や課題を有する他地域において、プラットフォームが再度マッチングや事業構想の支援を行い、モデル案件を起点とした横展開を図る。

また、マッチングイベントやテーマ別の意見交換の場を通じて、具体的な事例を起点に関われる機会を設けることで、認知拡大や理解醸成を進め、参加主体の裾野を段階的に広げていく。

このように、ステップ2は、成功事例を「点」で終わらせず、「活用可能な型」として地域間で共有・展開していくフェーズとして位置付けられる。

ステップ3：自走・定着フェーズ（成熟期）

－ 民間主体を中心に持続的に回る段階 －

一定数の案件が継続的に生まれ、参加主体が固定化してきた段階では、プラットフォームは行政主導から、民間主体を中心とした自走型の運営へと移行していく。

この段階では、

- 他分野の事業者や金融機関による参画・出資、
- 成功事例を活用した新たな事業の創出、
- 人材育成やノウハウ共有の仕組み化、

などが進み、プラットフォーム自体が地域の経済活動の一部として定着していくことが期待される。

本提言は、他分野融合や多様な人材の活躍を、先進的な個別事例にとどめるのではなく、地域全体で再現可能な取り組みとして定着させるための共通基盤の必要性を示したものである。

今後、本提言を起点として具体的な取り組みが積み重ねられ、東北圏において農業分野の他分野融合を支える基盤が形成・定着することにより、東北圏農業の持続的な発展に資することが期待される。

参考文献

- [1] 東北農政局, “令和5年 農業産出額及び生産農業所得(東北),” 24 12 2024. [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/tohoku/stinfo/kekka/nougyou_sansyutu/attach/pdf/241224-2.pdf. [アクセス日: 9 12 2025].
- [2] 東北圏広域地方計画推進室, “東北圏の現況(データ),” 29 8 2022. [オンライン]. Available: https://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/pdf/sakutei2/sakutei2yuushiki01/13_shiryou13.pdf. [アクセス日: 9 12 2025].
- [3] 東北農政局, “東北農業データファイル(地図版) 東北 全体版 2020年値,” [オンライン]. Available: <https://www.maff.go.jp/tohoku/stinfo/deta/attach/pdf/tizu-33.pdf>. [アクセス日: 9 12 2025].
- [4] 農林水産省, “食料・農業・農村基本計画 令和7年4月,” 11 4 2025. [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-61.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [5] 農林水産省, “六次産業化・地産地消法の概要,” [オンライン]. Available: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/6jika/attach/pdf/horitsu-1.pdf>. [アクセス日: 1 12 2025].
- [6] 農林水産省, “農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針,” 14 3 2011. [オンライン]. Available: https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/6086280/www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/houritu/pdf/110314_kihon_housin_hontai.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [7] 内閣官房, “日本再興戦略-JAPAN is BACK-,” 14 6 2013. [オンライン]. Available: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/saikou_jpn.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [8] 農林水産省・地域の活力創造本部, “農林水産省・地域の活力創造プラン,” 10 12 2013. [オンライン]. Available: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/plan-honbun.pdf>. [アクセス日: 1 12 2025].
- [9] 農林水産省, “株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要,” [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/pdf/law_gaiyo.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [10] A-FIVEの検証に係る検討会, “株式会社農林漁業成長産業化支援機構に係る検証報告,” 31 7 2020. [オンライン]. Available: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/kentou01-20.pdf>. [アクセス日: 1 12 2025].

- [11] 復興庁, “復興政策 10 年間の振り返り 3 章 新たな取組 4 節 「新しい東北」の創造,” [オンライン]. Available:
<https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/pdf/archive/chapter3-verse4.pdf>. [アクセス日: 1 12 2025].
- [12] 復興庁, “「新しい東北」先導モデル事業,” [オンライン]. Available:
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/cat-11/cat-39/20131003170713/>. [アクセス日: 1 12 2025].
- [13] 国土交通省, “東北圏広域地方計画～豊かな自然の中で交流・産業拠点として発展するふるさと「東北につぼん」～,” 4 8 2009. [オンライン]. Available:
https://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/pdf/090804_keikaku.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [14] 国土交通省, “東北圏広域地方計画 震災復興から自立的発展へ ～防災先進圏域の実現と、豊かな自然を活かし 交流・産業拠点を目指す「東北につぼん」～,” 29 3 2016. [オンライン]. Available: https://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/pdf/160329_keikaku.pdf. [アクセス日: 1 12 2025].
- [15] 農林水産省, “食料・農業・農村基本計画 平成 22 年 3 月,” 30 3 2010. [オンライン]. Available:
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402597/www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/kihon_keikaku_22.pdf. [アクセス日: 2 12 2025].
- [16] 農林水産省, “食料・農業・農村基本計画 平成 27 年 3 月,” 31 3 2015. [オンライン]. Available:
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402597/www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/1_27keikaku.pdf. [アクセス日: 2 12 2025].
- [17] 農林水産省, “農業経営等の展望,” [オンライン]. Available:
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402597/www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/8_keiei.pdf. [アクセス日: 2 12 2025].
- [18] 農林水産省, “食料・農業・農村基本計画 ～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～ 令和 2 年 3 月,” 31 3 2020. [オンライン]. Available:
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/r2_keikaku-3.pdf. [アクセス日: 2 12 2025].
- [19] 農林水産省, “地域資源活用価値創出（旧農山漁村発イノベーション）の推進について,” 10 2025. [オンライン]. Available:
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-253.pdf>. [アクセス日: 1 12 2025].
- [20] 農林水産省, “食料・農業・農村基本法,” [オンライン]. Available:
<https://www.maff.go.jp/j/basiclaw/index.html>. [アクセス日: 3 12 2025].

- [21] 農林水産省 地方みらい共創研究会, “地方みらい共創戦略 ～里・森・海業で、おいしく豊かで楽しい 農林水産地域へ～,” 29 5 2025. [オンライン]. Available: <https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/attach/pdf/250529-6.pdf>. [アクセス日: 12 2025].
- [22] 総務省, “農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 政策評価書,” 3 2019. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000610688.pdf. [アクセス日: 2 12 2025].
- [23] 農林中央金庫, “「食料・農業・農村基本法」改正を前に「日本の農業の持続可能性に関する意識調査」を実施,” 26 3 2024. [オンライン]. Available: https://www.nochubank.or.jp/news/news_release/2024/post-994.html. [アクセス日: 5 12 2025].
- [24] 日本政策金融公庫, “農業景況調査（令和6年7月）,” 26 9 2024. [オンライン]. Available: <https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics240926a.pdf>. [アクセス日: 5 12 2025].
- [25] 一般社団法人全国農業会議所 全国新規就農相談センター, “新規就農者の就農実態に関する調査結果－令和6年度－,” 3 2025. [オンライン]. Available: https://www.befarmer.jp/uploads/statistics/r6_zittai.pdf. [アクセス日: 5 12 2025].
- [26] 総務省, “農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－<結果に基づく勧告>,” 22 3 2019. [オンライン]. Available: https://www.soumu.go.jp/main_content/000607937.pdf. [アクセス日: 5 12 2025].
- [27] 舞台ファーム, “沿革,” [オンライン]. Available: <https://butaifarm.com/about/history/>. [アクセス日: 6 1 2026].
- [28] 舞台ファーム, “神明ホールディングスとの業務提携を締結,” 29 7 2025. [オンライン]. Available: <https://butaifarm.com/wp/wp-content/uploads/2025/07/62c5cb1c3225f8213bec43f5df85089a.pdf>. [アクセス日: 6 1 2026].
- [29] 富士経済, “農業・水産業・畜産業におけるカーボンクレジット市場のトレンドと創出・取引拡大に向けた取り組み実態調査,” 17 12 2024. [オンライン]. Available: <https://www.fuji-keizai.co.jp/report/detail.html?code=122410911>. [アクセス日: 8 12 2025].
- [30] 中国四国農政局生産部環境・技術課, “農林水産分野におけるカーボン・クレジットの推進について,” 15 12 2025. [オンライン]. Available: <https://www.maff.go.jp/chushi/seisan/kankyo/mieruka/attach/pdf/j-kure-24.pdf>. [アクセス日: 1 1 2026].

- [31] 農林水産省, “農泊をめぐる状況について,” 10 1 2025. [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/hokuriku/rural/kasseika/attach/pdf/nouhaku_suisintaisaku-186.pdf. [アクセス日: 8 12 2025].
- [32] 株式会社 JTB 総合研究所, “農泊ナレッジ集,” 3 2025. [オンライン]. Available: https://nouhaku-model.jp/wp/wp-content/themes/artrwd/library/file/nouhaku_knowledge2.pdf. [アクセス日: 14 1 2026].
- [33] 農林水産省, “令和 4 年度第 3 回農泊推進研究会資料 日本の食・食文化の発信を通じたインバウンドの促進,” [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/suishin_kenkyu-53.pdf.
- [34] 国連世界観光機関 (UNWTO)、公益社団法人日本観光振興協会、株式会社ぐるなび, “我が国のガストロノミーツーリズムに関する調査報告 2018,” [オンライン]. Available: <https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2021/04/b5e08da93ab3bbdfbc0fc3b3d63a022a.pdf>. [アクセス日: 11 12 2025].
- [35] Fortune Business Insights, “Culinary Tourism Market Size, Share & Growth Report [2032],” 1 12 2025. [オンライン]. Available: <https://www.fortunebusinessinsights.com/culinary-tourism-market-113603>. [アクセス日: 18 12 2025].
- [36] 観光庁, “地域一体型ガストロノミーツーリズム推進のための成果事例集,” [オンライン]. Available: <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001882803.pdf>. [アクセス日: 8 1 2016].
- [37] 出入国在留管理庁, “特定技能 2 号の対象分野の追加について (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定),” 31 8 2023. [オンライン]. Available: https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00067.html. [アクセス日: 8 12 2025].
- [38] 農林水産省, “2025 年農林業センサス結果の概要 (概数値) (令和 7 年 2 月 1 日現在),” 28 11 2025. [オンライン]. Available: https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/pdf/census_25.pdf. [アクセス日: 25 1 2026].

他分野との融合による農業ビジネスの可能性と課題

～他分野融合と多様な人材の活躍を支える
「東北版農業他分野融合プラットフォーム」の構築に向けて～

2026年3月発行

発行:公益財団法人 東北活性化研究センター

住所:〒980-0021 仙台市青葉区中央2-9-10セントレ東北9階

TEL:022-222-3394 FAX:022-222-3395

URL:<https://www.kasseiken.jp/>